

# 官報号外

平成二十一年六月十八日

## ○第一百七十一回衆議院会議録 第四十号

平成二十一年六月十八日(木曜日)

議事日程 第二十七号

平成二十一年六月十八日  
午後一時開議

第一 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)

第二 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)

第三 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

第四 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

第五 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 投資の自由化、促進及び保護に関する日本とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十九回国会、内閣提出)

第八 投資の促進、保護及び自由化に関する日本とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十九回国会、内閣提出)

第九 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第十 社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十一 特定農業加工業経営改善臨時措置法の一部を改定する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十二 日程第一 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)

第十三 日程第二 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

第十四 日程第三 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、石井啓一君外一名提出)

第十五 日程第四 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

第十六 日程第五 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

第十七 日程第六 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)

日程第六 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 投資の自由化、促進及び保護に関する日本とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十九回国会、内閣提出)

日程第八 投資の促進、保護及び自由化に関する日本とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十九回国会、内閣提出)

日程第九 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第十 特定農業加工業経営改善臨時措置法の一部を改定する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十一 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十二 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、石井啓一君外二名提出)

日程第十三 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十四 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、石井啓一君外二名提出)

日程第十五 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十六 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十七 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。  
午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)

日程第二 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田啓一君外二名提出)

日程第三 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、石井啓一君外二名提出)

日程第四 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第五 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、石井啓一君外二名提出)

日程第六 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第七 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第八 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第九 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十一 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十二 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十三 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十四 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十五 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

日程第十六 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)

官 報 (号 外)

君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います

本案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場開鎖。

「参事投票を計算する」

○議長(河野洋平君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務總長報告〕

投票総数 四百三十  
可とする者(白票) 一百六十三  
否とする者(青票) 百六十七

○議長(河野洋平君) 右の結果、日程第一、第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案は可決いたしました。(拍手)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律  
案 第百六十四回国会 中山太郎君外五名提出  
を可とする議員の氏名

あかま二郎君 安次富 修君  
逢沢 一郎君 愛知 和男君  
赤城 徳彦君 赤澤 亮正君

官 報 (号 外)

平成二十一年六月十八日

衆議院会議録第四十号

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第一百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)外三案

阿部 知子君 菅野 哲雄君

重野 安正君 辻元 清美君

照屋 寛徳君 日森 文尋君

保坂 展人君

〔東順治君登壇〕

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) たゞいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昨今の資源価格の不安定化等による影響を回避する必要性が増す一方、商品先物市場における利用者トラブルの急増といった状況に対処するため、使いやすい、透明、トラブルがないといつた条件を満たす商品先物市場の実現を図るうとするものであります。

○議長(河野洋平君) たゞいまの日程第一の議決の結果、日程第二、第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び日程第四、根本匠君外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の三案はいずれも議決を要しないものとなりました。

日程第五 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

本委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第三に、港内における異常な気象等による危険を防止するため、港長が、船舶に対し、港内からの退去を命ずること等ができるとともに、これらの船舶に対して、危険防止のために必要な勧告を行うこと及び勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

○議長(河野洋平君) 日程第六、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第六、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。国土交通委員長望月義夫君。

本委員会においては、翌十日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十七日質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○望月義夫君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における海難の発生状況、海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全性の向上を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、海域の特性に応じた航法として、一定の航路の区間における追い越しの禁止、航路外での待機の指示等の新たな航法を定めること、

第二に、船舶の安全な航行を援助するため、海事保安廳長官または港長は、航路等を航行する一定の船舶に対し、船舶交通の障害の発生に関する情報等の必要な情報を提供するとともに、これらの船舶に対して、危険防止のために必要な勧告を行ふために必要な通報に係る制度の整備を行うこと

などがあります。

本案は、去る六月九日本委員会に付託されました。

本案は、去る六月九日本委員会に付託されまし

た。

本委員会においては、翌十日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十七日質疑を終了いたしました。質疑終局後、討

論を行い、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

告白

〔本号末尾に掲載〕

第二に、船舶の安全な航行を援助するため、海事



委員長の報告を求めます。農林水産委員長遠藤利明君。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改

正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○遠藤利明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期間を五年間延長しようとするものであります。

本法律案は、去る四月八日参議院から送付さ

れ、同月二十八日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月三十日石破農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、六月十一日に質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。本日採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

#### 出席国務大臣

外務大臣	中曾根弘文君
厚生労働大臣	舛添要一君
農林水産大臣	石破茂君
経済産業大臣	二階俊博君
国土交通大臣	金子一義君

#### 議院運営委員

若宮健嗣君	岡本充功君
伊藤涉君	三谷光男君
武藤容治君	逢坂誠二君
古屋範子君	小平忠正君
高木美智代君	岡本充功君

#### 補欠

武藤容治君	大串博志君
古屋範子君	岡本充功君
伊藤涉君	大串博志君
逢坂誠二君	後藤斎君
高木美智代君	篠原孝君

#### 辞任

田村謙治君	園田康博君
三谷光男君	逢坂誠二君
高木美智代君	伊藤涉君
逢坂誠二君	田村謙治君
松本大輔君	三谷光男君

#### 補欠

伊藤涉君	高木美智代君
島村宣伸君	徳田毅君
長島忠美君	浮島敏男君
石川知裕君	石関貴史君
長安豊君	田名部匡代君

#### 辞任

島村宣伸君	徳田毅君
長島忠美君	浮島敏男君
石川知裕君	石関貴史君
長安豊君	田名部匡代君

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

#### 総務委員

橋本岳君	若宮健嗣君
渡部篤君	徳田毅君
逢坂誠二君	安次富修君
小平忠正君	柚木道義君
岡本充功君	木原稔君

岡本充功君	近江屋信広君
橋本岳君	福岡資麿君
逢坂誠二君	柴山昌彦君
小平忠正君	山口泰明君
岡本充功君	御法川信英君

岡本充功君	後藤斎君
大串博志君	篠原孝君
逢坂誠二君	園田康博君
高木美智代君	伊藤涉君
松本大輔君	田村謙治君

高木美智代君	とがしきなおみ君
逢坂誠二君	若宮健嗣君
伊藤涉君	徳田毅君
田村謙治君	安次富修君
三谷光男君	池田元久君

高木美智代君	とがしきなおみ君
伊藤涉君	若宮健嗣君
田村謙治君	徳田毅君
三谷光男君	安次富修君
高木美智代君	池田元久君

高木美智代君	とがしきなおみ君
伊藤涉君	若宮健嗣君
田村謙治君	徳田毅君
三谷光男君	安次富修君
高木美智代君	池田元久君

○議長の報告  
(通知書受領)

一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律  
資金決済に関する法律  
農地法等の一部を改正する法律

○議席変更

一、去る十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

木原稔君	柴山昌彦君	御法川信英君	山口泰明君	池田元久君	篠原孝君	大高松男君	近江屋信広君
若宮健嗣君	大高松男君	とがしきなおみ君	福岡資麿君	福岡道義君	後藤豊君	島村宣伸君	亀井静香君
徳田毅君	徳田毅君	徳田毅君	石川知裕君	長安豊君	鷲尾英一郎君	島村宣伸君	糸川正晃君

官 報 (号 外)

浮島 敏男君	長島 忠美君	保険業法の一部を改正する法律案(中川正春君 外四名提出)
徳田 耕君	島村 宜伸君	一、去る十六日、河野議長から麻生内閣総理大臣 あて、次の決議を送付した。
石関 貴史君	石川 知裕君	一、昨十七日、予備審査のため参議院から送付さ れた次の議案を受領した。
階 猛君	田名部匡代君	生活保護法の一部を改正する法律案 (委員会審査省略要求書受領)
糸川 正晃君	亀井 静香君	一、去る十六日、議員から次の議案は委員会の審 査を省略されたい旨の要求書を受領した。
武部 勤君	小野 次郎君	核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決 議案
赤松 広隆君	小川 淳也君	一、去る十六日、議長において、次のとおり特別 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
小沢 一郎君	山岡 賢次君	青少年問題に関する特別委員 (議案付託)
小野 次郎君	赤松 広隆君	一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のと おりである。
小川 淳也君	小沢 一郎君	特定期船の入港の禁止に関する特別措置法第五 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承 認第二号)
山岡 賢次君	武部 勤君	一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は 次のとおりである。
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	外務省の在外公館派遣員制度に関する再質問主 意書(鈴木宗男君提出)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は 次のとおりである。
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	外務省におけるタクシードルの使用状況等に関する 第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	外務省が保管している各種酒類に関する再質問 主意書(鈴木宗男君提出)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領し た。
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で 容疑者とされた人物が釈放された件に関する質 問に対する答弁書
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	衆議院議員鈴木宗男君提出裁判官と検察官の人 事交流に関する質問に対する答弁書
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種 手当に係る同省による国民への説明等に関する 質問に対する答弁書
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	住民との対話集会等に関する再質問主意書(鈴 木宗男君提出)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したい わゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官 経験者の証言に関する再質問主意書(鈴木宗男 君提出)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一、去る十六日、議員から提出した質問主意書(鈴 木宗男君提出)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一、去る十六日、河野議長から麻生内閣総理大臣 あて、次の決議を送付した。
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一、昨十七日、予備審査のため参議院から送付さ れた次の議案を受領した。
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	生活保護法の一部を改正する法律案 (委員会審査省略要求書受領)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一、去る十六日、議長において、次のとおり特別 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	青少年問題に関する特別委員 (議案付託)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のと おりである。
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	特定期船の入港の禁止に関する特別措置法第五 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承 認第二号)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は 次のとおりである。
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	外務省におけるタクシードルの使用状況等に関する 第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	外務省が保管している各種酒類に関する再質問 主意書(鈴木宗男君提出)
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領し た。
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で 容疑者とされた人物が釈放された件に関する質 問に対する答弁書
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	衆議院議員鈴木宗男君提出裁判官と検察官の人 事交流に関する質問に対する答弁書
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種 手当に係る同省による国民への説明等に関する 質問に対する答弁書
丹羽 秀樹君	西本 勝子君	住民との対話集会等に関する再質問主意書(鈴 木宗男君提出)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出平成二十一年財政検証関連資料に関する再質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木宗男君提出免罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する答弁書

殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、無女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。右を踏まえ、質問する。

一 菅家さんが逮捕された当時、栃木県警が実施したMCT118のDNA鑑定技術は、別人で

特に検察庁、警察庁としてどの様な認識を有しているか。

四 二で触れた様に、容疑者の取り調べに際して、け飛ばす、髪の毛を引っ張る等の暴力行為を行なうことは、暴行以外の何物でもなく、何ら正当性を有するものではないと考えるが、政府、特に検察庁、警察庁として、取り調べに際して、右の様な暴力行為を行うことを奨励しているか。

五 菅家さんの事例の様に、取り調べにおいて警察官が容疑者に対して暴力行為を働き、当該警

察官に対して処分が下された事例はこれまで何件あるか。その詳細と共に明らかにされたい。

六 菅家さんの事例の様に、取り調べにおいて検察官が容疑者に対して暴力行為を働き、当該検

察官に対し处分が下された事例はこれまで何件あるか。その詳細と共に明らかにされたい。

七 現在警察庁として、警察官が取り調べを行う

際、それが適正なものとなる様、別室より他の警察官がその様子を監視する土組みがとうつて

新潟官水場の精工社監督で河内綱の力なり精工  
の上承認するが、古より實際に之の様な功

いふと承知するが右により実際にとの様な効果はあつて、見持高を増減するは忍れん。

果かあつたと現時点で警察庁は説明している。

のか説明されたい。

八 檢察庁において、取り調べの一部を録画・録

音する等の可視化を実施していると承知する

が、右により実際にどの様な効果があつたと、

現時点では検察庁は認識しているのか説明された  
い。

九  
今次の菅家さんの事例の様に、密室での取り

卷之三

調べに際し、容疑者に暴力行為を行い、恐怖心に駆られた容疑者が結果として自白をしてしまうという事実があることは紛れもない事実であると考える。この様ないわゆるそん罪を防ぐためには、やはり取り調べの全面可視化を実施し、警察官、検察官による非人道的な取り調べを防止することが絶対的に必要であると考えるが、政府、特に検察庁、警察庁の見解を示したい。

十一　政府、特に検察庁、警察庁として、菅家さんと同様の事例が発生することを防止するため、今後どの様な対応をとる考えでいるのか説明されたい。

十一　東京高等検察庁は今次の菅家さんの事例に關し、「DNA鑑定が再審開始の要件である無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当する蓋然性は高いといわざるを得ない」、「以上の通り、検察側鑑定人による鑑定は刑訴法に定める無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当する蓋然性が高いので、本件再審の開始については、裁判所において、しかるべき決定されたい。」と、菅家さんが無罪である可能性が高い旨、意見書において述べている。少なくとも、菅家さんの事例に係るこれまでの検察庁の手続きには重大な瑕疵があつたことは事実であるが、右の点につき、検察庁として菅家さんに謝罪をする考えはあるか。



民の期待と信頼にこたえ得る多様で豊かな知識、経験等を備えた法曹を育成、確保するため、意義あるものと考えている。

なお、このような法曹間の人材の相互交流が開始された経緯は、資料等が存在せず不明である。

## 二について

お尋ねについて、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

なお、平成二十年に、裁判官の職にあつた者から検察官に任命された者は五十六人、検察官の職にあつた者から裁判官に任命された者は十五人である。

## 三について

法曹は、裁判官、検察官、弁護士のいずれの立場に置かれても、その立場に応じて職責を全うするところに特色があり、一元的な法曹養成制度や弁護士の職にあつた者からの裁判官及び検察官への任命等もこのことを前提にしてい る。したがつて、法曹間の人材の相互交流により、裁判の公正、中立性が害され、「裁かれる者にとって不利な状況」が生まれるといった弊害が生じるとは考えていない。

平成二十一年六月五日提出  
質問 第五〇六号

## 外務省における各種手当に係る同省による国

提出者 鈴木 宗男

外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七一第四五一号)を踏まえ、質問する。

一 在外職員が在勤手当を本来の趣旨にそぐわない形で使用することを禁じる内規は、現在外務省において存在しておらず、また同省において何らかの処分を下すことはないと承知する。

二 在外職員が在勤手当を本来の趣旨にそぐわない形で使用したとしても、それについて何らかの処分を下すことはないと承知する。

三 在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するため支給されるものであるとの趣旨につき職員に対しても徹底を図つてきているところであり、この趣旨に基づいて適切に使用され

ているものと認識している。との旨の答弁を繰り返しているが、同省としていくら「適切に使

用されているものと認識している。」と言つたところ、在勤手当を図つてきているとの趣旨によ

り、この趣旨に基づいて適切に使用され

ていているものと認識している。」との旨の答弁を繰り返しているが、同省としていくら「適切に使

用されているものと認識している。」と言つたところ、在勤手当を図つてきているとの趣旨によ

ては、在外職員が在勤手当の使用に当たつてこの趣旨を踏まえることが必要であると認識している。処分については、個別具体的な事例に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。外務省においてこれまで同省職員が在勤手当を踏まえ、質問する。

内閣總理大臣 麻生 太郎  
内閣衆質一七一第五〇六号  
平成二十一年六月十六日

右質問する。

一 及び二について

外務省において確認した範囲では、御指摘の期間において、御指摘のような事例は確認されず、その間に在勤手当に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する質問に対する答弁書

三について

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するために支給される手当として、その額は、在外公館の所在地における物価、為替相場、生活水準等を勘案して、適正に定められており、国民の理解は得られているものと想定している。

の現在の在り方について国民は理解しているか否かについての同省の見解を示すことを求めます。

の現在の在り方について国民は理解しているか否かについての同省の見解を示すことを求めます。

平成二十一年六月五日提出  
質問 第五〇七号

在ロシア連邦日本大使館における住居手当等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本大使館における住居手当等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四五二号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では「外務省としては、モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料については把握していない」との答弁がなされているが、右はなぜか。外務省、特に在ロシア日本国大使館として、モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料を把握していない理由を明らかにされたい。

二 「前回答弁書」では「在外公館における住居手当の限度額については、公電により在外公館の長より提出される報告等に基づき、在外職員の

契約家賃額や在外公館の所在地における主要国外交官等の住居の家賃額等を勘案の上、決定している。」との答弁がなされているが、右答弁にある「公電により在外公館の長より提出される報告等」とはどのような内容を含むものであるのか説明されたい。

三 二の「公電により在外公館の長より提出される報告等」は、どのくらいの頻度で外務本省に提出されるものか。

四 二の答弁には「在外公館の所在地における主

要国外交官等の住居の家賃額等」とあるが、外務省として、ロシアを除く他のG8主要国の外

交官でモスクワに居住している者の住宅家賃の金額を把握しているか。

五 四で、把握しているのなら、それはだいたいどの程度が説明されたい。

六 四で、把握していないのなら、それは二にある答弁と矛盾すると考えるが、外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第五〇七号

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

一 及び四から六までについて  
先の答弁書(平成二十一年六月九日内閣衆質一七一第四七四号)四及び六から九までについて  
質問に対する答弁書

員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館の長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること等の要件を満たすことが望ましいと考えられるため、お尋ねの「モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料」がそのまま住居手当の限度額を決定するための参考となるないと考えられる。

他方、外務省としては、在勤手当の改定に際し、主要国に照会を行い、当該国の在勤手当制度の概要を把握しているが、これら当該国との関係もあり、内容につきお答えすることは差し控えたい。

いずれにせよ、外務省としては、在外公館における住居手当の限度額を適切に決定している。

二 及び三について  
住居手当の限度額の改定に際し、在外公館の長よりそれぞれの在外職員の契約家賃額等について毎年報告を受けている。

三 一及び四から六までについて

質問 第五〇八号

平成二十一年財政検証関連資料に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

平成二十一年財政検証関連資料に関する再質問主意書

一 夫は四〇年間就労し、妻は四〇年のうち一年間、二年間、三年間、四年間、五年間、六年間、七年間、一〇年間、それぞれ就労した世帯の場合、それぞれ平成五〇(二〇三八)年の所得代税率は何%か。また、所得代替率が五〇・〇%を切るのは、妻が四〇年のうち、何年間あるいは何ヶ月以上、就労したときか。

二 社会保障審議会年金部会(五月二六日)資料の場合は、夫は四〇年間就労し、妻は四〇年のうち一年間、二年間、三年間、四年間、五年間、六年間、七年間、一〇年間、それぞれ就労した世帯の場合、それぞれ平成五〇(二〇三八)年の所得代税率は何%か。また、所得代替率が五〇・〇%を切るのは、妻が四〇年のうち、何年間あるいは何ヶ月以上、就労したときか。

三 一の二八ページの表によれば、①夫のみ就労の場合は、所得代替率が五〇・一%であるが、④離職の場合は、四七・五%である。この離職の場合は、一四ページによれば、「七年一月」の就労としている。ここから比例計算すれば、七年一月分で、五〇・二%-(マイナス)四七・五%＝二・七%、つまり、一年就労すると、二・七÷七・一=10・4%，所得代替率は低下すると理解してよい。つまり、ほぼ半年、妻が就労したら、五〇・二%だったモデル世帯の所得代替率は、五〇・〇%を切ると理解してよいか。

四 三、「モデル世帯」とは、高校や大学を卒業した女性が一年も働かずに結婚し、その後ずっと四〇年間、専業主婦になる世帯と理解してよいか。その場合、そのような「モデル世帯」は、現役世帯の何%くらいと想定しているのか。一〇%いるのか、一%いるのか。そもそもそのような世帯は、存在するのか。

五 二の資料の九ページで、「夫のみ就労」(モテ



官報(号外)

「白状しろ」「早くしゃべって楽になれ」などと言われ、脅しの様な形で自白を強要されたとのことであるが、少なくとも取り調べの全面可視化が実施され、取り調べに当たる警察官の行状が第三者の目にも晒される様になれば、菅家さんが受けた様な非人道的な取り調べを防止することができるのではないか。麻生総理の見解如何。

七二〇〇二年六月十九日に逮捕され、四百三十七日間勾留された当方は、当方ははじめ逮捕された関係者に対する検察官の取り調べの過酷さ、また当方の事件に関連して参考人、証人として呼ばれた人物が、東京地方検察庁特別捜査部より強圧的、誘導的な聴取を受け、検察側にとって都合の良い調書を無理矢理つくられたことを、自身の経験として知っている。右の経験からも、取り調べの全面可視化は、警察、検察の暴走を抑止し、公正、公平な捜査を実現して冤罪をなくす上で絶対に必要であると考えるが、麻生総理の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第五〇九号

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する答弁

第三者的目にも晒される様になれば、菅家さんが受けた様な非人道的な取り調べを防止することができるのではないか。麻生総理の見解如何。

七二〇〇二年六月十九日に逮捕され、四百三十七日間勾留された当方は、当方ははじめ逮捕された関係者に対する検察官の取り調べの過酷さ、また当方の事件に関連して参考人、証人として呼ばれた人物が、東京地方検察庁特別捜査部より強圧的、誘導的な聴取を受け、検察側にとって都合の良い調書を無理矢理つくられたことを、自身の経験として知っている。右の経験からも、取り調べの全面可視化は、警察、検察の暴走を抑止し、公正、公平な捜査を実現して冤罪をなくす上で絶対に必要であると考えるが、麻生総理の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第五〇九号

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する質問に対する答弁

第三者的目にも晒される様になれば、菅家さんが受けた様な非人道的な取り調べを防止することができるのではないか。麻生総理の見解如何。

七二〇〇二年六月十九日に逮捕され、四百三十七日間勾留された当方は、当方ははじめ逮捕された関係者に対する検察官の取り調べの過酷さ、また当方の事件に関連して参考人、証人として呼ばれた人物が、東京地方検察庁特別捜査部より強圧的、誘導的な聴取を受け、検察側にとって都合の良い調書を無理矢理つくられたことを、自身の経験として知っている。右の経験からも、取り調べの全面可視化は、警察、検察の暴走を抑止し、公正、公平な捜査を実現して冤罪をなくす上で絶対に必要であると考えるが、麻生総理の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第五〇九号

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する質問に対する答弁

第三者的目にも晒される様になれば、菅家さんが受けた様な非人道的な取り調べを防止することができるのではないか。麻生総理の見解如何。

七二〇〇二年六月十九日に逮捕され、四百三十七日間勾留された当方は、当方ははじめ逮捕された関係者に対する検察官の取り調べの過酷さ、また当方の事件に関連して参考人、証人として呼ばれた人物が、東京地方検察庁特別捜査部より強圧的、誘導的な聴取を受け、検察側にとって都合の良い調書を無理矢理つくられたことを、自身の経験として知っている。右の経験からも、取り調べの全面可視化は、警察、検察の暴走を抑止し、公正、公平な捜査を実現して冤罪をなくす上で絶対に必要であると考えるが、麻生総理の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第五〇九号

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する質問に対する答弁

第三者的目にも晒される様になれば、菅家さんが受けた様な非人道的な取り調べを防止することができるのではないか。麻生総理の見解如何。

七二〇〇二年六月十九日に逮捕され、四百三十七日間勾留された当方は、当方ははじめ逮捕された関係者に対する検察官の取り調べの過酷さ、また当方の事件に関連して参考人、証人として呼ばれた人物が、東京地方検察庁特別捜査部より強圧的、誘導的な聴取を受け、検察側にとって都合の良い調書を無理矢理つくられたことを、自身の経験として知っている。右の経験からも、取り調べの全面可視化は、警察、検察の暴走を抑止し、公正、公平な捜査を実現して冤罪をなくす上で絶対に必要であると考えるが、麻生総理の見解如何。

右質問する。

[別紙]

衆議院議員鈴木宗男君提出冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する答弁

書

について

お尋ねについては、内閣総理大臣の職務とは無関係のものであり、お答えは差し控えたい。

二について

政府として、「冤罪」の定義について特定の見解を有しているものではないが、麻生内閣総理大臣は、御指摘の発言において、一般に「冤罪」と承知している。

三について

政府としては、特定の事件が「冤罪」であるか否かについて特定の見解を有しているものではない。

四について

検察当局においては、裁判員裁判において、

自白の任意性に関し、裁判員にも分かりやすく、効果的・効率的な立証を遂げ立証責任を果たすため、裁判員裁判対象事件に關し、検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわ

ない範囲内で、検察官による被疑者の取調べの

うち相当と認められる部分の録音・録画を実施

しているが、その効果については、自白の任意性を裁判員にも分かりやすく、かつ効果的・効

率的に立証するため有用である一方、録音・

録画が取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることから、録音・録画の実施に当たつては、真相解明の観点から十分な慎重さを要すると評価しているものと承知している。

平成二十一年六月八日提出  
質問 第五一〇号

いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する質問主意書

に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する質問主意書

面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だつた菅原利和さんが、

女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅原さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。右につき森英介法務大臣は、同月五日の閣議後の記者会見(以下、「会見」という)で、取り扱いの問題を述べ、「全面的に義務付けられれば被疑者に供述をためらわせて取り調べ機能を損ない、真相解明に支障をきたす。現段階では全面的に容認する方向での検討は難しい」との旨述べたと承知する。右を踏まえ、質問する。

一 森大臣は検察による取り調べを受けたことがあるか。

二 今次、いわゆる足利事件において容疑者とさ

れ、無期懲役が確定した菅原さんが釈放を東京高等検察庁が決定し、菅原さんが釈放されたこ

とに關し、森大臣としてどの様な見解を有して

いるか。



官報(号外)

平成二十一年六月八日提出  
質問 第五一一号

いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。右を踏まえ 質問する。

一 菅家さんが逮捕された当时、栃木県警が実施したMCT118のDNA鑑定技術は、別人で一致する可能性が千人に一、二人と、現在の四兆七千億人に一人というものと比較すれば、その精度はかなり低いものであつたと承知する。

二 一で、検察庁として承知していたのなら、それでもそれを正しい証拠として、菅家さんの起訴に踏み切った理由を明らかにされたい。

三 菅家さんによると、栃木県警に逮捕された後、同県警の警察官により、髪の毛を引つ張ら

れる、け飛ばされる等の暴行を受けたとのことであるが、右は刑法に規定される暴行に該当するか。

四 菅家さんによると、栃木県警に逮捕された後、同県警の警察官により、「白状しろ」「早くしゃべって楽になれ」と言われ、脅しの様な形で自白を強要されたことであるが、右は刑法に規定される脅迫に該当するか。

五 菅家さんは、三と四で挙げた暴行、脅迫ともとれる非人道的な取り調べを栃木県警より受け、絶望的な思いの中、自身が女児を殺したとの自白をしてしまったと述べているが、当時検察庁として、菅家さんの起訴に踏み切る際、右の菅家さんが自白に至つた経緯を承知していたか。

六 五で、承知していなかつたのなら、それはなぜか。

七 五で、承知していたのなら、それでも尚起訴に踏み切つたのはなぜか。

八 いわゆる足利事件において、DNA鑑定と菅家さんへの取り調べのどちらにおいても、検察庁は栃木県警から上げられた情報を疑うことなく鵜呑みにし、起訴に踏み切つたのであるが、検察庁として右を承知していたか。

九 一で、検察庁として承知していたのなら、それでもそれを正しい証拠として、菅家さんの起訴に踏み切つた理由を明らかにされたい。

一九 検察庁において、菅家さんを起訴した当時の担当責任者は誰か明らかにされたい。

十九の者は現在も在職中であるか。

十一 十で、九の者が現在も在職中であるのならば、今次菅家さんが釈放されたことを受け、当時間違つた判断をしたことについて、森英介法務大臣はどの様な責任を取らせる考えでいるのか明らかにされたい。

十二 質問 第五一一号

十一で、九の者が現在も在職中であるのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第五一一号

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する質問に対する答弁書

一及び二について

捜査段階において実施されたDNA型鑑定の結果、被害者の下着から採取されたDNA型と菅家氏のDNA型が一致し、起訴時、その出現頻度は、血液型検査の結果も加味すると、千人中一・二人であると計算されていたものと承知している。

二 検察庁として右を認めるか。

三 検察当局においては、当時、DNA型鑑定を含め、収集された証拠を総合的に評価し、菅家氏を起訴したものと承知している。

三及び四について

具体的な事例における犯罪の成否について

は、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に

判断すべき事柄であるので答弁は差し控えた

い。

なお、政府としては、御指摘のような事実は把握していない。

五から七までについて

御指摘のような事実は把握しておらず、検察

局においては、当時収集された証拠を総合的に評価し、菅家氏を起訴したものと承知している。

六から十一までについて

最高検察庁においては、御指摘の「足利事件」に關し、今後の再審請求審等の審理も踏まえつつ、本件の捜査及び公判の問題点につき検証するものと承知している。

七から十一までについて

お尋ねの菅家氏を殺人罪等により起訴した検察官は、既に退職しているが、その氏名を明らかにすることは、今後の捜査活動一般に支障をもたらすおそれがあり、答弁を差し控えたい。

八から十一までについて

お尋ねの菅家氏を殺人罪等により起訴した検察官は、既に退職しているが、その氏名を明らかにすることは、今後の捜査活動一般に支障をもたらすおそれがあり、答弁を差し控えたい。

九 検察庁として右を認めるか。

一九 検察庁において、菅家さんを起訴した当時の担当責任者は誰か明らかにされたい。

可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に関する質問主意書

長の見解等に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、

女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。右につき佐藤勉国家公安委員長は、同月

五日の閣議後の記者会見(以下、「会見」という)で、現在は一部のみに限定されている取り調べの可視化につき、「すべて今の態勢でいい」という話でもない」との旨述べ、対象範囲の拡大を検討することを示唆したもの、全面的な導入については慎重な姿勢を見せたと報道されている。右を踏まえ、質問する。

一 佐藤委員長は「会見」において、足利事件についての当時の栃木県警の捜査に対して「しっかりと証拠の下に逮捕したと記憶している。あつてはいけない」と承知するが、當時としては精いっぱいのことをしてこんな結果になつたのでした証拠」とは何であるか説明されたい。

二 既に指摘されている様に、当時栃木県警が実施したMCT-1-1のDNA鑑定技術は、別人で一致する可能性が千人に一、二人と、現在の四兆七千億人に一人というものと比較すれば、その精度はかなり低いものであり、またそもそも殺害された女児の下着に付着していた体液のDNA型は、菅家さんのDNA型と一致していなかったとのことであるが、佐藤委員長とし

て、当時栃木県警が菅家さんを「じっかりした証拠の下に逮捕した」と認識しているのはなぜか説明されたい。

三 佐藤委員長は「会見」において、足利事件が起きた当时、栃木県議会議員として、同事件について同県警からの報告を受けており、捜査状況をよく分かっていた旨述べていると承知する。

菅家さんによると、菅家さんが栃木県警に逮捕された後、同県警の警察官により、髪の毛を引っ張られる、け飛ばされる等の暴行を受け、更には「白状しろ」「早くしゃべって楽になれなどと言われ、脅しの様な形で自白を強要された」とのことであるが、佐藤委員長は当时右について報告を受け、菅家さんが同県警より非人道的な取り調べを受けていたことを承知していた

四 佐藤委員長は「会見」において、足利事件に関し栃木県警は「精いっぱいのことをした」と述べているが、三の菅家さんへの取り調べにおける同県警の行状は、「精いっぱいのこと」として許容されるものであると認識しているか。佐藤委員長の見解如何。

五 佐藤委員長は「会見」において、現在は一部のみに限定されている取り調べの可視化につき、前文で触れた様に「すべて今の態勢でいいといふ話でもない」と、その対象範囲を拡大する可

能性について言及しているが、警察庁における取り調べの可視化措置に関し、今後どの程度までその対象範囲を拡大することを考えているのか、佐藤委員長の見解を示されたい。

六 三で挙げた菅家さんの事例の様に、取り調べ

為を防ぐためには、取り調べの全過程において録音・録画等の全面可視化を実施する以外の方策はないと考えるが、佐藤委員長の見解を示されたい。

七 今次、菅家さんが釈放されたことを受け、菅家さんを逮捕し、取り調べを行った当時の担当責任者を含め、栃木県警に対してどの様な指導を行なう考えているのか、佐藤委員長の見解を示されたい。

八 佐藤委員長は「会見」において、足利事件に

関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一七一二号  
平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に

関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に

件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する質問に対する質問に対する答弁書

一 及び二について  
御指摘の発言については、佐藤国家公安委員会委員長が委員長就任以前の経験に基づき、政治家個人としての見解を述べたものと承知しており、政府としてお答えする立場はない。

三について  
お尋ねは、佐藤国家公安委員会委員長が委員

長に就任する以前の事柄についてのものであり、政府としてお答えする立場はない。

四について  
御指摘のような菅家氏に対する暴力行為等が行われたという事実は把握しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。

五について  
警察当局においては、裁判員裁判において、自白の任意性に関し、裁判員にも分かりやすく、効果的・効率的な立証方策を検討するため、裁判員裁判対象事件に関する取調べの機能を損なわない範囲内で、警察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画の試行を実施しているが、録音・録画が取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることから、録音・録画の実施方法については、慎重な検討が必要であると考えている。

六について  
取調べの全過程について録音・録画を義務付けることについては、これまで累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり種々の問題があるので、慎重な検討が必要であると考えている。

七について  
国家公安委員会委員長としては、無期懲役の判決が確定した事件について、刑の執行停止により受刑者が釈放されるに至った事態を重く受け止め、今後の裁判所の審理の推移も踏まえつつ、本件捜査の問題点等について早急に検討し、適切に対処してまいりたいと考えている。

官 (号) 外)

平成二十一年六月八日提出  
質問 第五 一三号

金正日北朝鮮総書記の後継者と見られる人物  
が来日していたとされる件に関する質問主意  
書

提出者 鈴木 宗男

金正日北朝鮮総書記の後継者と見られる人  
物が来日していたとされる件に関する質問  
主意書

る。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出金正日北朝鮮総

本年六月六日付の各新聞報道によると、金正日  
北朝鮮総書記の後継者に内定したと報じられた金  
正雲氏が、一九九一年頃、欺騙旅券を用いて我が  
国へ極秘に入国していたとのことである。右を踏  
まえ、質問する。

一 報道によると、政府として、一九九二年頃金  
正雲氏が我が国に入国した際、入管法違反容疑  
で捜査をしていたとのことであるが、右は事実  
か。

二 一が事実ならば、政府として、当時金正雲氏  
を逮捕、拘束できなかつたのはなぜか。

三 報道によると、韓國治安当局の関係者が、金  
正雲氏が二〇〇〇年代にも我が国に入国してい  
ることを明らかにしたとのことであるが、右は  
事実か。

四 政府として、金正雲氏が欺騙旅券を用いて來  
じた件につき、現在も捜査を継続して行つて  
いるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第五三号

平成二十一年六月十六日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出金正日北朝鮮総書記  
の後継者と見られる人物が来日していたとされ  
る件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

衆議院議員鈴木宗男君提出金正日北朝鮮総書記  
の後継者と見られる人物が来日していたとされ  
る件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規  
制に関する法律の一部を改正する法律  
(商品取引所法の一部改正)

第一条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百  
三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第七項中「定款」の下に「又  
は業務規程」を、「第一百五十五条第一項」の下に  
「若しくは第一百五十六条第一項」を加え、同条第  
十項中「定款」の下に「又は業務規程」を加える。

第五条第一項中「定款」の下に「株式会社商  
品取引所にあつては、定款又は業務規程。以下  
この項及び第一百五条において同じ。」を加え、  
「経過した」を「経過し、又は第十一条第四項若  
しくは第二百二条第三項に規定する範囲変更期間  
が終了した」に改める。

第十一条第四項を次のように改める。

4 会員商品取引所の定款には、第二項各号に  
掲げる事項のほか、会員商品取引所の存続期  
間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間  
(商品市場(第一百五十五条第三項第二号に規定  
する期限付商品市場を除く。)における上場商  
品又は上場商品指數の範囲の変更(廃止又は  
範囲の縮小を除く。同条において同じ。)が行  
われる期間をいう。以下この項及び同条にお  
いて同じ。)を定めたときは、その存続期間、  
開設期限又は範囲変更期間を記載し、又は記  
録するものとする。

第三十条を次のように改める。

第三十三条 削除

第四十二条第一号を削り、同条第二号を同条  
第一号とし、同条第三号から第五号までを一号  
ずつ繰り上げる。

第三十条を次のように改める。

右  
国会に提出する。

平成二十一年三月三日

内閣總理大臣 麻生 太郎

第七十九条第一項第五号中「氏名」の下に「又  
は名称」を加え、同項第六号中「上場商品指數」  
の下に「並びに取引参加者が一年以上継続して  
上場商品構成物品等の売買等を業として行つて  
いる場合にあつてはその旨」を加える。

第八十条第三項中「定款」を「業務規程」に改め  
る。

第八十二条第一項中「次に掲げる」を削  
り、同号イからハまでを削り、同条第二項を削  
る。

第八十三条第一項中「商品市場」を削り、同項  
各号を削る。

第八十四条第三項第一号を削り、同項第二号と  
を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号と  
し、同項第四号を同項第三号とする。

第九十四条第一項第一号中「定款」を「業務規  
程」に改める。

第九十五条中「第一百五十五条第一項」を「第二  
五十六条第一項」に、「定款」を「業務規程」に改  
める。

第九十七条第一項中「であつて、第八十二条  
第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該  
各号に定めるもの」を削る。

第一百二条中「から第三号まで」の下に「及び第  
五号」を加え、同条中第十号を第十一号とし、  
第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一  
四号の次に次の一号を加える。

五百から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一  
四号の次に次の二項を加える。

五百から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

五百から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

五百から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

五百から第九号までを一号ずつ繰り上げる。





制当局による当該この法律に相当する外国の法令に基づく行政処分(当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。)を目的とする場合には、当該要請に応ずるに当たつて、主務大臣は、外務大臣に協議するものとする。

第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国に

報告の中に重視していなかったのが、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使

用されないよう適切な措置がとられなければ

、前各項の規定の適用を除く必要な事項は、

前各項の規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

第三百五十条中「第一百五十六条第四項」を「第

「五十六条第七項」に改める。

第三百五十二条第二号中「第八十一条第二項」を「第一百一十条第三項」に改め、「とき」の下に「又

は範囲変更期間が終了したとき」を加え、同条

第七号中「第一百五十五条第一項」の下に「又は第

「五十六條第一項」を加え、同條第六項第二号を「第一百五十五条第六項第二号又は第一百五十

八条第七項第二号に改め、同条第八号中「第百

五十五条第二項】の下に「又は第一百五十六条第二

第三百五十六条の次に次の二条を加える。

第三百五十六条の二 次に掲げる財産は、没収

する。ただし、その取得の状況、損害賠償の

履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

**前条第一号又は第二号の罪の犯罪行為に  
より得た財産**

<p>一 前号に掲げる財産の対価として得た財産 又は同号に掲げる財産がオプションその他 の権利である場合における当該権利の行使 により得た財産</p> <p>前項の規定により財産を没収すべき場合に おいて、これを没収することができないとき は、その価額を犯人から追徴する。</p> <p>第三百六十三条中「第百五十八条第一項」を「第 八十八条第二号若しくは第三号、第百五十八条 第一項」に改める。</p> <p>第三百六十三条第三号中「第百十八條」を「第 八十八条第一号」に改める。</p> <p>三百七十五条次の各号のいずれかに該当す る者は、十円以下(過料に処する)。</p> <p>一 第十五条第九項(第八十条第四項、第一百 三十三条第三項)、第二百四十六条第四項、第 百五十五条第六項、第一百五十六条第七項、 第一百六十九条第三項(第一百七十三条第四項 において準用する場合を含む)、第一百九十 四条、第二百二十九条第一項、第二百二十九 条、第二百四十八条第二項、第二百九十五 条第二項、第三百三十三条第三項(第三百 三十五条第四項において準用する場合を含 む)及び第三百四十三条第三項(第三百四 十五条において読み替えて準用する第三百 三十五条第四項において準用する場合を含 む)において準用する場合を含む)又は第 百五十八条第二号若しくは第三号、第百五十八条 第一項」に改める。</p>	<p>第三百六十三条第三号中「第百十八條」を「第 八十八条第一号」に改める。</p> <p>三百七十五条次の各号のいずれかに該当す る者は、十円以下(過料に処する)。</p> <p>一 第十五条第九項(第八十条第四項、第一百 三十三条第三項)、第二百四十六条第四項、第 百五十五条第六項、第一百五十六条第七項、 第一百六十九条第三項(第一百七十三条第四項 において準用する場合を含む)、第一百九十 四条、第二百二十九条第一項、第二百二十九 条、第二百四十八条第二項、第二百九十五 条第二項、第三百三十三条第三項(第三百 三十五条第四項において準用する場合を含 む)及び第三百四十三条第三項(第三百四 十五条において読み替えて準用する第三百 三十五条第四項において準用する場合を含 む)において準用する場合を含む)又は第 百五十八条第二号若しくは第三号、第百五十八条 第一項」に改める。</p>
<p>第二項、第三百三十九条第二項、第三百四 十条第二項(第三百四十五条において準用 する場合を含む)及び第三百四十四条第三 項において準用する場合を含む)の規定に よる参考人に対する処分に違反して、陳述 をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しく は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした 者又は鑑定人に対する処分に違反して、鑑定 所(第九十六条)、(第九十六条の二)、(第九 十六条の十九)、(第九十六条の十八) 会社(第九十六条の二十二)、(第九十六条の四十二)</p>	<p>第二項、第三百三十九条第二項、第三百四 十条第二項(第三百四十五条において準用 する場合を含む)及び第三百四十四条第三 項において準用する場合を含む)の規定に よる参考人に対する処分に違反して、陳述 をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しく は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした 者又は鑑定人に対する処分に違反して、鑑定 所(第九十六条)、(第九十六条の二)、(第九 十六条の十九)、(第九十六条の十八) 会社(第九十六条の二十二)、(第九十六条の四十二)</p>
<p>目次中「第三節 株式会社商品取引所(第七 十九章)」</p>	<p>目次中「第三節 株式会社商品取引所(第七 十九章)」</p>
<p>第一条第五項中「数値」の下に、「一の商品た る物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に 基づいて算出された数値その他の二以上の商品 たる物品の価格に基づいて算出された数値」を 加え、同条第八項第二号を次のように改める。</p> <p>二 約定価格(当事者が商品についてあらか じめ約定する価格)一の商品の価格の水準 を表す数値その他の一の商品の価格に基づ いて算出される数値を含む。以下この号に おいて同じ。」をいう。以下同じ。)と現実価 格(将来の一定の時期における現実の当該 商品の価格をいう。)の差に基づいて算出さ れる金銭の授受を約する取引 値」に改める。</p>	<p>第一条第五項中「数値」の下に、「一の商品た る物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に 基づいて算出された数値その他の二以上の商品 たる物品の価格に基づいて算出された数値」を 加え、同条第八項第二号を次のように改める。</p> <p>二 約定価格(当事者が商品についてあらか じめ約定する価格)一の商品の価格の水準 を表す数値その他の一の商品の価格に基づ いて算出される数値を含む。以下この号に おいて同じ。」をいう。以下同じ。)と現実価 格(将来の一定の時期における現実の当該 商品の価格をいう。)の差に基づいて算出さ れる金銭の授受を約する取引 値」に改める。</p>

<p>定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者</p> <p>二 第三百四十九条の二第一項の規定による商品市場における取引を行う者その他関係人又は参考人に対する処分に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>第三条 商品取引所法の一部を次のように改正する。</p>	<p>「第三節 株式会社商品取引第一款 総則(第七十八第二款 自主規制委員会第三款 主要株主(第九第四款 商品取引所持株</p> <p>第二条 第二条に次の一項を加える。 19 この法律において「商品取引所持株会社」とは、株式会社商品取引所を子会社(第三条の二第二項に規定する子会社をいう。)とする株式会社であつて、第九十六条の二十五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。</p> <p>第三条の見出しを「(業務の範囲)」に改め、同条中「開設の業務」の下に「(以下「商品市場開設業務」という。)」を加え、同条に次のただし書きを加える。</p> <p>ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業</p>
---	--

務、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百七号)第二条第六項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。)に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務、金融商品市場(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)の開設の業務及びこれに附帯する業務(株式会社商品取引所が行う場合に限る。)又は金融商品債務引受け業等(同法第二百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受け業等をいう。以下同じ。)及びこれに附帯する業務を行なうことができる。

第三条に次の三項を加える。

2 主務大臣は、前項ただし書の認可に条件を付することができる。

3 前項の条件は、公益若しくは取引の公正の確保のため又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る業務を行なうことにより、商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ又は商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとときは、当該認可をしてはならない。

第三条の次に次の一条を加える。

(子会社の範囲)

を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)の開設の業務及びこれに附帯する業務を行つ会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社を子会社とすることができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「業務を行う」とあるのは「会社を子会社とする」と、「商品市場開設業務」とあるのは「商品取引所の商品市場開設業務」と読み替えるものとする。

3 前二項の「子会社」とは、法人がその総株主又は総社員の議決権株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

(自主規制業務)

第五条の二 商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、商品市場における取引を公正にし、及び委託者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならない。

2 前項の「自主規制業務」とは、商品市場について行つ次に掲げる業務をいう。

- 一 会員等のこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分(第九十六条の二十二、第九十六条の三十四、第九十六条の四十、第一百五十九条、第一百六十条及び第一百六十五条において「この法律等」という。)若しくは当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- 二 会員等に対する除名の处分その他の措置に関する業務
- 三 その他商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するために必要な業務として主務省令で定めるもの

第六条第一項中「(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第一百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。)」を削る。

第十一条第六項第三号中「(平成十七年法律第八十六号)」を削る。

第十五条第二項第一号二中「(第一百五十九条第一項)」を「第九十六条の二十二第一項、第九十六条の三十四第一項若しくは第九十六条の四十第一項の規定により第九十六条の十九第一項、第九十六条の三十一第一項若しくは第九十六条の

二十五第一項若しくは第三項たゞし書の認可を取り消され、若しくは第百五十九条第一項に、「の許可を取り消され、その」を「の許可を取り消され、これら」に、「許可(当該許可)を認可若しくは許可(当該認可又は許可)に改め、同号へ中「商品取引所が」を「第九十六条の認可を受けた者(以下この号において「主要株主」という。)が第九十六条の二十二第一項若しくは第九十六条の三十四第一項の規定により認可を取り消された場合、商品取引所持株会社が第九十六条の四十第一項の規定により第九十六条の二十五第一項若しくは第三項たゞし書の認可を取り消された場合、商品取引所が」に、「その取消しの日前三十日以内に当該商品取引所を「これら」の取消しの日前三十日以内に当該主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所に改め、同号チ中「第百五十九条第三項」を「第十六条の四十第二項、第百五十九条第三項」に改める。

第二章第三節中第七十八条の前に次の款名を付する。

第一款 総則

第八十一条に次の二号を加える。

四 自主規制委員会を設置する場合にあつては、その旨

第八十二条の次に次の二条を加える。

(株式会社商品取引所の子会社の範囲の特例)

第八十一条の二 株式会社商品取引所は、第三条第一項たゞし書の認可及び金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けて取引所金融商品市場を開設している場合には、第三条の二

第一項の規定にかかるわらず、主務大臣の認可を受けないで、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社を子会社(同条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とすることができる。

第八十六条第一項を次のように改める。

何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権(株主総会において決議をする)ができない株式についての議決権を除き、会

融商品取引所持株会社をいい、政令で定める者に限る。以下同じ。)が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

第八十六条第二項中「前項」を「前項本文」に、「百分の五を超える対象議決権」を「保有基準割合以上の数の対象議決権」に改め、同項ただし書きを削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前一項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、株式会商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の

るところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社商品取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう)、保有的目的その他主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告徴収及び立入検査)

2 自主規制委員会は、当該自主規制委員会を設置する株式会社商品取引所（以下この款において「特定株式会社商品取引所」という。）の自主規制業務（第五条の二第二項に規定する自主規制業務をいう。以下この款において同じ。）に関する事項の決定を行う。

3 特定株式会社商品取引所の自主規制業務に関する事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

4 特定株式会社商品取引所の自主規制委員会は、自主規制業務に関する事項の決定について、執行役又は取締役に委任することができ

の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この条、第三款及び第九十六条の

4 つた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

項の対象議決権保有届出書の提出者に対し、その業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、その者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該

5 特定株式会社商品取引所の取締役会は、会社法第三百六十二条第四項及び第四百一十六条第四項の規定にかかわらず、次条第二項に規定する自主規制委員の選定及び第九十六条の五第一項に規定する自主規制委員の解職につ

以上の数の議決権(社債、株式等の振替に關

定保有者となつた日から三月以内に 株式会社商品取引所の保有基準割合未満の数の対象

文書調査権保有届出書の記載に關し必要だ。権  
査に限る。)をさせることができる。

（組織）  
して、奉行役又は取締役に委任することかない。

により発行者に対抗することができない株式

者があつた。これが第九十六条の十九第一項に規定する地方

その身分を元で詰め書きを推荐し  
関係人にこ  
れを提示しなければならない。

第六十一条の三　自立委員会は、自立委員会三人以上で組織し、その過半数は、社外取締役でなければならない。

を除く。以下この節において「対象議決権」と

共に併せた「功の規定」。三番「目の語」  
を受けたときは、この限りでない。

果たす力あり語あり才子のこ角界に一  
ならない。

目三社製薬は、特定材料全般商品取引所の取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

萬葉集卷之三

金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十

**第八十六條の二** 株式会社商品取引所の総経理は、議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この項において「対象議決権保有者」という。)となつた者は、主務省令で定め

（権限等）

る取締役の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)

で、かつ、出席した社外取締役の過半数をもつて行う。

4 自主規制委員会に自主規制委員長を置き、自主規制委員の互選によつて社外取締役のうちからこれを定める。

5 自主規制委員長は、自主規制委員会の会務を總理する。

6 自主規制委員会は、あらかじめ、自主規制委員のうちから、自主規制委員長に事故がある場合に当該自主規制委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

## (任期)

第九十六条の四 自主規制委員の任期は、選定後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 自主規制委員は、四回に限り再選されることができる。

(解職等)

第九十六条の五 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役会の決議によつて解職することができる。

2 前項の決議は、議決に加わることができるものに限る。

2 前項の場合は、その割合以上)が定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合には、その割合以上)まで、かつ、出席した自主規制委員の過半数をもつて行う。

3 第九十六条の三第一項に規定する自主規制委員の員数が欠けた場合には、任期の満了又

は辞任により退任した自主規制委員は、新たに選定された自主規制委員(次項の一時自主規制委員の職務を行う者を含む。)が就任するまで、なお自主規制委員としての権利義務を有する。

4 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時自主規制委員の職務を行う者を選任することができる。

5 裁判所は、前項の一時自主規制委員の職務を行う者を選任した場合には、特定株式会社商品取引所がその者に對して支払う報酬の額を定めることができる。

6 会社法第八百六十八条规定第一項、第八百七十一条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(取締役の選任及び解任)

第九十六条の六 第九十六条の三第三項の規定は、監査役会設置会社である特定株式会社商品取引所が株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する場合について準用する。

(緊急の場合の取扱い)

第九十六条の七 第九十六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、公益金又は委託者の保護を図るために必要がある

と認める場合であつて、状況に照らし緊急を要するときは、会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項を決定することができる。

2 前項の規定により特定株式会社商品取引所が会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項の決定をした場合には、当該株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、自主規制委員会に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

2 前項の規定により特定株式会社商品取引所が会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項の決定をした場合には、当該株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、自主規制委員会に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(執行役又は取締役の行為の差止め)

第九十六条の八 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の執行役又は取締役が自主規制業務に関し自主規制委員会の決定に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて自主規制業務の適正な運営に著しい支障をきたすおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の執行役又は取締役に対し、その行為をやめることを命ずるとときは、担保を立てさせないものとする。

(業務規程等の変更の取扱い)

第九十六条の九 特定株式会社商品取引所は、当該株式会社商品取引所の業務規程その他の規則に定める事項のうち自主規制業務に関するものとして主務省令で定めるものの変更又は廃止をしようとするときは、自主規制委員会の同意を得なければならない。

(招集権者)

第九十六条の十 自主規制委員会は、第九十六条の三第四項に規定する自主規制委員長(自主規制委員長に事故があるときは、同条第六項に規定する自主規制委員長の職務を代理する者。次条及び第九十六条の十二第一項において同じ。)が招集する。

(招集請求)

第九十六条の十一 自主規制委員は、自主規制委員長に対し、自主規制委員会の目的である事項及び招集の理由を示して、自主規制委員会の招集を請求することができる。

(招集手続)

第九十六条の十二 自主規制委員会を招集するには、自主規制委員長は、自主規制委員会の一日の一週間(これを下回る期間を自主規制委員会で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各自主規制委員に對してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自主規制委員会は、自主規制委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 特定株式会社商品取引所の執行役、取締役、会計参与又は会計監査人は、自主規制委員会の要求があつたときは、当該自主規制委員会に出席し、当該自主規制委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

(決議)

第九十六条の十三 自主規制委員会の決議は、議決に加わることができるものに限る。自主規制委員会の過半数が出席し、その過半数で、かつ、出席し

た社外取締役である自主規制委員の過半数をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する自主規制委員は、議決に加わることができない。

3 自主規制委員会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した自主規制委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 自主規制委員会が選定する自主規制委員は、第一項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

5 第三項の議事録は、電磁的記録をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他自主規制委員会の運営に関し必要な事項は、自主規制委員会が定める。

(議事録)

第九十六条の十四 特定株式会社商品取引所は、自主規制委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

2 当該株式会社商品取引所の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができるのである。(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三項の許可について準用する。

1 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの

3 当該株式会社商品取引所の株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

4 前項の規定は、当該株式会社商品取引所の債権者が自主規制委員の責任を追及するため必要があるとき及び当該株式会社商品取引所を子会社とする者の株主又は会員がその権利行使するため必要があるときについて準用する。

5 裁判所は、第三項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の請求に係る閲覧又は謄写することにより、当該株式会社商品取引所、当該株式会社商品取引所を子会社とする者又は当該株式会社商品取引所の子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができる。

(監査役等の出席)

第九十六条の十八 監査役会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査役又は委員会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査委員会により選定された監査委員は、必要があると認めるときは、特定株式会社商品取引所の自主規制委員会に出席し、意見を述べることができる。

第三款 主要株主

(認可等)

第九十六条の十九 地方公共団体その他の政令で定める者(以下この条、第九十六条の二十四項及び第九十六条の三十一において「地方公共団体等」という。)は、第八十六条规定にかかるらず、主務省令で定

(報告の省略)

第九十六条の十五 特定株式会社商品取引所の執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が自主規制委員全員に対して自主規制委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を自主規制委員会へ報告することを要しない。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第八十六条第一項本文の規定にかわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合に、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた

(公衆縦覧)

第九十六条の十六 特定株式会社商品取引所は、自主規制委員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(自主規制委員会の職務執行の決定)

第九十六条の十七 特定株式会社商品取引所の取締役会は、自主規制委員会の職務の執行のため必要なものとして主務省令で定める事項を決定しなければならない。

(監査役等の出席)

第九十六条の十八 監査役会設置会社である特

定株式会社商品取引所の監査役又は委員会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査委員会により選定された監査委員は、必要があると認めるときは、特定株式会社商品取引所の自主規制委員会に出席し、意見を述べることができる。

5 特定保有団体等は、前項の規定により株式

会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 第三款第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

めることにより、主務大臣の認可を受け、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第八十六条第一項本文の規定にかわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合に、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた

(報告の省略)

第九十六条の十六 特定株式会社商品取引所は、自主規制委員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(公衆縦覧)

第九十六条の十六 特定株式会社商品取引所は、自主規制委員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(公衆縦覧)

第九十六条の十八 監査役会設置会社である特

定株式会社商品取引所の監査役又は委員会設

置会社である特定株式会社商品取引所の監査委員会により選定された監査委員は、必要があると認めるときは、特定株式会社商品取引所の自主規制委員会に出席し、意見を述べることができる。

5 特定保有団体等は、前項の規定により株式

会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 第三款第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

## (認可基準)

第九十六条の二十 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権行使することにより、株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が商品取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一 認可申請者が第十五条第二項第一号イからヲまでのいづれかに該当する者であるとき。

(報告徵収及び立入検査)

第九十六条の二十一 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、株式会社商品取引所の主要株主(第九十六条の十九第一項第一項の認可を受けた者をいう。以下この款において同じ。)に対し、当該株式会社商品取引所の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該主要株主の事務所若しくは營業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の鑑定をさせることができる。

検査(当該株式会社商品取引所の業務又は財産に関する必要な検査に限る)をさせることができる。

2 前項の規定は、株式会社商品取引所の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社について準用する。

3 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査について準用する。

## (監督上の処分)

第九十六条の二十二 主務大臣は、株式会社商品取引所の主要株主がこの法律等に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に對し、第九十六条の十九第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第九十六条の十九第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

4 第一項の規定による認可の取消しに係る聽聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。ただし、主務大臣が当該処理を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第一項の規定は株式会社商品取引所の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社について準用する。

6 第一項の規定は、株式会社商品取引所を子会社としてする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとして準用する第一項の規定による処分について準用する。

7 第九十六条の二十三 株式会社商品取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の十九第一項の認可は、その効力を失う。

8 第九十六条の二十四 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の二十九第一項、第九十六条の二十二第二項、第九十六条の二十二第二項及び第五項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権に係る規定の準用)  
第九十六条の二十四 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の十九第一項から第五項まで、第九十六条の二十九第一項、第九十六条の二十二第二項、第九十六条の二十二第二項及び第五項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四款 商品取引所持株会社  
(認可等)  
第九十六条の二十五 株式会社商品取引所を子会社としてする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、商品取引所、金融商品取引所又は金融商品取引所を子会社とする場合は、こゝの限りでない。

9 第九十六条の二十九第一項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所を子会社とすることとなるときには、適用しない。

10 第九十六条の二十九第一項の規定により認可が失効したとき(同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社となつたとき)は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなる。

11 第九十六条の二十九第一項の規定により認可が失効したとき(同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社となつたとき)は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなる。ただし、当該特定持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする会社であることについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第九十六条の十九第三項及び第五項の規定は、特定株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第九十六条の二十五第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第九十六条の二十五第三項」と、「株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替えるものとする。

5 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

## (認可の申請)

第九十六条の二十六 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

## 一 商号

## 二 資本金の額

## 三 本店、支店その他の営業所の所在地

## 四 役員の氏名又は名称及び住所

2 前項の申請書には、定款その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。  
(認可審査基準)

第九十六条の二十七 主務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社(以下この条において「認可申請者等」という)が専ら株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その執行の終わつた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者であるとき。  
二 認可申請者が第九十六条の二十二第一項、第九十六条の三十四第一項若しくは第三項、第九十六条の四十第一項の規定により認可を取り消され、若しくは第一百五十九条第一項若しくは第二項、第一百八十六条第一項若しくは第二項、第二百三十五条第三項、第二百三十六条第一項若しくは第三百四十条第一項(第三百四十五条において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、これら取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の認可若しくは許可(当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。  
三 認可申請者等がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社商品取引所の經營管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。  
四 認可申請者が十分な社会的信用を有すること。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を得し、又は保有することとなるときには、適用しない。  
3 前項の場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を得し、又は保有することとなる者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。  
4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が地方公共団体等である場合であつて、当該地方公共団体等が第九十六条の三十一第一項の認可を受けたときは、この限りでない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

## (対象議決権保有届出書の提出)

第九十六条の二十九 商品取引所持株会社の総

株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この条において「対象議決権保有者」という。)となつた者は、主務省令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該商品取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、前条の対象議決権保有届出書の提出者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、その者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(主要株主に係る認可等)  
第九十六条の三十一 地方公共団体等は、第九十六条の二十八第一項本文の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十

以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同

項及び第九十六条の二十八第一項本文の規定にかかわらず、その保有する対象議決権の数を当該商品取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目

的その他主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所持株会社の主要株主(第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この項において同じ。)に対し、当該商品取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社商品取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、その者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

4 第九十六条の十九第三項及び第五項の規定は、特定保有團体等について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第九十六条の三十一第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは、「第九十六条の三十一第一項」と読み替えるものとする。

5 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

(主要株主に係る認可等)

第九十六条の三十二 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使する

ことにより、商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が商品取引所の業務の公共性に關し十分な理解を有すること。

2 第九十六条の二十第二項の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合には、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなるたまに必要な措置をとらなければならない。

(主要株主に対する報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十三 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所持株会社の主要株主(第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この項において同じ。)に対し、当該商品取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社商品取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該主要株主の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該商品取引所持株会社又はその子会社である株式会社商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができること

2 前項の規定により第九十六条の三十一第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第九十六条の二十二第三項の規定は第一項の規定による処分について、同条第四項の規定は第一項の規定による認可の取消しに係る聽聞について準用する。

4 第一項の規定は商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所及び金融商品取引所について、第九十六条の二十二第三項の規定はこの項において準用する第一項の規定によ

る処分について準用する。

(主要株主に係る認可の失効)

第九十六条の三十五 商品取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の三十一第一項の規定による立入検査について準用する。3 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査について準用す

(主要株主に対する監督上の処分)  
る。

第九十六条の三十四 主務大臣は、商品取引所持株会社の主要株主がこの法律等に違反したこと、又は主要株主の行為が当該商品取引所

持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第九十六条の三十一第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第九十六条の三十一第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第九十六条の二十二第三項の規定は第一項の規定による処分について、同条第四項の規定は第一項の規定による認可の取消しに係る聽聞について準用する。

4 第一項の規定は商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所及び金融商品取引所について、第九十六条の二十二第三項の規定はこの項において準用する第一項の規定によ

る処分について準用する。

(主要株主に係る認可の失効)

第九十六条の三十五 商品取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の三十一第一項の認可は、その効力を失う。



## (対象議決権に係る規定の準用)

第九十六条の四十二 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の二十五第二項、同条第四項において準用する第九十六条の十九第三項及び第五項、第九十六条の二十八第一項から第四項まで、第九十六条の二十九、第九十六条の三十一第一項から第三項まで、同条第四項までの三十三第二項、第九十六条の三十四第六項、第九十六条の三十二第一項、第九十六条の三十五第一項及び第四項、第九十六条の三十五第一項並びに第九十六条の四十第四項の規定を適用する場合について準用する。

## (監督上の処分等に係る規定の準用)

第九十六条の四十三 第九十六条の三十六第二項及び第九十六条の四十第一項の規定は株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所及び商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所について、第九十六条の三十六第二項、第九十六条の三十九及び第九十六条の四十第一項の規定は株式会社商品取引所を子会社とする金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社並びに商品取引所持株会社を子会社とする金融商品取引所について、第九十六条の十二第三項の規定はこの項において準用する第九十六条の四十第一項の規定による処分について、それぞれ準用する。

8 第一百三十三条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

第一項第一号に掲げる場合(会員等が自己

の計算において商品市場における取引を行う場合に限る。)又は同項第二号若しくは第四号に掲げる場合において、同項第一号に定める会員等、同項第二号に定める取引の委託者又は同項第四号に定める取次委託者(以下この条において「会員等、取引の委託者又は取次委託者」という。)は、主務省令で定めるところにより、銀行等と当該会員等、取引の委託者又は取次委託者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

第一百三十三条に次の一項を加える。

11 商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、会員等、取引の委託者又は取次委託者との間で、取引の委託者又は取次委託者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は第九項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべき旨を指示しなければならない。

第一百三十三条第二号中「約定指數」を「約定数値」に改める。

(相場、取引高等の報告)

第一百三十三条第二号中「商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その開設する商品市場における次に掲げる事項について、主務大臣に報告しなければならない。

一 毎日及び毎月の相場及び取引高その他の

## 主務省令で定める事項

二 一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの毎日の数量が商品市場ごとに主務省令で定める数量を超えている場合その他その商品市場における取引の状況が主務省令で定める要件に該当している場合における当該会員等の名稱、当該数量その他の主務省令で定める事項

「その子会社」を加える。

第一百五十七条第一項中「商品取引所」の下に「この法律等」という。」を「この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分(以下この条、次条及び

第一百六十五条において「この法律等」という。)を「この法律等、第三条第一項ただし書若しくは第三条の二第二項ただし書の認可に付された条件」に改め、同項に次の二号を加える。

四 商品取引所が第三条第一項ただし書の規定により認可を受けて行う業務が、当該商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ若しくは商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとき、又は商品取引所が同項ただし書の認可に付された条件に違反したとき。同項ただし書の

8 第一百三十三条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項第一号イ(会員等が自己的計算において商品市場における取引を行ふ場合において商品清算取引を行ふ場合に限る。)、口及び二並びに同項第二号イ(清算の行為が、当該商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ若しくは商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健

全かつ適切な運営を損なうおそれがあるにもかかわらず、当該行為のは正のため必要な措置をとることを怠つたとき、又は商品取引所が同項ただし書の認可に付された条件に違反したとき。同項ただし書の認可を取り消すこと。

第一百七十条第一項ただし書中「ただし、」の下に「金融商品債務引受け業等その他」を加え、同条に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第一項ただし書の承認に条件を付することができる。

4 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならぬことを定めなければならない。

第一百七十三条第一項中「第三条第一項」に改める。

5 第一百七十九条第七項中「から第九項まで」を「第九項及び第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、「商品取引清算機関」との下に「同条第九項中「前二項」とあるのは「第一百十九条第七項において読み替えて準用する第百三十三条第七項」とを加え、同条に次の二項を加える。

8 第一百三十三条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項第一号イ(会員等が自己的計算において商品市場における取引を行ふ場合において商品清算取引を行ふ場合に限る。)、口及び二並びに同項第二号イ(清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行ふ場合に限る。)、口及び二の場合について準用する。この場合において、同条第八項中「同項第一号に定める会員等、同項第二号に定める取引の委託者又は同

項第四号に定める取次委託者」とあるのは「第百七十九条第一項第一号イに定める会員等、同号ロに定める取引の委託者、同号ニに定める取次委託者、同項第二号イに定める会員等、同号ロに定める清算取次委託者又は同号ニに定める清算取次者に対する委託者」と、同項及び同条第十一項中「会員等、取引の委託者又は取次委託者」とあるのは「会員等、取引の委託者、取次委託者 清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者」と、同条第八項、第九項及び第十一項中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第一百七十九条第八項において読み替えて準用する百三十三条第八項」とあるのは「商品取引清算機関」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第一百七十九条第八項において読み替えて準用する百三十三条第八項」と読み替えるものとする。

(第三百五十四条第一項第一号中「商品取引所」の下に、「農林水産省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所の主要株主(第九十六条の十九第一項の認可を受けた者をいう。以下この条において同じ。)、農林水産省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社若しくは商品取引所持株会社の主要株主第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この条において同じ。」)を加え、同項第二号中「商品取引所」の下に「経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所の主要株主、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社若しくは商品取引所持株会社の主要株主」を加え、同項第三号中「商品取引所」の下に「株式会社商品取引所の主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所持株会社の主要株主」を加える。  
第三百五十四条の次に次の二条を加える。  
(内閣総理大臣への事前通知)  
第三百五十四条の二 主務大臣は、商品取引所又は商品取引所持株会社に対し、次に掲げる処分をする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に通知するものとする。  
一 第九十六条の三十八又は第九十六条の四  
十第一項の規定による第九十六条の二十五  
第一項又は第三項ただし書の認可の取消し(取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所持株会社に係るものに限る。)  
二 第九十六条の四十第一項の規定による第  
九十六条の三十七第一項ただし書の認可の  
取消し(取引所金融商品市場の開設の業務

三 第百五十九条第一項又は第二項の規定による第九条又は第七十八条の許可の取消し（第三条第一項ただし書の認可及び金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けて、金融商品市場の開設の業務を行う株式会社商品取引所又は第三条の二第一項ただし書の認可を受けて、取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所に係るものに限る。）

四 第百五十九条第一項第四号の規定による第三条第一項ただし書の認可の取消し（金融商品市場の開設の業務に係るものに限る。）

五 第百五十九条第一項第五号の規定による第三条の二第一項ただし書の認可の取消し（取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とすることに係るものに限る。）

第三百六十二条中「第一百八条第二号若しくは第三号」を「第九十六条の四十第二項、第一百八十二条第二号若しくは第三号」に改め、「商品取引所」の下に「商品取引所持株会社」を加える。

第三百六十一条第一号中「第三百十条」を「第九十六条の二十五第一項若しくは第三項、第九十六条の四十第三項又は第二百十条」に改め

第十七条第一項」を「第八十六条の三第一項、第九十六条十二條第一号中「第七十九条」の下に「第九十六条の二十六」を、「添付書類」の下に「若しくは電磁的記録」を、「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第二号及び第三号中「第一百五十九条第一項」を「第八十六条の三第一項、第九十六条十二條第一号中「第七十九条」の下に

十六条の二十一第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第一項、第九十六条の三十三第三項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十九第一項（第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第一項」に改める。

第三百六十三条第二号中「第二項ただし書」を「第四項」に改め、同条中第十四号を第十七号とし、第三号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三 第三百六十三条の十九第一項若しくは第四項、第九十六条の二十二第一項、第九十六条の三十一第一項若しくは第三項又は第九十六条の三十四第二項の規定に違反した者

四 第九十六条の二十二第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十六条の三十四第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十六条の四十第一項（第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五 第九十六条の二十八第一項又は第四項の規定に違反した者

二 第八十六条第三項、第九十六条の十九第三項（第九十六条の二十五第四項又は第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）若しくは第九十六条の二十八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしだす

官 報 (号 外)

三 第八十六条の二第一項若しくは第九十六条の二十九の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加え  
る。

四 第九十六条の三第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役に選定しなかつたとき。

五 第九十六条の十四第一項の規定に違反して、議事録を備え置かなかつたとき。

六 第九十六条の十六の規定による名簿の総覽に供することを怠つたとき。

第三項又は第三項(同条第四項)において  
三 正当な理由がないのに、第九十六条の十  
四 第二項又は第三項(同条第四項)において

第三百七十五条第一号中「において準用する場合を含む。」に規定する閲覧又は  
謄写を拒んだ者

場合を含む。」の下に「第九十六条の二十二第二項（同条第五項、第九十六条の三十四第三項

及び第四項、第九十六条の四十第五項並びに第  
九十六条の四十三において準用する場合を含

る。」を加える。  
一条 商品取引所法の一部を次のように改正す

題名を次のように改める。

商品先物取引法

第一 第九十六条の十九第五項(第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者第三百七十二条第一項第四号中「第三百六十三条第七号、第十号及び第十一号」を「第三百六十三条第二号、第四号、第五号、第十号、第十一号及び第十四号」に改め、同項第五号中「第七号、第十号及び第十一号」を「第二号、第四号、第五号、第十号、第十三号及び第十四号」に改める。

「第四章商品取引員  
第一節 許可等(第

目次中 第二節 第三節 第四節 業務（第一百九十八条—第一百二十四条）合併、分割及び事業の譲渡（第二百二十五条—第二百三十条）監督（第二百三十二条—第一百四十条）

第一回 第四章 二

本則(第四章の章名、第一百九十六条第三項)第一百九十七条第五項、第二百十条、第二百十一  
条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十五  
条第一項、第五項及び第六項、第一百二十六

第五項及び第六項、第二百三十二条第二項第二号、第三百五十九条第一項、第二百七十七条、三百七十八条、第六章第三節第二款の款名、

に改める。



官 報 (号 外)

等」という。)の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定めるもの及び第十五項の主務省令で定める者若しくは資本金の額が同項の主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行い、又はこれらの者のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為を除く。)のいずれかを業として行うこと」に改め、同項に次の各号を加える。

11 この法律において「商品取引所を子会社(第三条)とは、株式会社商品取引所を子会社(第三条)の二第三項に規定する子会社をいう。」とする株式会社であつて、第九十六条の二十五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは

12 この法律において「外国商品市場」とは、商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。

この法律において「外国商品市場取引」とは、外国商品市場において行われる取引であつて、商品市場における取引に類似するものをいう。

「取引」とは、商品市場及び外国商品市場によらないで行われる次に掲げる取引（第三百三十一条各号に掲げる施設における取引を除

二 商品市場における取引（商品清算取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

三 外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行

四 外国商品市場取引のうち、商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うもの

当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の売買又は買取（ソニコニきはきひのう）

の売房し又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

第二条第十七項を同条第二十二項とし、同条第十六項第二号及び第四号中「取次ぎ」を「媒介、取次ぎ又は代理」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項を同条第二十項と繰り下げ、同条第十項の次に次の五項を加え  
る。

平成二十一年六月十八日 衆議院会議録第四十号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する文句又はこれに類似する文句

様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は取引の当事者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの

15 この法律において「商品デリバティブ取引」とは、商品市場による取引、外国商品市場

取引及び店頭商品デリバティブ取引(その内容等を勘案し、取引の当事者の保護に欠ける

おそれがないものとして政令で定める店頭商

品デリバティブ取引及び店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者若しくは資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として行われ、又はこれらの者のために行われる店頭商品デリバティブ取引(第三百四十

九条第一項において「対象外店頭商品デリバ  
ティブ取引」という。)を除く。)をいう。

25 24 第二条に次の六項を加える。  
この法律において「商品取引契約」とは、商品先物取引業者が顧客を相手方とし、又は顧客のために第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。  
この法律において「特定委託者」とは、次に

取引の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができ、当事者の一方がこれに対し対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する

この法律において「特定委託者」とは、次に

一 揭げる者をいう。  
二 商品先物取引業者  
三 商品投資に係る事業の規制に関する法律

(平成三年法律第六十六号)第二条第四項に規定する商品投資顧問業者(以下「商品投資顧問業者」という。)

三 商品デリバティ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者

者

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

## 四、国

## 五、日本銀行

## 六、商品取引所の会員等

## 七、商品取引所に相当する外国の施設の会員

## 等

八、前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人

26 この法律において「特定当業者」とは、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方、商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをする者又は商品先物取引業者と商品取引契約を締結する者であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(以下「売買等」という。)を業として行つてゐるものうち、主務省令で定める要件に該当する法人(特定委託者に該当する法人を除く。)をいう。

27 この法律において「取引対象商品」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又はこれらの取引の対象となる商品指数の対象となる商品をいう。

28 この法律において「商品先物取引仲介業」とは、商品先物取引業者の委託を受けて、当該規定する媒介のいずれかを業として行うことを行う。

29 この法律において「商品先物取引仲介業者」とは、第二百四十条の二第一項の規定により

下「売買等」という。)を「売買等」に改める。

第十五条第二項第一号二中「取り消され、若しくは」を「取り消され、」に改め、「許可を取り消され」の下に「若しくは第二百四十条の二十

三第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消され」を加え、「若しくは許可(当該認可又は許可に類する登録)を「許可若しくは登録(当該認可、許可又は登録に類する登録を取り消され」を加え、「若しくは許可許可を取り消された場合」の下に「商品先物取引仲介業者が第二百四十条の二十三第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消された場合」を加え、「若しくは第一種特定施設開設者」を「商品先物取引仲介業者若しくは第二百三十一条第二項」を「第二百三十六条第二項」を「第二百三十六条第二項」を「第二百四十条の二十三第二項」に改める。

第百九十二条第一項第一号中「商号」の下に「又は名称」を加え、同項第三号中「営業所」の下に「又は事務所」を加え、同項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

第百九十三条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百七十三条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十四条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十五条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十六条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十七条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十八条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十九条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十二条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十三条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十四条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十五条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十六条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十七条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十八条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十九条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十二条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十三条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十四条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十五条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十六条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十七条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十八条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第百九十九条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第二百一十条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第二百一一条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第二百一十二条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第二百一十三条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第二百一十四条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第二百一十五条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け」を「商品取引債務引受けを行う業務を営むことができる。

第一百八十六条第一項及び第二項中「第一百七十一条第一項第一号を「委託者等」に改める。

第一百九十三条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第四章 商品先物取引業者

「行うことができない」に改める。

第一百九十九条第二項中「委託者」を「委託者等」に改める。

第一百九十二条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第一百九十三条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第一百九十四条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第一百九十五条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第一百九十六条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第一百九十七条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第一百九十八条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第一百九十九条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一十条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一一条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一十二条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一十三条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一十四条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一十五条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一十六条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一十七条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一十八条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百一十九条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十一条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十二条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十三条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十四条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十五条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十六条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十七条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十八条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百二十九条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百三十条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百三十一条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百三十二条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百三十三条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百三十四条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。

第二百三十五条第一項第一号を「當んではならない」を書に改める。



第二百二条中「商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘」を「第二百条第一項各号に掲げる行為」に改める。

第二百三条第一号中「からハまで」を「及び口」に改める。

第二百六条第一項中「及び第二百三十九条」を「第二百三十九条及び第二百四十条の五第五号」に改め、同条第五項中「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百九条中「委託者」を「委託者等」に、「委託の」を「商品取引契約の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、委託者等の承諾を得て、その占有する物を担保に供し、貸し付け、その他処分することについての同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

第二百十条を次のように改める。

(顧客財産の分離保管等)

第二百十条 商品先物取引業者は、商品先物取引業により生じた債務の弁済を確保するため、次の各号に掲げる財産については、その保全のため、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 商品市場における取引に関し、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものを除く。)の価額に相当する財産

品デリバティブ取引」に改め、同条第三項中「營業所」の下に「又は事務所」を加える。

第二百十二条中「取引等の委託」の下に「又は外国商品市場取引等(外国商品市場取引若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は外國商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎ若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この章において同じ。)の委託」を加える。

第二百十三条の二第一項第一号中「商号」の下に「又は名称」を加え、同条第二項中「商品市場における取引等」を「第二条第二十二項各号に掲げる行為」に改める。

三百十一条第一項において「委託者資産」という。の価額に相当する財産(第三百条第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。)委託者保護基金(第二百七十七条に規定する委託者保護基金をいう。)に預託すること、商品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することその他他の主務省令で定める措置

二 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に關し、委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものを除く。)の価額に相当する財産

商品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することとの下に「当該顧客を相手方とする商品投資顧問契約(第二百五十五条、第二百十七条から第二百十九条まで、第二百二十条の三及び第三百六十九条第六号において「受託契約」という。)を商品取引契約に改め、同条第三号中「商品市場における取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を、「二の下に「当該顧客を相手方とする商品投資顧問契約(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定する商品投資顧問契約をいう。次条及び第二百四十条の十六第一号二において同じ。)に係る業務として行うもののその他」を加え、同条第四号中「商品市場における取引につき、顧客から第二条第八項第一号に掲げる取引」を「顧客から商品市場における取引」に改め、同条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。」に、「商品市場において行う取引」を「商品デリバティブ取引」に改め、同条第三項中「營業所」の下に「又は事務所」を加える。

第二百十二条中「取引等の委託」の下に「又は外国商品市場取引等(外国商品市場取引若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は外國商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎ若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この章において同じ。)の委託」を加える。

第二百十二条第一項第一号に掲げる取引に相当するものに限る。以下この号において同じ。の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る外国商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額(買付けについては当該委託に係る対価

に「又は名称」を加え、同条第二項中「商品市場における取引等」を「第二条第二十二項各号に掲げる行為」に改める。

三百十一条第一項において「委託者資産」という。の価額に相当する財産(第三百条第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。)委託者保護基金(第二百七十七条に規定する委託者保護基金をいう。)に預託すること、商品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することその他他の主務省令で定める措置

二 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に關し、委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものを除く。)の価額に相当する財産

商品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することとの下に「当該顧客を相手方とする商品投資顧問契約(第二百五十五条、第二百十七条から第二百十九条まで、第二百二十条の三及び第三百六十九条第六号において「受託契約」という。)を商品取引契約に改め、同条第三号中「商品市場における取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を、「二の下に「当該顧客を相手方とする商品投資顧問契約(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定する商品投資顧問契約をいう。次条及び第二百四十条の十六第一号二において同じ。)に係る業務として行うもののその他」を加え、同条第四号中「商品市場における取引につき、顧客から第二条第八項第一号に掲げる取引」を「顧客から商品市場における取引」に改め、同条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。」に、「商品市場において行う取引」を「商品デリバティブ取引」に改め、同条第三項中「營業所」の下に「又は事務所」を加える。

第二百十二条中「取引等の委託」の下に「又は外国商品市場取引等(外国商品市場取引若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は外國商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎ若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この章において同じ。)の委託」を加える。

第二百十二条第一項第一号に掲げる取引に相当するものに限る。以下この号において同じ。の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る外国商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額(買付けについては当該委託に係る対価

の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいふ。)で外国商品市場取引に改め、同条第五号中「商品市場における取引等につき、その委託」を「第二百条第一項第二号から第六号までの委託又は申込み」に改め、「その委託の下に「又は申込み」を加え、「その委託を勧誘する」を「同項第二号から第六号までに掲げる勧誘をする」に改め、同条第六号中「商品市場における取引等につき、その委託を勧誘する」を「同項第二号から第六号までに掲げる勧誘をする」に改め、同条第七号中「商品市場における取引等につき、その委託を勧誘する」を「同項第二号から第六号までに掲げる勧誘をする」に改め、同条第八号中「商品市場における取引等につき、その委託を勧誘する」を「同項第二号から第六号までに掲げる勧誘をする」に改め、同条第九号中「商品市場における取引等」を「又は名称及び商品取引契約の締結」に改め、同条第八号中「取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を、「上場商品構成物品等の下に「(外國商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。)」を加え、同条第九号中「商品市場における取引等又はその受託に相当するものを含む。」を「又は名称及び商品取引契約の締結」に、「及び商品市場における取引等」を「又は名称及び商品取引契約の締結」に改め、同条第七号中「商品市場における取引等」を、「上場商品構成物品等の下に「(外國商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。)」を加え、同条第九号中「商品市場における取引等又はその受託に相当する行為であつて、委託者」を「委託者等」に、「定めるもの」を「定める行為」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 商品取引契約(当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること(委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するお



当該各号に定める者が特定委託者である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定委託者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

一 第二百十三条の二、第二百十四条第五号、第七号及び第九号並びに第二百十五

条 商品先物取引業者が行う第二百条第一項第二号から第六号までの勧誘の相手方

二 第二百九条、第二百十四条第八号及び第二百七条から前条まで商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定当業者である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定当業者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

一 第二百十三条の二、第二百十四条第五号、第七号及び第九号並びに第二百十五

条 商品先物取引業者が行う第二百条第一項第二号から第六号までの勧誘の相手方

二 第二百九条、第二百十四条第八号及び第二百七条から前条まで商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

3 (特定委託者が一般顧客とみなされる場合) 第百九十七条の四 特定委託者(第二条第二十

五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。)は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関する自己を特定委託者及び特定当業者以外の顧客(以下「一般顧客」という。)として取扱うよう申し出ることができる。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による申

出を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申

契約の相手方

第百二十一條第一項中「商品市場における取引等」を「商品デリバティブ取引」に改め、同

条第二項中「商品市場における取引等の受託」を「第二条第二十二項各号に掲げる行為」に改め  
る。

第一百二十二条中「商品市場における取引」を

「商品デリバティブ取引」に改める。

第二百二十三條中「における取引」の下に「又は外国商品市場取引」を加える。

第四章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の二節を加える。

## 第二節 特定委託者等

(特定委託者への告知義務)

第一百九十七条の三 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定委託者(第二条第二

十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。)から受けた場合であつて、商品取引契約を過去に当該特定委託者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定委託者に対し、当該特定委託者が次条第一項の規定によることなく申出ができる旨を告知しなければならない。

4 商品先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(この節を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、一般顧客とみなす。

6 一 当該商品先物取引業者が承諾日以後に行

う商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 当該商品先物取引業者が承諾日以後に締結する商品取引契約の相手方

3 商品先物取引業者は、前項の規定により承諾する場合には、第一項の規定による申出をした特定委託者(以下この条において「申出者」という。)に対し、あらかじめ、次に掲げ

る事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 前項の規定により承諾する日(以下この条において「承諾日」という。)

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を一般顧客として取り扱う旨

三 その他主務省令で定める事項

4 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が第六項の規定による告知をした場合には、相手方商品先物取引業者に對しては、前条の規定は、適用しない。

5 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が第六項の規定による告知をした場合には、当該商品先物取引業者が当該特定商品取引契約に基づき申出者を代理して相手方商品先物取引業者との間で締結する商品取引契約については、当該申出者を一般顧客とみなし

て、この法律(この節を除く。)の規定を適用する。

6 一 承諾日以後に申出者が新たに第二条第二

五項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに掲げる者となつた場合には、当該申出者がこれらの者となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。

7 商品先物取引業者が前項の規定による告知をした場合には、相手方商品先物取引業者に對しては、前条の規定は、適用しない。

8 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が第六項の規定による告知をした場合には、当該商品先物取引業者が当該特定商品取引契約に基づき申出者を代理して相手方商品先物取引業者との間で締結する商品取引契約については、当該申出者を一般顧客とみなし

て、この法律(この節を除く。)の規定を適用する。

9 一 承諾日以後に申出者が新たに第二条第二

五項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに掲げる者となつた場合には、当該申出者がこれらの者となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。

10 二 第二項の規定による承諾を得た申出者は、商品先物取引業者に対する承諾を得た申出者として自己を特定委託者として取り扱うよう申

し出ることができる。

11 一 商品先物取引業者は、前項の申出(以下この

条において「復帰申出」という。)を承諾する場合には、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他主務省令で定める事項を記載し

た書面により、復帰申出をした者(以下この条において「復帰申出者」という。)の同意を得なければならない。

12 商品先物取引業者は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、復帰申出者が特定委託者として取り扱われることについての同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

13 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出者の同意を得て復帰申出を承諾した場合には、当該承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。

(特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合)

第百九十七条の五 法人(特定委託者、特定当事業者及び第百九十七条の九第一項に規定する法人を除く。)は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関する自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人(以下この条において「申出者」という。)の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一

号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日(主務省令で定める場合にあつては、当該経過する日前で主務省令で定める日)としなければならない。

一 この項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、申出者が特定委託者として取り扱う期間の末日(以下この条において「期限日」という。)

三 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨

イ 特定委託者が商品先物取引業者から商品取引契約の締結の勧誘を受け、又は当該商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをし、若しくは当該商品先物取引業者と商品取引契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として主務省令で定める事項

ロ 商品取引契約に関する特定委託者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定委託者として取り扱われる場合は、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 期限日以前に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定委託者として取り扱う旨

五 期限日後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を一般顧客として取り扱う旨

六 商品先物取引業者に対し、申出者を一般

顧客として取り扱うよう申し出ることができる旨

七 その他主務省令で定める事項

3 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

4 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(この節を除く。)の規定の適用についても自らを特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

5 商品先物取引業者は、商品取引契約(第二項第二十二項各号に規定する代理を行うこと)を内容とするものに限る。以下この項及び次項において「特定商品取引契約」という。)の締結に関する申出者が前項の規定の適用を受けた場合において、当該特定商品取引契約に基づき当該申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者(次項において「相手方商品先物取引業者」という。)に対し、あらかじめ、当該商品取引契約に関する申出者が特定委託者とみなされる旨を告知しなければならない。

6 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が前項の規定による告知をした場合に、当該商品先物取引業者が当該特定商品取引契約に基づき申出者を代理して相手方商品

先物取引業者との間で締結する商品取引契約については、当該申出者を特定委託者とみなして、この法律(この節を除く。)の規定を適用する。

7 申出者は、承諾日から起算して主務省令で定める期間を経過する日から期限日までの間に、期限日後においても自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

8 商品先物取引業者が、前項の申出(以下この条において「更新申出」という。)を期限日以前に承諾する場合には、期限日の翌日に当該承諾があつたものとみなす。

9 商品先物取引業者が更新申出を承諾する場合には、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項第一号中「この項の規定による承諾をする日」とあるのは、「第八項の規定により承諾があつたものとみなされる日」と、第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「第八項の規定による承諾」と読み替えるものとする。

10 第二項の承諾を得た申出者は、承諾日において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

11 商品先物取引業者は、前項の申出(以下この条において「復帰申出」という。)を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行つまでに、当該復帰申出を承諾しなければならない。

12 商品先物取引業者は、復帰申出を承諾する場合には、復帰申出をした法人に対し、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他の

主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

13 前条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

14 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出を承諾した場合には、当該復帰申出を承諾した日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間、第四項から第九項までの規定は、適用しない。

(特定委託者以外の顧客である個人が特定委託者とみなされる場合)

第百九十七条の六 知識、経験及び財産の状況に照らして特定委託者に相当する者として主務省令で定める要件に該当する個人(第二条第一百九十七条の六)は、商品先物取引所の会員等を除く。)は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関する要件に該当する個人(第二十五条第三号に掲げる者及び商品取引所の会員等を除く。)は、商品先物取引業者に対して取り扱うよう申し出ることができる。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出をした個人(以下この条において「申出者」という。)に対して取り扱うよう申し出ることができる。

3 第百九十七条の四第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

4 申出者は、商品先物取引業者が第六項において準用する前条第二項による承諾をする日(次項において「承諾日」という。)から起算して主務省令で定める期間を経過する日から第六項において準用する前条第二項第二号に規

定する期限日までの間、期限日後においても自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

5 次項において準用する前条第二項の承諾を受けた者は、商品先物取引業者が承諾日以後において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

6 前条第二項から第六項までの規定は商品先物取引業者が第一項の申出を承諾する場合について、同条第八項及び第九項の規定は商品先物取引業者が第四項の申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十四項までの規定は商品先物取引業者が前項の申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「第一百九十七条の六第二項に規定する申出者」と、同条第十二項中「復帰申出をした法人」とあるのは「第一百九十七条の六第五項の申出をした者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定当業者への告知義務)

第百九十七条の七 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを行つた場合であつて、商品取引契約(特定当業者及び特定当業者以外の法人が特定委託者と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第百九十七条の四第二項から第十三項までの規定は、特定当業者について準用する。この場合において、同条第三項、第十項及び第十二項中「特定委託者」とあるのは、「特定当業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録)

第四章の二 商品先物取引仲介業者 第一節 総則

第百九十七条の九 商品取引契約の申込みを行つた者(特定委託者及び特定当業者を除く。)であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として行つているもの(商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として行つているもの)の売買等を業として行つているものは、商品先物取引業者に対して、商品取引契約に関して自己を特定当業者として取り扱うよう申し出ることができる。

2 第二百四十条の二 主務大臣の登録を受けようとする者は、第一百九十条第一項の規定にかかるわらず、商品先物取引仲介業を行なうことができる。

#### (登録の申請)

第二百四十条の三 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

#### (登録の申請)

2 第百九十七条の五第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する法人について準用する。この場合において、同条第二項第二号から第四号まで及び第四項から第七項までの規定中「特定委託者」とあるのは、「特定当業者」と読み替えるものとする。

2 第百九十七条の五第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する法人について準用する。この場合において、同条第二項第二号から第四号まで及び第四項から第七項までの規定中「特定委託者」とあるのは、「特定当業者」と読み替えるものとする。

3 第百九十七条の五第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する法人について準用する。この場合において、同条第二項第二号から第四号まで及び第四項から第七項までの規定中「特定委託者」とあるのは、「特定当業者」と読み替えるものとする。

4 第百九十七条の五第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する法人について準用する。この場合において、同条第二項第二号から第四号まで及び第四項から第七項までの規定中「特定委託者」とあるのは、「特定当業者」と読み替えるものとする。

官 報 (号 外)

<p>四 委託を受ける商品先物取引業者(以下この章及び次章において「所属商品先物取引業者」という。)の商号又は名称</p> <p>五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類</p> <p>六 その他主務省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 第二百四十条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものと含む。)</p> <p>三 その他主務省令で定める書類</p> <p>(登録簿への登録)</p> <p>第三百四十条の四 主務大臣は、第二百四十条の二第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる事項</p> <p>二 登録年月日及び登録番号</p> <p>2 主務大臣は、商品先物取引仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第三百四十条の五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 登録申請者が個人であるときは、第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに</p>	<p>該当する者</p> <p>二 登録申請者が法人であるときは、第五十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者</p> <p>三 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者</p> <p>四 商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者</p> <p>五 登録申請者の所属商品先物取引業者のいずれかが協会に加入していない者</p> <p>六 商品先物取引業者</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第三百四十条の六 商品先物取引仲介業者は、第二百四十条の三第一項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>3 第一項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(廃業等の届出等)</p> <p>第三百四十条の七 商品先物取引仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 商品先物取引仲介業を廃止したとき。</p>	<p>その商品先物取引仲介業者</p> <p>二 商品先物取引仲介業者である個人が死亡したとき。その相続人</p> <p>三 商品先物取引仲介業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者</p> <p>四 商品先物取引仲介業者である法人にて破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人</p> <p>五 商品先物取引仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人</p> <p>六 分割により商品先物取引仲介業の全部を承継させたとき。その商品先物取引仲介業者</p> <p>七 商品先物取引仲介業の全部を譲渡したとき。その商品先物取引仲介業者並にその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。</p> <p>2 商品先物取引仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属商品先物取引業者がなくなつたとき、又は第二百九十条第一項の許可を受けたときは、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録は、その効力を失う。</p> <p>(商号等の使用制限)</p> <p>第三百四十条の八 商品先物取引仲介業者でない者は、その商号又は名称中に商品先物取引仲介業者であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p> <p>第二節 業務</p> <p>3 第二百四十条の十二 商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称</p> <p>二 商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号</p> <p>三 当該商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引仲介業の内容に関する事項であつて</p>	<p>に、主務省令で定める標識を掲げなければならぬ。</p> <p>2 商品先物取引仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。</p> <p>(名義貸しの禁止)</p> <p>第三百四十条の十一 第二百条から第二百八条までの規定は、商品先物取引仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>第三百四十条の十二 商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称</p> <p>二 商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号</p> <p>三 当該商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引仲介業の内容に関する事項であつて</p>
--	--	---	--

て、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品デリバティブ取引を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(商号等の明示)

第二百四十条の十四 商品先物取引仲介業者は、第二条第二十二項各号に規定する媒介(以下この章において「商品先物取引仲介行為」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属商品先物取引業者の商号又は名称

二 所属商品先物取引業者の代理権がない旨

三 次条の規定の趣旨

四 その他主務省令で定める事項

(金銭等の預託の禁止)

第二百四十条の十五 商品先物取引仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行

う商品先物取引仲介業に関して、顧客から金

銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該

商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する

者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(禁止行為)

第二百四十条の十六 商品先物取引仲介業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品先物取引仲介業に関連し、次に掲げるいすれかの行為を行ふこと。

イ 第二百十四条第一号に該当する行為

ロ 第二百十四条第二号に該当する行為

ハ 第二百十四条第五号から第九号までに該当する行為

二 商品投資顧問契約に係る業務を行う場合に顧客のために行う商品投資(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。)に関する情報を利用して当該顧客以外の顧客に

対して勧誘する行為

三 商品先物取引仲介業により知り得た商品

先物取引仲介業に係る顧客の商品デリバ

ティブ取引に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において商品市場における取引(商品清算取引を除く。)、外国商品市場取引及び店頭商品デリ

バティブ取引を行う行為

三 前二号に掲げるもののほか、商品先物取引仲介行為に関する行為であつて、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの

(損失補てん等の禁止等に関する商品先物取引業者に係る規定の準用)

第二百四十条の十七 第二百十四条の三第一項、第三項及び第五項並びに第二百十五条の規定は商品先物取引仲介業者について、第二百四十四条の三第二項及び第四項の規定は商品先物取引仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該商品先物取引業者が」とあるのは、「当

該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商品先物取引仲介業者の説明義務及び損害賠償責任)

第二百四十条の十八 商品先物取引仲介業者は、商品先物取引仲介行為を行おうとする場合に、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、第二百十七条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。ただし、第二百十八条第三項の規定により説明をすることを要しない場合は、この限りでない。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び顧客の商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 商品先物取引仲介業者は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二百四十条の十六(第一号イに係る部分に限る。)の規定に違反したとき、又は第二百七十七条第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(金融商品の販売等に関する法律の準用)

第二百四十条の二十一 商品先物取引仲介業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十二 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商

品先物取引仲介業者に對し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命

じ、又はその職員に、商品先物取引仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、

法第六条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十八第三項」と、同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたこと」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十六(第一号イに係る部分に限る。)の規定に違反したこと又は同法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたこと」と、同法第九条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

書類その他業務に關係のある物件を検査させ  
ることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必  
要があると認めるときは、商品先物取引仲介

業者と取引をする者に対し、当該商品先物取  
引仲介業者の業務に関し参考となるべき報告  
又は資料の提出を求めることができる。

3 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、  
第一項の規定による立入検査について準用す

(監督上の処分)

第三百四十三条二十三 主務大臣は、商品先物  
取引仲介業者が次の各号のいずれかに該当す  
る場合には、当該商品先物取引仲介業者  
の第二百四十条の二第一項の登録を取り消  
し、六月以内の期間を定めて商品先物取引仲  
介業の全部又は一部の停止を命じ、その他監  
督上必要な事項を命ずることができる。

一 第十五条第二項第一号ハ、ニ(ニ)の法律  
に相当する外国の法令の規定に係る部分に  
限る。)、ホ、リ又はヲのいずれかに該当す  
ることとなつたとき。

二 不正の手段により第二百四十条の二第一  
項の登録を受けたとき。

三 この法律、この法律に基づく命令又はこ  
の法律に基づいてする主務大臣の处分に違  
反したとき。

2 主務大臣は、商品先物取引仲介業者の役員  
が前項第三号に該当する行為をしたときは、  
当該商品先物取引仲介業者に対し、当該役員  
の解任を命ずることができる。

#### (登録の抹消)

第二百四十四条の二十四 主務大臣は、第二百四  
十条の七第二項の規定により第二百四十条の  
二第一項の登録がその効力を失つたとき、又  
は前条第一項の規定により第二百四十条の二  
第一項の登録を取り消したときは、当該登録  
を抹消しなければならない。

#### (準用)

第二百四十四条の二十五 第十五条第五項から第  
九項までの規定は第二百四十条の二第一項の  
登録について、第二百五十八条第二項の規定は  
第二百四十条の二十三の規定による処分につ  
いて、第二百五十九条第四項の規定は第二百四  
十条の二十三の規定による登録の取消し又は  
役員の解任の命令に係る聽聞について、第二  
百四十条の規定は商品先物取引仲介業者につ  
いて、それぞれ準用する。この場合におい  
て、第十五条第五項中「第一項各号に適合し  
ていない」と認めるとき、又は第二項各号の  
いずれかに該当すると認めるとき」とあるの  
は、「第二百四十条の五各号のいずれかに該  
当するとき」と読み替えるものとする。

#### 第四節 雜則

##### (所属商品先物取引業者の賠償責任)

第二百四十四条の二十六 商品先物取引仲介業者  
の所属商品先物取引業者は、その委託を行つ  
た商品先物取引仲介業者が商品先物取引仲介  
業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を  
負う。ただし、当該所属商品先物取引業者が  
負う。ただし、当該所属商品先物取引業者が  
その商品先物取引仲介業者への委託につき相  
當の注意をし、かつ、その者の行う商品取引  
仲介行為につき顧客に加えた損害の発生の防  
止に努めたときは、この限りでない。

第二百四十五条第一項中「商品市場における  
取引等(商品清算取引を除く。以下この章にお  
いて同じ。)の受託」を「商品デリバティブ取引等  
の受託等」に改める。

第二百四十六条第九号中「使用人」の下に「並  
びに商品先物取引仲介業者(協会員を所属商品  
取引業者とする商品先物取引仲介業者に限  
る。以下この章において同じ。)の役員及び使  
用人」を加え、同条第十二号中「商品市場における  
取引等の受託に関する協会員間又は協会員」を  
役員の解任の命令に係る聽聞について、第二  
百四十条の規定は商品先物取引仲介業者につ  
いて、それぞれ準用する。この場合におい  
て、第十五条第五項中「第一項各号に適合し  
ていない」と認めるとき、又は第二項各号の  
いずれかに該当すると認めるとき」とあるの  
は、「第二百四十条の五各号のいずれかに該  
当するとき」と読み替えるものとする。

第二百四十七条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取引  
等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。  
第二百四十八条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取引  
等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百四十九条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取引  
等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百五十一条第三項中「協会員」の下に「及  
び商品先物取引仲介業者」を加え、同条第四項  
中「ための」の下に「当該協会員及び当該協会員  
を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲  
介業者の」を加え、「委託者」を「委託者等」に改  
める。

第二百五十二条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取  
引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百五十三条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取  
引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百五十四条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取  
引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百五十五条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取  
引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百五十六条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取  
引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百五十七条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取  
引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百五十八条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取  
引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百五十九条第一項第一号中「商品市場に  
おける取引等の受託」を「商品デリバティブ取  
引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

会員」の下に「又は商品先物取引仲介業者」を加  
え、同条第二項から第四項までの規定中「協会  
員」の下に「又は商品先物取引仲介業者」を加え  
る。

第二百六十条中「商品市場における取引等  
の受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「又  
は協会員」の下に「若しくは商品先物取引仲介業  
者」を加え、「受託に係る紛争」を「商品デリバ  
ティブ取引等に係る紛争」に改める。

第二百六十二条第一項第一号中「受託」を「商品デリ  
バティブ取引等」に改め、「協会員」の下に「商  
品先物取引仲介業者」を加える。

第二百六十三条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に改め、「協会員」の下に「商  
品デリバティブ取引等」に改め、「委託  
者」を「委託者等」に改める。

第二百六十四条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改  
め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取  
引等に係る紛争」に改める。

第二百六十五条第一項第一号中「協会員」の下に「若  
しくは商品先物取引仲介業者」を加え、「商品市  
場における取引等の受託」を「商品デリバティブ取  
引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百六十六条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改  
め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取  
引等に係る紛争」に改める。

第二百六十七条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改  
め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取  
引等に係る紛争」に改める。

第二百六十八条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改  
め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取  
引等に係る紛争」に改める。

第二百六十九条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改  
め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取  
引等に係る紛争」に改める。

第二百七十条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改  
め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取  
引等に係る紛争」に改める。

第二百七一条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改  
め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取  
引等に係る紛争」に改める。

第二百七十二条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改  
め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取  
引等に係る紛争」に改める。

第二百七十三条第一項第一号中「受託」を「商品デリバ  
ティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改  
め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取  
引等に係る紛争」に改める。

「第二条第二十一項第一号」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第六章第二節の節名、同節第一款から第五款までの款名、同章第三節の節名、同節第一款から第七款までの款名及び同章第四節の節名を削る。

第二百七十条を次のように改める。

(目的)

第二百七十条 委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。

第二百七十二条を削る。

第二百七一条中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百七十二条とする。

第二百七十二条を削る。

第二百七十三条の次に次の二条を加える。

(法人格及び住所)

第二百七十二条 委託者保護基金は、法人とする。

2 委託者保護基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第二百九十条から第二百九十七条までを削る。

第二百八十九条中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百九十七条とする。

第二百八十八条第一項中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条第二項第四号中「委託者保護業務」を「委託者保護基金の業務」に改め、同条第四項中「委託者保護会員」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百九十七条とする。

「制法人」を「委託者保護基金」に改め、「のうちから」の下に「主務大臣の認可を受けて」を加え、同条を第二百九十六条とする。

第二百八十七条を削る。

第二百八十六条たゞ書中「第二百八十五条第二項第一号及び第四号」を「第二百九十二条第二項第一号、第三号及び第五号」に改め、同条

第二百八十六条たゞ書中「第二百八十五条第二項第一号及び第四号」を「第二百九十二条第二項第一号、第三号及び第五号」に改め、同条

第二百八十二条第四項を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による委託者保護基金の役員の選任設立当時の役員の選任を除く。)及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百八十二条に次の二項を加える。

5 主務大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることが判明したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、委託者保護基金に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第二百八十二条を第二百八十六条とする。

2 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 委託者保護基金は、第二百七十九条第一項第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第二百七十四条を第二百八十三条とし、同条の前に次の二条及び節名を加える。

2 第二百七十九条 第発起人は、創立総会の終了後の前に次の二条及び節名を加える。

(認可の申請)

第二百七十九条 発起人は、創立総会の終了後

遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

一 名称

二 純資産額

三 事務所の所在地

四 役員の氏名及び住所並びに会員の商号

2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他主務省令で定める書類を添付しなければ

ならない。

3 第九十九条第七項の規定は、第一項第二号の純資産額について準用する。

(認可の基準)

第二百八十条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合している

と認めるときは、設立の認可をしなければならない。

1 設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。

2 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

3 役員のうちに第十五条第二項第一号イからまでのいずれかに該当する者がいないこと。



一 当該商品先物取引業者が、その承認の申請の時においてその脱退しようとする委託者保護基金に対し会員として負担する債務を完済しており、かつ、前項に規定する義務を履行することが確実と見込まれること。

二 当該商品先物取引業者が、他の委託者保護基金に会員として加入する手続をとつていること。

二 当該商品先物取引業者が、他の委託者保護基金に会員として加入する手続をとつていること。

### 第三節 設立

第二百九十八条及び第二百九十九条を次のよう改める。

(役員及び職員等の秘密保持義務)

第二百九十八条 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 委託者保護基金の役員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、委託者保護基金の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(役員及び職員等の地位)

第二百九十九条 委託者保護基金の役員及び職員並びに運営審議会の委員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二百九十九条の次に次の節名を付する。

### 第五節 業務

第三百条から第三百二条までを次のように改める。

### (業務の範囲)

第三百条 委託者保護基金は、第二百七十条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

二 第三百八条第一項の規定による資金の貸付け

三 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

四 第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務

五 第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

六 負担金(第二百七十七条第四項及び第三百十四条第一項に規定する負担金をいう。)次条第一項第二号において同じ)の徴収及び管理

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務規程)

第三百一条 委託者保護基金の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務及びその執行に関する事項

二 負担金に関する事項(その算定方法及び納付に関する事項を含む。)

三 その他主務省令で定める事項

第三百二十二条 委託者保護基金は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(報告又は資料の提出)

第三百二十三条 委託者保護基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である商定商品先物取引業者に改める。

品先物取引業者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産の状況に關し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定によりその業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求められた商品先物取引業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3 主務大臣は、委託者保護基金から要請があつた場合において、委託者保護基金が業務を行ふため特に必要があると認めるときは、委託者保護基金に對し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

4 第三百三十二条の次に次の節名を付する。

### 第六節 負担金

第三百三十二条の次に次の節名を付する。

### 第七節 財務及び会計

第三百四十四条第二項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改める。

第三百五十五条の次に次の節名を付する。

### 第八節 登録

第三百十六条第一項ただし書中「第二百九十三条の登録を受けた」を「委託者保護基金の成立の」に「登録の」を「成立の」に改める。

第三百十七条中「第二百九十三条の登録を受けた日を含む事業年度にあつては、登録」を「委託者保護基金の成立の日を含む事業年度にあつては、成立」に改める。

第三百十八条第一項中「第二百九十三条の登録を受けた」を「委託者保護基金の成立の」に、「提出しなければ」を「提出し、その承認を受けなければ」に改め、同条第三項中「規定により作成した」を「規定による主務大臣の承認を受けた」に改める。

第三百六条第一項及び第二項中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改める。

第三百七条第一項中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改める。

第三百八条第一項中「第二百九十三条の登録を受けた」を「委託者保護基金の成立の」に、「提出しなければ」を「提出し、その承認を受けなければ」に改め、同条第三項中「規定により作成した」を「規定による主務大臣の承認を受けた」に改める。

第三百二十二条を削る。

# 官報(号外)

第三百二十二条第一項中「委託者保護業務」を

「業務に改め、同条を第三百二十二条とする。」

第三百二十条の次に次の二条及び節名を加え

る。

(主務省令への委任)

第三百二十二条 この法律で規定するものほか、委託者保護基金の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

## 第八節 監督

第三百二十三条及び第三百二十四条を次のように改める。

(業務改善命令)

第三百二十三条 主務大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、委託者保護基金に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

(認可の取消し)

第三百二十四条 主務大臣は、委託者保護基金が法令、法令に基づく行政官庁の处分若しくは当該委託者保護基金の定款若しくは業務規程に違反した場合又は業務若しくは財産の状況によりその業務の継続が困難であると認められる場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

2 第百五十八条第二項の規定は前条及び前項の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は前項の規定による認可の取消しに係る聴聞について準用する。

第三百二十四条の次に次の節名を付する。

## 第九節 解散

第三百二十五条から第三百二十七条までを次のように改める。

(解散事由)

第三百二十五条 委託者保護基金は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる理由による解散は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人の選任)

第三百二十六条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には主務大臣が選任する。

(残余財産の処理)

第三百二十七条 清算人は、委託者保護基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、委託者保護基金の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第三百二十九条の見出しを「(相場による賭博行為の禁止)」に改め、同条中「何人も」の下に「商品先物取引業者、第三百四十九条第一項の届出をした者を相手方として行う場合を除き」を加え、「及び次に掲げる取引と類似の取

引」を削り、同条各号を削る。

第三百三十条を次のように改める。

(第三百三十条 削除)

第三百三十二条第二項第二号及び第三百四十二条第二項第二号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出等)

第三百四十九条を次のように改める。

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出等)

第三百四十九条 対象外店頭商品デリバティブ取引のうち、第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当する商品を取引対象商品とするうち、第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品指数に該当し、若しくは類似する商品指数を取引の対象とする店頭商品デリバティブ取引(以下「特定店頭商品デリバティブ取引」という。)を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。特定店頭商品デリバティブ取引を業として行う者(以下「特定店頭商品デリバティブ取引業者」という。)が届け出なければならない。特定店頭商品デリバティブ取引業者に対し、その特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務(以下「特定店頭商品デリバティブ取引業務」という。)に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定店頭商品デリバティブ取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、特定店頭商品デリバティブ取引業務の状況若しくは特定店頭商品デリバティブ取引業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。

4 特定店頭商品デリバティブ取引業者は、特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

5 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定店頭商品デリバティブ取引業者に対し、その特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務(以下「特定店頭商品デリバティブ取引業務」という。)に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定店頭商品デリバティブ取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、特定店頭商品デリバティブ取引業務の状況若しくは特定店頭商品デリバティブ取引業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 主務大臣は、商品市場における秩序の維持のため必要かつ適当であると認めるときは、

その必要の限度において、特定店頭商品デリバティブ取引業者に対し、特定店頭商品デリ



「引と類似の取引」を削る。

第三百六十六条中「第三百一十五条规定」を「第二百九十八条」に改める。

引と類似の取引」を削る。

第三百六十六条中「第三百二十五条」を「第二百九十八条」に改める。

第三百六十七条第一号中「第二百七十七条」第二項又は第二百九十七条第二項を「又は第二百七十二条第二項」に改め、同条第四号中「第二百九十九条」の下に「(第二百四十条の十一)においてこれらの規定を準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「(第二号を除く。)」を「若しくは第二百四十条の十三第一項」に改め、同条第六号中「第二百十三条の二第二項」の下に「又は第二百四十条の十三第二項」を加え、同条第七号中「又は第三百四十九条第七項」を削り、「又はこれら

の規定」を「若しくは同項」に改め、「者」の下に「又は同条」を「若しくは同項」に改め、「者」の下に「又は同条」を加え、同条第八号中「又は同条」を「若しくは同項」に改め、同条第一号中「又は同条」を「若しくは虚偽の事項の通知をした者」を加え、同条第十一号を削る。

第三百六十八条中「協会又は委託者保護基金」を「又は協会」に改め、同条第一号中「第二百七十三条第一項」を「第二百七十一条第二項」に改め、同条第三号を削る。

第三百六十九条第二号中「又は第二百十五条」を「第二百五十五条」に改め、同条第三号中「若しくは第二百九十六条」を「第二百九十七条の二、第二百九十九条」に改め、「第二百九十六条」を「第二百九十六条若しくは第二百四十八条第一項」に改め、「第二百九十六条若しくは第二百四十九条第一項」に改め、「第二百九十六条若しくは第二百四十九条第二号中「又は第二百五十五条」を「第二百五十五条」に改め、「第二百九十六条若しくは第二百四十九条」の下に「(第二百四十条の十一)において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第二百九十九条」を「第二百七十二条第二項」に改め、同条第六号中「第二百十三条の二第二項」の下に「又は第二百四十条の十三第二項」を加え、同条第七号中「又は第三百四十九条第七項」を削り、「又はこれら

の規定」を「若しくは同項」に改め、「者」の下に「又は同条」を「若しくは虚偽の事項の通知をした者」を加え、同条第十一号を削る。

第三百七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

十一 第三百二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三百七十三条第三号中「第二百六条第三項」の下に「(第二百四十条の十一)において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第二百九十八条」を「第二百九十九条」に改め、同条第六号中「第二百十三条の二第二項」の下に「又は第二百四十条の十三第一項」を「これ」を「これら」に改め、同条第五号中「又は第二百九十九条第四項」を「(第二百四十条の十一)において準用する場合を含む。」、第二百四十条の七第一項又は第二百七十六条第四項」に改め、同条第六号中「受託契約を」を「商品市場における取引等の受託を内容とする契約を」に改め、同条第七号中「第二百三十一条第二項」の下に「又は第二百四十条の二十二第二項」を加え、同条第八号中「第二百四十九条第二項」を「第三百四十九条第一項若しくは第九項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第七号の次に次の四号を加える。

合を含む。)」を加え、同条第四号中「第一百七十条第二項、第二百五十条第三項前段又は第二百九十六条」を「第一百七十条第三項又は第二百五十条第三項前段」に改める。

第三百七十二条第一項第四号中「第十号」の下に「第十一号」を加え、同項第五号中「第五号まで」を「第七号まで」に改め、「第十号」の下に「第十一号」を加え、「並びに三百六十七号から前条まで」を「三百六十七号、第三百六十八号、第三百六十九号(第八号、第十号及び第十一号を除く)、第三百七十条(第七号を除く)」並びに前条に改める。

第三百七十三条第一号を削り、同条第二号中の「第二百二十条の三」の下に「又は第二百四十条の十九」を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第三百七十四条中「委託者保護会員制法人の役員若しくは清算人」を削り、同条第七号中「第二百六条第四項」の下に「(第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十七号から第二十一号までを次のように改める。

十七 第二百七十五条第二項又は第三百二十二条の規定に違反したとき。

十八 第六章の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十九 第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十 第二百八十六条第五項又は第三百二十三条の規定による命令に違反したとき。

二十一 第三百十条に規定する業務以外の業務

第三百七十四条に次の四号を加える。

二十二 第三百三十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三 第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十四 第三百十九条の規定に違反して経理をしたとき。

二十五 第三百三十七条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

第三百七十五条第一号中「第二百一条第二項」の下に「(第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)」を、「第二百二十九条」の下に「(第二百四十条の二十五)」を加え、「第二百九十五条第二項」を「第二百八十条第二項」に改め、「第二百四条第三項」の下に「(第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)」を、「第二百三十七条」の下に「(第二百四十条の二十五)」を加え、同条第二号中「商品市場における取引」を「商品デリバティイブ取引」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第四条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。



は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対し三億円以下の罰金刑を科する。

(商品先物取引業者の許可等に関する経過措置) 第七条 新法第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第百九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二百九十条から第二百九十四条までの規定の例により、その許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行つた者は、新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 商品取引員(第三条の規定による改正前の商品取引所法以下「旧法」という)第二条第十八項に規定する商品取引員をいう。以下同じ)であつた者(前二項の規定により新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く)が、施行日までにその受託に係る商品市場における取引を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。

5 新法第百九十七条第五項の規定は、商品取引

員であつた者(第三項の規定により新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者に限る)が第一項の許可の申請について不許可の処分を受けた場合について準用する。

(廃業等の公告等に関する経過措置) 第八条 新法第百九十七条第三項の規定は、次項に規定する場合を除き、施行日から起算して三十日を経過した日以後の商品先物取引業(新法第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。以下同じ)の廃止、合併(合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に限る)又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散(以下この条において「廃止等」という)について適用する。

2 施行日前に商品取引員であつた者であつて、前条第一項の許可を申請した者(以下この条において「特定商品取引員」という)が、施行日から起算して三十日以内に商品先物取引業の廃止等をしようとするときは、その日の三十日前までに、新法第百九十七条第三項の規定により、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 特定商品取引員は、前項の規定による公告を出したときは、直ちに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 特定商品取引員は、第二項の規定による公告をした場合においては、当該特定商品取引員が行った委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びそ

の計算において自己が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二 第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

6 特定商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その特定商品取引員の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その特定商品取引員に対して三百六十円以下の罰金刑を科する。

7 施行日前にされた第二項の規定による公告及び掲示は、新法第百九十七条第三項の規定によりされた公告及び掲示とみなす。

(商品先物取引業者の名称の使用制限に関する経過措置) 第九条 この法律の施行の際現にその商号又は名称中に商品先物取引業者であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第百九十七条の二の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

(特定委託者等への告知義務に関する経過措置) 第十条 商品先物取引業者(新法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者をいい、附則第七条第三項の規定により新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなされている者を含む。以下同じ)は、施行日以後最初に商品取引をした場合においては、当該特定商品取引員が行つた委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びそ

の計算において自己が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

2 商品先物取引業者は、施行日以後最初に商品取引契約(特定当業者(新法第二条第一項に規定する特定當業者をいう。以下この項において同じ)が売買等を業として行つている物品又はこれに関連する物品として新法第百九十七条の七の主務省令で定めるものを新法第二条第二十七項に規定する取引対象商品とする同条第十五項に規定する商品デリバティブ取引に関するものに限る)の申込みを顧客(特定當業者に限り)から受けた場合であつて、施行日前に、当該顧客に対し、施行日以後に当該顧客が新法第二百九十七条の八第一項の規定による申出ができる旨を新法第二百九十七条の七の規定の例により告知しているときには、当該顧客に対し、同条百九十七条の八第一項の規定の例により告知しているときには、当該顧客に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

(商品先物取引業者の外務員の登録に関する経過措置) 第十一条 この法律の施行の際現に旧法第二百条第一項の規定による登録を受けている外務員(附則第七条第二項又は第三項の規定により新法第二百九十七条第一項の許可を受けたものとみなされた商品取引員に係るものに限る)は、施行日において新法第二百条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は適用しない。

## 官報(号外)

<p>2 前項の場合において、新法第二百条第七項に規定する期間は、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。</p> <p>3 商品先物取引業者は、施行日から六月間は、新法第二百条第一項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務（商品市場における取引等（旧法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等をいい、同条第十五項に規定する商品清算取引を除く。）の受託又は委託の勧誘を除く。）を行わせることができる。その者につきその期間内に新法第二百条第一項の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。</p>
<p>4 この法律の施行の際現に存する旧法第二百条第五項の規定による登録原簿は、新法第二百条第五項の規定による登録原簿とみなす。</p> <p>（商品取引契約の締結前の書面の交付に関する経過措置）</p> <p>第五十二条 施行日以後に締結される商品取引契約について、施行日前に新法第二百十七条第一項に規定する事項について同項の規定の例により書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定の例により同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を提供しているときは、商品先物取引業者は、同項の規定により書面を交付したものとみなす。</p> <p>（商品先物取引業者の説明義務に関する経過措置）</p>
<p>第六十条 附則第七条第二項の規定により新法第二百九十九条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた者であつて、新法第二百二十五条第一項の認可を受けようとする者は、施行日前において、新法第二百二十五条又は第二百二十八条第一項の認可を受けようとする者は、施行日前において、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例にあつた場合には、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例にあつた場合には、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例に</p> <p>より、その認可の申請が受けられたものとみなす。</p> <p>（商品先物取引仲介業者の登録に関する経過措置）</p> <p>第五十三条 この法律の施行の際現に特定商品先物取引仲介業（商品先物取引業者の委託を受け仲介業者を新法第二条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者とみなして、新法第二百四十四条の十二から第二百四十条の二十二まで、第二百四十五条の二十三から第二百四十九条の二十二まで、第二百四十九条の二十三第三項第一号を除く。）及び第二百四十九条の二十六の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第二百四十九条の十三第一項第二号中「商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号」とあるのは「仮商品先物取引仲介業者である旨」と、新法第二百四十九条の二十三第一項中「第二百四十条の二第二項の登録を取り消し」とあるのは「特定商品先物取引仲介業の廃止を命じ」とする。</p> <p>（商品先物取引業者の説明義務に関する経過措置）</p>
<p>第六十一条 この法律の施行の際現にその商号又は名称中に商品先物取引仲介業者であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第二百四十九条の八の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。</p> <p>（商品先物取引協会の認可に関する経過措置）</p> <p>第六十二条 この法律の公布の際現に旧法第二百四十七条第一項に規定する商品先物取引協会（以下この項において「旧法協会」という。）が設立されている場合又はこの法律の公布の日から施行</p>

官 報 (号 外)

日の前日までの間に旧法協会が設立された場合においては、旧法協会は、同日までに、新法第二百四十二条第一項に規定する商品先物取引協会となるために必要な定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更をし、主務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更は、施行日にその効力を生ずる。

3 附則第七条第二項の規定により新法第二百四十九条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、施行日前においても、新法第二百四十七条の規定により、新法第二百四十五条の認可の申請をすることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二百四十五条から第二百四十八条までの規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた者は、施行日において新法第二百四十五条の認可を受けたものとみなす。

(委託者保護基金に関する経過措置)

第十八条 新法第二百七十七条に規定する委託者保護基金(以下この条から附則第二十二条までにおいて「新委託者保護基金」という。)の発起人又は会員にならうとする者附則第七条第二項の規定により新法第二百四十九条第一項の許可を受けたものとみなされた者であつて、国内の営業所又は事務所において新法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行おうとするものに限る。)は、施行日前においても、新法第六章(第二百七十九条及び第二百八十条を除く。)の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他新委託者保護基金の設立に必要な行為、新委託者保護基金への加入に必要な行為及び新委託者保護基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

2 新委託者保護基金の発起人は、施行日前においても、新法第二百七十九条及び第二百八十一条の規定の例により、新委託者保護基金の設立の認可の申請をし、主務大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

3 第十九条 旧法第二百九十六条に規定する委託者保護基金(以下「旧委託者保護基金」という。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間(次条において「移行期間」という。)に、定款の変更その他新委託者保護基金になるために必要な行為をし、新法第二百七十九条及び第二百八十条の規定の例により、その認可を受けて、新委託者保護基金の認可を受けたものとなることができる。

4 第十九条 旧法第二百九十六条に規定する委託者保護基金(以下「旧委託者保護基金」という。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間(次条において「移行期間」という。)に、定款の変更その他新委託者保護基金になるために必要な行為をし、新法第二百七十九条及び第二百八十条の規定の例により、その認可を受けて、新委託者保護基金の認可を受けたものとなることができる。

5 第二十二条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新法の適用については、同項の認可は、新委託者保護基金の設立の認可とみなす。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の認可に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十条 移行期間に前条第一項の認可を受けた旧委託者保護基金は、旧法第二百九十条及び第三百十二条の規定にかかわらず、移行期間の満了の日に解散する。

2 前項の場合における解散及び清算については、旧法第二百九十二条及び第二百九十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「委託者保護基金(第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。)」とあるのは、「委託者保護基金(商品先物取引法第二百七十条に規定する委託者保護基金をいう。)」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるものほか、前条第一項の認可を受けなかつた旧委託者保護基金に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合において、この法律の施行の際現に旧法第三百条第一項の規定により当該旧委託者保護基金の会員である商品取引員とみなされている者は、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなして、新法第三百二条から第三百十一条までの規定を適用する。

4 第二十二条 旧委託者保護基金は、新法第三百条の規定による登記について必要な事項は、政令で定める。

第二十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為(処分等の効力)

第二十五条 この法律の施行前に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律(これの相当の規定によつてしたものとみなす。)の規定によつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、当該罰則の適用については、それぞれお従前の例による。

(証券取引法等の一部を改正する法律の適用に関する経過措置)

第二十六条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日から同法の施行日の前日までの間における証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第五条第二項の規定の適用については、同項中「第三百六十三条第六号」とあるのは、「三百六十三条第九号」とする。

第二十七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行日の前日までの間ににおける証券取引法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定の適用については、同項中「商品取引所法」とあるのは、「商品先物取引法」とする。

## 官報(号外)

(金融商品取引法の一部改正)

第三十条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十四項第四号中「商品取引所法」を

「商品先物取引法」に、「第一条第四項」を「第二

条第一項」に改め、同条第二十五項第三号中「商

品取引所法第二条第五項」を「商品先物取引法第

二条第二項」に改める。

第二十九条の四第一項第一号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、「海外商品

市場における先物取引の受託等に関する法律

二条第二項」に改める。

第三十三条の五第一項第二号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、「海外商品市

場における先物取引の受託等に関する法律」を削る。

第三十五条の四第一項第一号中「商品取引所法第

二条第十六項」を「商品先物取引法第二条第二十

一項」に改める。

第五十九条の四第一項第二号中「商品取引所

法」を「商品先物取引法」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三十一条 投資信託及び投資法人に関する法律

(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 投資信託及び投資法人に関する法律

(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次に

定める。

(検討)

第二十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、

商品先物取引を取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品先物取引制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

改正する。

別表第一の八十の項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、「第八十五条第一項の届出、同法」の下に「第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項(同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。)の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項」を加え、「第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項若しくは第二百四十五条の登録、同法第二百九十六条若しくは第二百九十六条の届出」を「若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法第二百四十四条の二第一項の登録、同法第二百四十五条若しくは第二百七十九条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の届出」に改める。

第三十二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成二十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次の

法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十四第一項第一号中「商品取引

所法」を「商品先物取引法」に、「第一条第八項に

「第三百六十三条第九号」に改める。

第三十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二第十号中「商品取引所法」を「商品先

物取引法」に改める。

(会社法の一部改正)

第三十六条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次の

法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十四第一項第一号中「商品取引

所法」を「商品先物取引法」に、「第一条第八項に

第三十二条 住民基本台帳法の一部を次のように

別表第二第十号中「第三百六十三条第九号」に改める。

<p>規定する先物取引」を「第二条第三項第一号から第四号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。)で同項に規定する先物取引に規定する先物取引に該当するもの」に改める。</p> <p>(所得税法の一部改正)</p>	
<p>第三項第一号から第四号まで(定義)に掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。)で同項に規定する先物取引に該当するもの」に、「第一条第十八項」を取引に該当するものに、「第一条第十八項」を取引に該当するものに、「商品取引員」を「商品取引者」に改め、同項第二号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「同条第一項」を「同条第四項」に改める。</p>	
<p>第二百二十四条の五第一項中「商品取引員等」を「商品先物取引業者等」に改め、同項第一号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第八項(定義)に規定する先物取引」を「第二条</p>	
<p>の一部を次のように改正する。</p>	
<p>第二百二十四条の五第一項中「商品取引員等」を「商品先物取引業者等」に改め、同項第一号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第八項(定義)に規定する先物取引」を「第二条</p>	
<p>の一部を次のように改正する。</p>	
<p>別表第一 医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人に規定する社会医療法人に限る。)の項の前に次のように加える。</p>	
<p>(法人税法の一部改正)</p>	
<p>第四十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>別表第二 一般財團法人(非営利型法人に該当するものに限る。)及び一般社団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)の項の前に次のように加える。</p>	
<p>別表第一商品先物取引協会の項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。</p>	
<p>別表第一商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)</p>	
<p>別表第二商品先物取引協会の項中「商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)」を「商品先物取引法」に改める。</p>	
<p>(登録免許税法の一部改正)</p>	
<p>第四十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>別表第一第九十四号中「組織変更の認可」を「算定割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可」に改め、「組織変更の認可、商品取引所持株会社に係る認可」に改め、「同号(五)を同号(七)とし、同号(四)を同号(六)とし、同号(三)を同号(五)とし、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。</p>	
<p>四 商品取引所法第九十六条の二十五第一項又は第三項認可件数 一件につき十五万円 ただし書(認可等)の認可</p>	
<p>別表第一 第九十四号(一)の次に次のように加える。</p>	
<p>(二) 商品取引所法第三条第一項たゞし書(算定割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可)の認可(同項たゞし書の金融商品市場の開設の業務又は金融商品債務引受業等に係るもの)を除く。)</p>	
<p>別表第一 第九十四条中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。</p>	
<p>別表第一 第九十五条を次のように改める。</p>	
<p>九十五 商品先物取引業の許可、商品先物取引仲介業者の登録、商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の設立の認可</p>	
<p>(一) 商品先物取引法第二百九十条第一項(商品先物取引業の許可)の商品先物取引業の許可(更新の許可を除く。)</p>	
<p>(二) 商品先物取引法第二百四十条の二第一項(登録)の商品先物取引仲介業者の登録(更新の登録を除く。)</p>	
<p>(三) 商品先物取引法第二百六十七条(許可)の商品取引債務引受業の許可</p>	
<p>(四) 商品先物取引法第二百七十九条第一項(認可の申請)の委託者保護基金の設立の認可</p>	
<p>(消費税法の一部改正)</p>	
<p>第四十四条 消費税法(昭和六十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>別表第三第一号の表一般財團法人及び一般社団法人の項の前に次のように加える。</p>	
<p>別表第一 第十九号の表商品先物取引協会の項中「商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)」を「商品先物取引法」に改める。</p>	
<p>(地価税法の一部改正)</p>	
<p>第四十五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>別表第一 第十八号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改める。</p>	
<p>(経済産業省設置法の一部改正)</p>	
<p>第四十六条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。</p>	

第七条第一項第三号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第四項」を「第二条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に改めること。

### 理由

商品先物取引をめぐる内外の環境変化にかんがみ、我が国商品先物市場における透明性及び取引の公正を確保するため、不当な価格が形成されるおそれがある場合における是正措置の強化、相場操縦行為に対する罰則の整備等の措置を講ずるとともに、外国商品市場取引等における委託者等の保護を実現するため、事業者に対する許可制度の導入、不当な勧誘の禁止等の措置を講じ、併せて、商品先物市場の利便性を高めるため、商品取引所の業務範囲の見直し、商品取引所持株会社制度の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書**

### 議案の目的及び要旨

本案は、原油や穀物などの商品価格が不安定化する中、我が国中小企業などの事業者が、資源価格の乱高下による事業活動への影響を回避する必要性に直面していること、及び「ロコ・ロンドンまいり取り」など規制の隙間で利用者トラブルが急増していることから、商品取引所の産業インフラとしての価値を高めるとともに、利用者の取引の安全を確保し、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市

場を実現するため、所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 1 使いやすい商品先物市場の実現

商品取引所が、国内外の取引所との資本連携や金融商品取引所との相互乗り入れを通じて、事業者等のニーズを踏まえた品揃えや関連サービスを行うことができるよう、業務範囲の拡大及び議決権の保有制限の見直しを行うこと。また、商品取引所法と海外先物取引法を「商品先物取引法」に一本化し、商品取引所内外、国内外で統一した規制体系にすることにより、事業者が多様な商品先物取引を安全に行いうる環境を構築すること。

### 2 透明性の高い商品先物市場の実現

相場操縦行為の処罰範囲を拡大するとともに、海外当局との情報交換手続を整備することにより、国際的に協力して市場を監視できる仕組みを構築すること。また、商品取引所の相場が実体経済の需給と離れて異常な過熱を示すような場合には、主務大臣が証拠金の引き上げ等の多様な是正措置を命じることにより、相場の不安定化を防止できるようにすること。

### 3 トラブルのない商品先物市場の実現

利用者トラブルが急増している取引所外取引や海外先物取引について、参入規制を導入するとともに、行為規制を強化し、特にトラブルの多い取引分については顧客から要請されない勧誘行為を禁止すること。また、商品取引所の産業インフラとしての価値を高めるとともに、利用者の取引の安全を確保し、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市

保護とともに商品先物市場の活性化を図ること。

### 4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 二 議案の可決理由

本案は、我が国商品先物市場の産業インフラとしての価値を高めるとともに、利用者の取引の安全を確保するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年六月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿 経済産業委員長 東 順治

### 〔別紙〕

**商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議**

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 商品先物取引に関する契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、一方的に訪問し、又は電話をかけて勧誘することを意味する「不招請勧誘」の禁止については、当面、一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を抑制するための規制を設けること。

二 実需からかけはなれた価格形成により、我が國中小企業などの事業者の経営に悪影響が及ぶことのないよう、健全な取引市場の機能確保に万全を期するとともに、国際的な監視体制の強化に適切に対応しうるよう、農林水産省及び経済産業省は連携の在り方にさらに検討を加えつつ、管理・監督体制の充実を図ること。

し、必要に応じて、時機を失すことなく一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること。

なお、商品先物取引の経験のない個人や、理解が不十分になりやすい高齢者などが勧誘された時、取引の初期段階に被害を受けやすい近況を踏まえ、廃業を前提とした駆け込み的おいては電話勧誘など)から一般個人を保護するよう、立入検査、処分等を含め迅速かつ厳正な法執行を行うこと。

二 國際競争力強化の観点から、国内商品取引所の経営努力を一層促すとともに、多様な商品取引を一元的に行いうる仕組み(クロスマーケット)の導入など市場の魅力を総合的に高めるよう、引き続き努力を払うこと。また、我が国においては、現状では商品・証券及び金融商品そ

れぞれについて別々の清算機構(クリアリングハウス)が設置されているが、今後、国際的な動向に照らし、海外の「プロ」事業者の日本市場への参入を促すためにも、商品・証券・金融の繩割りの構造を取り払つた共通清算方式の導入を促すなど、取引所の更なる統合等も視野に入れつつ、市場横断的な利用者に対する利便性向上に努めること。

三 実需からかけはなれた価格形成により、我が國中小企業などの事業者の経営に悪影響が及ぶことのないよう、健全な取引市場の機能確保に万全を期するとともに、国際的な監視体制の強化に適切に対応しうるよう、農林水産省及び経済産業省は連携の在り方にさらに検討を加えつつ、管理・監督体制の充実を図ること。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年一月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律

(港則法の一部改正)

第一条 港則法(昭和二十三年法律第二百七十四号)

第一項を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 入出港及び停泊(第四条—第十一条)

第三章 航路及び航法(第十二条—第二十条)

第四章 危険物(第二十一条—第二十三条)

第五章 水路の保全(第二十四条—第二十六条)

第六章 灯火等(第二十七条—第三十条の二)

第七章 雜則(第三十一条—第三十七条の六)

第八章 罰則(第三十八条—第四十三条)

附則

第十二条中「国土交通省令」を「国土交通省令で」に、「以下第三十七条まで」を「次条から第三十七条まで及び第三十七条の三」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 港長は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令

で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

第十八条第二項中「こえない」を「超えない」に、「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改め、「この条において」を削り、同条第三項中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改める。

第十九条第二項中「前五条」を「第十四条から前条まで」に、「ものの外」を「もののほか」に改める。

第三十六条の三第一項中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 総トン数又は長さが国土交通省令で定めるトントン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 当該船舶の名称  
二 当該船舶の総トン数及び長さ  
三 当該水路を航行する予定期刻  
四 当該船舶との連絡手段  
五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設

(港長が提供する情報の聴取)  
第三十六条の三中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法(昭和四十七年法律第二百十五号)第二条項に規定する特定港内の船舶交通が特に著し

第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法第二十二条の規定による通報をする際に、併せて、当該水路に係る前項第五号に掲げるけい留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。

第三十七条第三項中「港長は」の下に「異常な気象又は海象」を加え、「又は禁止する」を「若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずる」に改め、同条に次の二項を加える。

4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講すべきことを勧告することができ

る。

第三十七条の四第一項中「の規定により」を「において」に、「第二十一条第一項」を「第十四条の二、第二十二条第一項」に改め、第七章中同条を第三十七条の六とする。

第三十七条の三中「前条」を「第三十七条の二」に、「にこれを」を「について」に改め、同条を第三十七条の五とする。

第三十七条の二の次に次の二条を加える。

(港長が提供する情報の聴取)  
第三十七条の三 港長は、特定船舶(小型船及び雑種船以外の船舶であつて、第十八条第二

く混雜するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところに掲げるけい留施設を通報したときは、同項の規定による情報、他の船舶の進路を避けることに関する情報、他の船舶の進路を避けることに関する情報、他の船舶の進路を避けること

が容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要となる情報を、この限りでない。航法の遵守及び危険の防止のための勧告)通省令で定める場合は、この限りでない。

2 特定船舶は、前項に規定する航路及び区域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交

通省令で定める場合は、この限りでない。

3 第三十七条の四 港長は、特定船舶が前条第一項に規定する航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、



において、同航路を第一項の規定による航法により航行することが、船舶交通の状況により、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、同航路をこれに沿つて航行し、又は航行しようとする船舶に対し、同項の規定による航法と異なる航法を指示することができます。この場合において、当該指示された航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

4 来島海峡航路をこれに沿つて航行しようとする船舶の船長(船長以外の者が船長に代わつてその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十一条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項に次の大字書を加える。

ただし、前条第三項の規定により海上保安庁長官が指示した航法によつて航行している場合は、この限りでない。

第二十二条中「次の各号に」を「次に」に改め、「航行予定時刻」を「当該船舶の名称、総トン数及び長さ、当該航路の航行予定時刻、当該船舶との連絡手段」に改め、同条第三号中「距離が」の下に「航路ごとに」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 巨大船以外の船舶であつて、その長さが航路ごとに国土交通省令で定める長さ以上

のただし書を加える。

ただし、当該海域を航行することができる場合において、告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができ

め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第十一項まで「第六条の二から第十一条から第十二条まで」を「第六条の二から第十一条まで、第十二条から第十一条まで、第十三条から第十四条まで」に改め、同条

第三項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「第八条から第十一項まで」を「第六条の二、第八条から第十条まで、第十一項」に、「できる」を「でき、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる」に改め、同条第二項中「及び第二十一条の下に「第二十条第四項又は」を加え、同条

第三項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「第八条から第十一項まで」を「第六条の二、第八条から第十条まで、第十一項」に、「できる」を「でき、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる」に改め、同条第二項中「及び第二十一条の下に「第二十条第四項又は」を加え、同条

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

(海上保安庁長官が提供する情報の聴取)

第二十九条の二 海上保安庁長官は、特定船舶(第四条本文に規定する船舶であつて、航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域を航行する船舶)を加え、

(海上保安庁長官が提供する情報の聴取)

第二十五条の見出しを削り、同条第二項中「前項を「第一項」に改め、「船舶」の下に「又は前項に規定する海域を航行する船舶」を加え、

同項を「それぞれ、第一項又は前項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するた

めに船舶交通の整理を行ふ必要がある海域(航路を除く。)について、告示により、当該

特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交

通省令で定める場合は、この限りでない。

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十九条の三 海上保安庁長官は、特定船舶が航路及び前条第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

第三十条第二項第二号中「附された」を「付された」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「附した」を「付した」に、「付する」を「付する」に改め、同条第八項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

第三十一条第六項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

第三十二条中「第五条の下に「第六条の二」を、「第二十五条第一項」の下に「及び第二項」を、「第二十六条第一項」の下に「及び第二十九条の二第二項」を加える。

第三十五条中「第五条」の下に「第六条の二」を、「第二十五条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第三十七条の二中「第十四条第三項（第十八条の二又は第二十条第三項）に改める。」を「第十四項において準用する場合を含む。」を「第十四条中三万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十四条第三項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）」を「第十一条」に改め、同条第五号中「附し、」を「付し、」に、「附した」を「付した」に改める。

第四十一条中「五万円」を「五十万円」に改め

第四十二条中「三万円」を「三十万円」に改め

第四十三条中「三十万円」に改め

第四十四条中「三十万円」に改め

第四十五条中「三十万円」に改め

第四十六条中「三十万円」に改め

第四十七条中「三十万円」に改め

第四十八条中「三十万円」に改め

第四十九条中「三十万円」に改め

第五十条中「三十万円」に改め

第五十一条中「三十万円」に改め

第五十二条中「三十万円」に改め

第五十三条中「三十万円」に改め

第五十四条中「三十万円」に改め

第五十五条中「三十万円」に改め

第五十六条中「三十万円」に改め

第五十七条中「三十万円」に改め

#### （罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

第三十三条第二項第二十号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「同条第二項」を「同法第三十七条の二第二項」に改める。

第三十六条の二第四項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

#### 1 漢則法の一部改正

(一) 航路外での待機の指示に関する規定の創設

港長は、自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

(二) 効率的な港内の交通整理の手法の導入

一定のトン数又は長さ以上の船舶は、一定の水路を航行しようとするときは、港長に、船舶の名称等を通報しなければならないこととともに、当該水路に接続する海上交通安全法の航路を航行しようとする船舶が、同法の規定による通報と併せて停泊し、又は停泊しようとするけい留施設を通報したときは、当該水路に係る通報をすることを要しないこと。

(三) 異常な気象等の場合の危険防止のための命令等

港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情による危険を防止する等のため、特定港内等にある船舶に対し、停泊する場所及び方法を指定し、移動を制限する場合を除くとともに、危険を生ずるおそれがあると予想される場合に、船舶の航行に係る規制の整備等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

とができること。

(四) 船舶の安全な航行を援助するための措置の実施

(1) 港長が提供する情報の聴取

港長は、第十八条第二項の特定港内の一定の航路及びその周辺特に船舶交通の安全を確保する必要がある一定の区域を航行する等の条件に該当する船舶に対し、船舶交通の障害の発生に関する情報その他の当該航路等を安全に航行するため当該船舶において聽取することが必要と認められる情報を提供することとともに、当該船舶は、当該航路等を航行している間は、当該情報を聴取しなければならないこと。

(2) 航法の遵守及び危険の防止のための勧告

港長は、(1)の船舶が交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は当該船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため、必要な限度において、当該船舶に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告できることとするとともに、勧告に基づき講じた措置について報告を求める

ことができる。

#### 2 海上交通安全法の一部改正

(一) 航路における一般的な航法の設定

(1) 追越しの禁止

一定の航路の区間をこれに沿って航行している船舶は、他の船舶（著しく遅い

#### 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における海難の発生状況、海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全性の向上を図るために、新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援助するための措置に係る規定の整備等所要の措置を講ずる必要がある。

##### 二 次条の規定 この法律の施行の日前の政令で定める日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中海上交通安全法第二十六条第一項及び第二項の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条の規定 この法律の施行の日前の政令で定める日

##### （経過措置）

第二条 この法律による改正後の港則法第三十六条第三第二項及び第三項並びに海上交通安全法

第二十二条の規定による通報は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

官報(号外)

(2) 航路外での待機の指示  
海上保安庁長官は、自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示すること。

(2) 特定の海域における航法の設定  
来島海峡航路における航法  
ア 逆潮の場合は、一定の速力以上の速度で航行すること。  
イ 海上保安庁長官は、来島海峡航路において転流すると予想される場合等において、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、航路をこれに沿つて航行し、又は航行しようとする船舶に対し、特別な航法を指示すること。  
ウ 来島海峡航路をこれに沿つて航行しようとする船舶の船長は、その名称等を海上保安庁長官に通報しなければならないこと。

(2) 航路以外の海域における航法  
海上保安庁長官は、自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある航路以外の海域について、船舶の航行に適する

速力で航行している船舶を除く。)を追い越してはならないこと。

(2) 航路外での待機の指示  
海上保安庁長官は、自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示すること。

(三) 船舶の安全な航行を援助するための措置の実施  
(1) 海上保安庁長官が提供する情報の聴取  
海上保安庁長官は、航路及びその周辺特に船舶交通の安全を確保する必要がある一定の海域を航行する等の条件に該当する船舶に対し、船舶交通の障害の発生に関する情報その他の当該航路等を安全に航行するため当該船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供することとともに、当該船舶は、当該航路等を航行している間は、当該情報を取り扱うべきである。

(2) 巨大船等の航行に関する通報の対象船  
船舶の追加  
航路を航行しようするときにあらかじめ船舶の名称等を通報しなければならない船舶として、航路ごとに定める一定の長さ以上の船舶等を追加すること。

(3) 危険防止のための交通制限に係る手続の迅速化  
海上保安庁長官は、船舶交通の障害の発生等により船舶交通の危険が生じ、又是生ずるおそれがある海域について、緊急の必要がある場合には、告示以外の適切な方法により、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。

3 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2の(四)(3)の改正規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由  
理由  
に基づき、国会の承認を求める。

政府は、日本国とウズベキスタン共和国との間において、投資の自由化、促進及び保護に関する日本のウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右  
国会に提出する。  
平成二十年十一月十一日  
内閣総理大臣 麻生 太郎

のと議決した次第である。  
右報告する。

平成二十一年六月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿  
国土交通委員長 望月 義夫

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(1) その他  
船舶が航路外から航路に入ろうとするとき等は、進路を他の船舶に知らせるため、信号による表示に加えその他一定の措置を講じなければならないこと。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定

日本国及びウズベキスタン共和国（以下「両締約国」という。）は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための安定した、公平な、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要なこと認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与するものとなることを希望し、

この協定が両国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、

次のことおり協定した。

### 第一条

(1) 「投資財産」とは、締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (a) 企業及び企業の支店
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）
- (d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約であつて、投資に関連するものを含む。）に基づく権利
- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であつて、投資に関連するもの
- (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、

植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

投資財産には、収入を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「収入」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

(3) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行つたものをいう。

(a) 当該締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(b) 当該締約国の企業

(4) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいづれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織又は会社を含む。）をいう。

(5) (a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権行使する排他的な経済水域及び大陸棚をいう。

「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

### 第二条

- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。
- 3 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、同様の状況において第三国との投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 4 1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税及び關稅に関する自国の法令に従つて与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。
- 5 3の規定は、一方の締約国が、第三国との間での相互主義に基づき、又は第三国との間で効力を有する租税及び關稅に関する協定により、当該第三国の投資家に与える租税に関する特別の利益を、他方の締約国との投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

## 第三条

- 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。
- 2 いづれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいかなる意味においても阻害してはならない。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。

## 第四条

- 一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関して、他方の締約国の投資家に對し、同様の状況にお

いて自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

## 第五条

- 1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。
- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外國為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外國為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸入のための販売を制限すること。
- (g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。
- (h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいづれかの場合を除く。
- (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合。
- (ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合
- (i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (j) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
- (k) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(1) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 日本国は、ウズベキスタン共和国の投資家の自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与のための条件として1(g)から(i)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

3 ウズベキスタン共和国は、日本国の投資家の自国の区域内における投資活動に関して、利益の付与のための条件として1に規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

#### 第六条

1 第二条1及び3並びに前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附屬書Iの表に記載するもの

#### (i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はウズベキスタン共和国の州

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び州以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

#### 置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条1及び3並びに前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条1及び3並びに前条の規定は、附屬書IIの表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附屬書IIの表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附屬書Iの表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附屬書IIの表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においては実施後できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附屬書I及び附屬書IIの表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条1及び3並びに前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条1及び3並びに前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

#### 第七条

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定、国際協定及び各締約国の法令に基づき一般に適用される司法上の決定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国との要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

#### 第八条

各締約国政府は、緊急の場合又は純粹に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

## 第九条

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

## 第十条

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

## 第十二条

1 いざれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従つて迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第三条の規定に従つてとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2 収用が公表された時又は収用が行われた時のいかが早い方の時における収用された投資財産

の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含め

るものとする。当該補償については、実際に換価することができ、かつ、收用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事業及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速

やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の法令に定める手続に従つて、当該締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十六条の規定の適用を妨げない。

## 第十三条

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 収入
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 一方の締約国のある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事

件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国は、投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に關し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

## 第十四条

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国に区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約であつて、当該一方の締約国の法令に従つて結ばれたものに基づいて支払を行ふ場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

## 第十五条

- (f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保
- 第十五条
- 1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。
- 2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、可能な限り、外交上の経路による交渉によって解決する。
- 3 2に規定する紛争が外交交渉によつても満足な調整に至らなかつた場合には、当該紛争は、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いづれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いづれの締約国の国民でもない者とする。
- 4 各締約国が3に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いづれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。
- 5 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

- 6 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。
- 第十六条
- 1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該一方の締約国の区域内における当該他方の締約国の投資家又はその投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。
- 2 いかなる投資紛争も、可能な限り、当該投資紛争の当事者間の協議を通じて友好的に解決する。
- 3 投資紛争が投資家から書面により協議の要請のあった日から三箇月以内にそのような協議により解決されない場合には、当該投資家の要請に基づき次の(1)又は(2)のいづれか一方に付託する。
- (1) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の國家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約が両締約国間において効力を有する場合にあつては同条約の規定による調停又は仲裁、同条約が両締約国間において効力を有しない場合にあつては投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則に基づく調停又は仲裁
- (2) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁
- 4 投資紛争の当事者である締約国は、当該投資紛争をこの条の規定に従つて3に定める国際的な調停又は仲裁に付託することに同意する。
- 5 仲裁決定は、最終的なものであり、かつ、投資紛争の両当事者を拘束する。この決定は、その執行が求められている区域の属する国で適用されていてる仲裁決定の執行に関する法令に従つて執行される。
- 6 いづれか一方の締約国の投資家は、投資紛争に関し、他方の締約国の区域内において司法的若しくは行政的解決を求めている場合若しくは事前に合意し、かつ、適用可能な紛争解決手続に従つた仲裁による決定を求めている場合又は当該投資紛争に関する最終的な司法的解決がなされた場合には、当該投資紛争をこの条に規定する仲裁に付託することはできない。
- 7 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である締約国の区域内において、投資家が司法的又は行政的解決を求めることが妨げるものと解してはならない。

# 官報 (号外)

- 1 この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。
- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置
- (c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
- (i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
- (iii) 安全
- (d) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
- (i) 戰時、武力紛争その他の自國又は国際関係における緊急時による措置
- (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (e) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置
- (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置
- 2 一方の締約国は、この協定（第十二条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとする場合には、当該措置の実施の前又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であつて次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。
- (a) 関係の分野及び小分野又は事項
- (b) 当該措置に關係する義務又は条項
- (c) 当該措置の法的根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明

1 この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(e) 当該措置をとる目的

## 第十八条

- 1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合には、第二条1の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- (a) 國際収支及び対外支払に關して重大な困難が生じてゐる場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合
- 2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。
- (a) 國際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するため必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要的な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

## 第十九条

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

## 第二十条

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多數国間協定で

あつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

#### 第二十一条

この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約が抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

#### 第二十二条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次の事項を任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第六条1の規定に従つて維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第六条2の規定に従つて採用され、又は維持された例外措置について、両締約国投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関連するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

#### 第二十三条

1 この協定は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5 委員会は、一方の締約国の要請があつた場合には会合する。

#### 第二十四条

一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

#### 第二十五条

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国企業の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

#### 第二十六条

1 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国が区域内において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。

2 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

3 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十

#### 第二十三條

年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

5 いざれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八八年八月十五日にタシケントで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

平岡邁

ウズベキスタン共和国のために

ウラジミール・ノロフ

#### 附屬書 I 第六条1に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関するものである。

(a) 第一条1(内国民待遇)

(b) 第二条3(最惠国待遇)

(c) 第五条(特定措置の履行要求の禁止)

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものと透明性の目的のためにのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)の協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新される措置を意味し、また、(ii)措置の権限に基づき及び措置に合致して採用され、又は維持されるすべての從属する措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他のすべての事項に優先する。

4 この附屬書の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

#### 日本国の中

一	分野	
	小分野	金融業
産業分類	銀行業	JSIC 六一二二 銀行(中央銀行を除く。)

官 報 (号 外)

六		五
分野 小分野 産業分類	概要 措置 政府の段階	留保の種類 措置 内国民待遇（第二条1）
製造業 皮革及び皮革製品製造業	製造業 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業	外国人為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット附隨サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業	中央政府 内国民待遇（第二条1）	外国人為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。
J S I C 一六九四 ゼラチン、接着剤製造業		
J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附屬品製造業		
J S I C 二〇一 なめし革製造業		
J S I C 二〇二 工業用革製品製造業（手袋を除く。）		
J S I C 二〇三 革製履物用材料・同附屬品製造業		
J S I C 二〇四 革製履物製造業		
J S I C 二〇五 革製手袋製造業		
J S I C 二〇六 かばん製造業		
J S I C 二〇七 袋物製造業		
J S I C 二〇八 皮毛製造業		
J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業		
注 I J S I C 一二五三 運動用具製造業		
J S I C 一二五五 その他のなめし革製品製造業		
J S I C 一二五七 移動電気通信業		
J S I C 一二五九 その他のなめし革製品製造業		
J S I C 一二六一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。		

官報(号外)

九	八	七	六
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類
J S I C ○五 鉱業、探石業、砂利採取業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	J S I C ○五 鉱業、探石業、砂利採取業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	鉱業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	鉱業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。
J S I C ○五三 石油業 J S I C ○五三一 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一七一 石油精製業 J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの) J S I C 一七四 輸装材料製造業 J S I C 一七九九 その他の石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く。) J S I C 四七二 冷蔵倉庫業 J S I C 五三三 石油卸売業 J S I C 六〇五一 ガソリンスタンド	J S I C ○五 鉱業、探石業、砂利採取業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	J S I C ○一 農業 J S I C ○二 林業 J S I C ○三 漁業(水産養殖業を除く。) J S I C ○四 水産養殖業 J S I C 六三三四 農業協同組合 J S I C 六三三五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 八七一 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) 内国民待遇(第二条1) 中央政府 農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書IIの日本国との表の七の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	J S I C ○一 農業 J S I C ○二 林業 J S I C ○三 漁業(水産養殖業を除く。) J S I C ○四 水産養殖業 J S I C 六三三四 農業協同組合 J S I C 六三三五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 八七一 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) 内国民待遇(第二条1) 中央政府 農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書IIの日本国との表の七の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外國投資家について適用する。

十一	十	九	八
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類
J S I C 九二三一 警備業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条规定 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書IIの表の七の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	J S I C 九二三一 警備業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条规定 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書IIの表の七の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	J S I C 六〇五一 ガソリンスタンド J S I C 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条规定 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	J S I C 六〇五一 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。) J S I C 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条规定 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、石油業に関連するものに限られる。

十三	小分野	概要	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする 外國投資家について適用する。				
小分野	分野	産業分類	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等	留保の種類	内国民待遇（第二条1）	措置	J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）
航空運輸業	運輸業	政府の段階	中央政府	特定期の履行要求の禁止（第五条）	特定期の履行要求の禁止（第五条）	措置	特定期の履行要求の禁止（第五条）
		概要	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	航空機使用業（航空機登録原簿への登録）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 内国民待遇（第二条1）
		産業分類	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等	留保の種類	内国民待遇（第二条1）	措置	特定期の履行要求の禁止（第五条）
十四	分野	産業分類	J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	留保の種類	内国民待遇（第二条1）	措置	特定期の履行要求の禁止（第五条）
分野	小分野	政府の段階	中央政府	特定期の履行要求の禁止（第五条）	特定期の履行要求の禁止（第五条）	措置	特定期の履行要求の禁止（第五条）
運輸業	航空運輸業	概要	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	航空機使用業（航空機登録原簿への登録）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 内国民待遇（第二条1）
十五	分野	産業分類	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等	留保の種類	内国民待遇（第二条1）	措置	特定期の履行要求の禁止（第五条）
分野	小分野	政府の段階	中央政府	特定期の履行要求の禁止（第五条）	特定期の履行要求の禁止（第五条）	措置	特定期の履行要求の禁止（第五条）
運輸業	航空運輸業	概要	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	航空機使用業（航空機登録原簿への登録）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 内国民待遇（第二条1）

官 報 (号 外)

十七	十八	十九
分野 産業分類	分野 産業分類	概要
小分野 産業分類	小分野 産業分類	概要
概要	措置	概要
政府の段階	政府の段階	留保の種類
措置	措置	留保の種類
概要	概要	留保の種類
中央政府	中央政府	政府の段階
J S I C 四二一 鉄道業	J S I C 四八五一 鉄道施設提供業	鐵道業
内国民待遇（第二条1）	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする 外國投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道 業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易 法に基づく事前届出は必要とされない。	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする 外國投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道 業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易 法に基づく事前届出は必要とされない。
道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業	運輸業
J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業	内国民待遇（第二条1）	道路旅客運送業
中央政府	中央政府	内国民待遇（第二条1）
外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への 投資を行おうとする外國投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両 の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら の製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされな い。	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への 投資を行おうとする外國投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両 の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら の製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされな い。	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への 投資を行おうとする外國投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両 の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら の製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされな い。
水運業	沿海海運業	運輸業
J S I C 四五一 沿海海運業	J S I C 四五三 内陸水運業	水運業
中央政府	内国民待遇（第二条1）	水運業
外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外國投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内港間の海上運送）、内航水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貨渡業 (内航船舶貸渡業を除く。)は、事前届出の要件の適用から除外される。	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外國投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内港間の海上運送）、内航水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貨渡業 (内航船舶貸渡業を除く。)は、事前届出の要件の適用から除外される。	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外國投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内港間の海上運送）、内航水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貨渡業 (内航船舶貸渡業を除く。)は、事前届出の要件の適用から除外される。

官 報 (号 外)

二十一	二十一	二十一	二十一
措置	分野	分野	分野
政府の段階	産業分類	産業分類	産業分類
概要	留保の種類	内国民待遇（第二条1）	水運業
中央政府	最惠国待遇（第二条3）	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条	
中央政府	日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行つてはならない。	日本國が締結している國際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本國の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行つてはならない。	
上水道業	J S I C 三六一一 上水道業	内国民待遇（第二条1）	
中央政府	外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	
中央政府	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	
すべての分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類			
産業分類			
分野			
小分野			
分野			
産業分類			
留保の種類			
政府の段階			
措置			
概要			
概要			
措置			
政府の段階			
留保の種類		</td	

附属書II 第六条2に規定する措置に関する留保

1  
締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第六条2の規定に従つて記載するものである。

- 2 (a) 第二条1 (内国民待遇)

(b) 第二条3 (最惠国待遇)

(c) 第五条 (特定措置の履行要求の禁止)

留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるもの透明性の目的のためにのみ示す。

(b) (a) 外国為替收入の義務的な売却は、二千年六月二十九日付けのウズベキスタン共和国の閣議決定(第二四五号)第三項に従い、免除される。  
義務的な売却の対象となる外国為替收入は、同閣議決定第四項に従い、引き下げられる。

官報 (号外)

(d) 留保の種類。 「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。  
 (e) 概要。 「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。 「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。

4

この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の中

		概要	分野 産業分類	小分野 産業分類	留保の種類	すべての分野 内国民待遇 (第二条1) 特定措置の履行要求の禁止 (第五条)
二	概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。	内国民待遇 (第二条1) ウズベキスタン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。	内国民待遇 (第二条1) ウズベキスタン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。	(a) ウズベキスタン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。
三	概要	すべての分野 内国民待遇 (第二条1) 最惠国待遇 (第二条3) 補助金については、ウズベキスタン共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠国待遇を与えないことができる。	分野 産業分類	小分野 産業分類	留保の種類	すべての分野 内国民待遇 (第二条1) 航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業
四	概要	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇 (第二条1) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	分野 産業分類	小分野 産業分類	分野 産業分類

		概要	分野 産業分類	小分野 産業分類	留保の種類	現行の措置 内国民待遇 (第二条1) 特定措置の履行要求の禁止 (第五条)	三
五	概要	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇 (第二条1) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	分野 産業分類	小分野 産業分類	分野 産業分類	すべての分野 内国民待遇 (第二条1)
六	概要	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇 (第二条1) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇 (第二条1) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇 (第二条1) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇 (第二条1) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	三
	概要	内国民待遇 (第二条1) 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	三				


留保の種類		内国民待遇(第二条1)	特定期の履行要求の禁止(第五条)
概要	内国民待遇(第二条1)		
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、銀行業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	1 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、銀行業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	1 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、銀行業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、首席会計士及び役員会副会長の指名並びに複数の役員会副会長を有する銀行においては役員会第一副会長の指名に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	2 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、首席会計士及び役員会副会長の指名並びに複数の役員会副会長を有する銀行においては役員会第一副会長の指名に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	2 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、首席会計士及び役員会副会長の指名並びに複数の役員会副会長を有する銀行においては役員会第一副会長の指名に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国の法律(第二二六号のI)六号のI)	千九百九十九年二月十一日付けの銀行の登録及び認可に關する規則(第六三〇号)	千九百九十九年二月十一日付けの銀行の登録及び認可に關する規則(第六三〇号)
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、燃料及びエネルギー産業による輸送	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、燃料及びエネルギー産業による輸送	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、燃料及びエネルギー産業による輸送
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、石油、石油生産物及びガスのパイプラインによる輸送	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、石油、石油生産物及びガスのパイプラインによる輸送	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、石油、石油生産物及びガスのパイプラインによる輸送
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、電力及び熱エネルギーの生産及び輸送	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、電力及び熱エネルギーの生産及び輸送	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、電力及び熱エネルギーの生産及び輸送
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、生産物分与協定に基づく作業の遂行	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、生産物分与協定に基づく作業の遂行	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、生産物分与協定に基づく作業の遂行
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、土地所有権	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、土地所有権	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、土地所有権
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、小分野	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、小分野	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、小分野
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、産業分類	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、産業分類	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、産業分類
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、留保の種類	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、留保の種類	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、留保の種類
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、概要	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、概要	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、概要
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、現行の措置
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、観光業	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、観光業	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、観光業
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、概要	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、概要	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、概要
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、現行の措置
現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、現行の措置	内国民待遇(第二条1) 内国民待遇(第二条1)に關し、ウズベキスタン共和国は、現行の措置

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十九回国会議案第二号)に関する報告書

#### 一 本件の目的及び要旨

平成十九年十一月、ウズベキスタン共和国タシケントで開催された日本・ウズベキスタン・ビジネスフォーラムにおいて、投資の保護のみならず広範な自由化の要素も含む二国間の投資協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成二十年二月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意を見るに至つたので、同年八月十五日にタシケントにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、ウズベキスタンとの間の投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えること。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣意的な措置により当該投資家の投資活動を妨げてはならず、また、当該投資家の投資財産等に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守すること。

3 いづれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制してはならないこと。

4 いづれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに関する条件を満たさない限り、收回、国有化等を実施してはならないこと。

5 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被つた他方の締約国の投資家に対する原状回復等に關し、内国民待遇又は最惠国待遇のうちいづれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること。

6 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に關連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。

7 一方の締約国と他方の締約国の投資家の間の紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、その紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則に基づく調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁のいづれかに付託されること。  
なお、協定の不可分の一部を成す附屬書は、投資活動に關する内国民待遇、投資活動に關する最

惠国待遇及び特定措置の履行要求の禁止の規定により課される義務に適合しない措置に関する各締約国が付する留保について規定している。

本協定は、協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締結国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

## 一 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が國とウズベキスタンとの間の投資環境の整備を促すとともに、投資家に安心感を与え、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十一年六月十七日

衆議院議長 河野洋平殿

右  
求めるの件  
投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を  
国会に提出する。

平成二十二年二月二十四日

を求めるの件

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

政府は、日本国とペルー共和国との間において、投資の促進、保護及び自由化に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、平成二十年十一月二十一日にリマで、投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

理由

共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

両国間の経済関係を強化するためには投資を更に促進することを希望し

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になつてゐることを認識し、

他方の国の投資家の投資財産及び投資活動に関して負うこととなつた義務の遵守及び履行の重要性を認識し、

が可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規制の発展においての国際的な協力の強化に寄与するものとなることを希望する。

この協定が両国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、

第一条 定義

この協定の適用上

(1) 「投資財産」とは、投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）  
(c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）であつて、次のいずれかの場合に該当するもの。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国又は公的企業が発

官 報 (号 外)

行する債務証書は含まない。

- (i) 債務証書上の債務を負う企業が投資家と提携している場合
- (ii) 債務証書上の当初の償還期間が十二箇月以上である場合

注釈 この(c)の規定にかかわらず、

- (A) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書は、当該金融機関が所在する区域の締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。
- (B) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証書(A)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。)は、投資財産ではない。
- (C) 締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証書は、投資財産ではない。

い。

- (D) 国境を越えて金融サービスを提供する者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを提供する者が所有する債務証書(A)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。)は、当該貸付金又は当該債務証書がこの(i)に別に規定する投資財産の基準を満たす場合には、投資財産である。

- (d) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利

- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (f) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)

- (g) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)

- (h) 他のすべての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず、ための権利を含む。)及び質借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

- 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。
- ただし、次の金銭債権は、投資財産には当たらない。

(i) 次のもののみから生ずる金銭債権

- (i) 一方の締約国の区域内にある国民又は企業による他方の締約国の区域内にある企業に対する物品又はサービスの販売のための契約

(ii) 商業取引に関連する信用の供与(貿易金融等。ただし、(c)に規定する貸付金を除く。)

- (j) (i)に規定する金銭債権以外の金銭債権であつて、(a)から(h)までに規定する種類の権益に関連しないもの

(2) 「締約国の投資家」とは、次のものであつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行つたものをいう。

- (a) 当該締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(b) 当該締約国の企業

注釈 締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合(投資財産の設立を認められる免許又は許可のため申請を行つた場合を含む。)に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

- (3) (a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十ペーセントを超える持分を所有する場合をいう。

- (b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

- (c) 企業が投資家と「提携」するとは、当該企業が当該投資家を支配し、若しくは当該投資家によって支配される場合又は当該企業及び当該投資家が同一の投資家によって支配される場合をいう。

- (4) 「締約国の企業」とは、當利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいづれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織又は会社を含む。)をいう。

- (5) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

- (6) 「金融機関」とは、その金融機関が所在する区域の締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、かつ、金融機関として規制され、又は監督される企業をいう。

(7) 「区域」とは、

(a) 日本国については、(i)日本国が領域並びに(ii)日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権行使する

排他的經濟水域及び大陸棚をいう。

(b) ペルー共和国については、ペルー共和国がペルー共和国の憲法の関連規定及び国際法に従い主権又は

主権的権利及び管轄権行使する本土の領土、諸島、海域及びその上空をいう。

(c) この(7)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(8) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を

設立するマラケシュ協定をいう。

(9) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定又は行政上の行為を含む。）をいう。

注釈 司法上の決定については、第十八条2及び4の規定を適用する。

## 第二条 適用範囲

1 この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次のものに関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の

日に存在しているもの及びその後に設立され、取得され、又は拡張されるもの

(c) 第六条及び第二十六条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であつて、当該一方の締約国の区域に在るもの

2 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

注釈 この協定のいかなる規定も、この協定の効力発生の前に生じた損害について、この協定に基づく

請求権を投資家に与えることを意図するものではない。

3 各中央政府は、この協定に基づく各締約国の義務を履行するに当たり、自国の区域内の地域の又は地方の政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

## 第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に

対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 地域の又は地方の政府に関し、1の規定に従つて締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地域の又は地方の政府が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

3 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に關して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

## 第四条 最惠国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 投資活動に關して与えられる1に規定する待遇には、第十八条に規定する制度のような紛争解決のための制度であつて、他の国際的な投資に關する条約又は貿易協定に規定するものを含まないことが了解される。

## 第五条 待遇に關する最低限度の基準

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、外国人の待遇に關する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）

2 1の規定の適用上、「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に關する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従つた刑事上若しくは民事上の訴訟手続

又は行政上の裁決手続における裁判を行ふことを拒否しないとの締約国の義務を含む。一方の締約

国は、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため自国の裁判所の裁判を受け、及び自国の

行政機関に申立てをする権利に関し、当該投資家に対し無差別待遇を与える。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定は、この条の規定に対する違反があつたことを證明するものではない。

## 第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いづれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外國為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

注釈 この(f)の規定は、締約国が、自国の区域内における投資活動に関し、当該区域内の労働者を訓練する要求を課し、若しくは強制すること又は訓練する約束を強制することを妨げるものと解してはならない。ただし、そのような訓練については、特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転することを要求しないことを条件とする。

(g) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(h) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界

## 市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いづれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次のいづれの要求にも従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外國為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における投資財産に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行う要求に従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

## 第七条 非政府機関又は公的企業

各締約国は、自国の区域内の非政府機関又は公的企業が、中央政府によって委任された権限（輸入若しくは輸出の許可の付与、商業取引の認可、割当量の設定又は手数料その他の課徴金の賦課を含む。）を使用するに当たり、この協定に基づく当該締約国の義務に反する態様で活動しないことを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

## 第八条 留保及び例外

1 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) これらの規定に適合しない次の現行の措置

(i) 日本国については、

(A) 中央政府又は都道府県により維持される措置であつて、附属書Iの自国の表に記載するもの

(B) 都道府県以外の地方政府により維持される措置

(ii) ペルー共和国については、

(A) 中央政府又は地域政府により維持される措置であつて、附屬書Iの自国の表に記載するもの

(B) 地方政府により維持される措置

(a) に規定する措置の継続又は即時の更新

(c) (a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前ににおける当該措置と第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、附屬書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動

に関する締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附屬書IIの自国の表の規定の適用を受ける措

置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附屬書Iの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附屬書IIの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においては実施後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があった場合には、当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附屬書I及び附屬書IIの自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、貿易関連的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第九条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関する、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関する締約に関連する情報を含む。）を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

4 各締約国の政府は、緊急の場合又は純粹に軽微なものである場合を除くほか、自国の法令に従い、一般に適用される規制であつて、この協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを採用し、改正し、又は廃止する前に、公衆が意見を述べるための適當な機会を与えるよう努める。

第十条 廉敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する廉敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条 経営幹部及び取締役会

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である企業に対し、特定の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

## 第十三条 収用

1 いづれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4まで

の規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第五条の規定に従つてとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいづれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事業及び補償の額に關し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十八条の規定の適用を妨げない。

注釈 収用については、附屬書III及び附屬書IVの規定に従つて解釈する。

## 第十四条 損失又は損害についての補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の

投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

## 第十五条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

## 第十六条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域内に向けた又は自国の区域内からのすべての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる收入
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬
- (f) 第十三条及び第十四条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十八条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかるわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引

## 官 報 (号 外)

## (c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

(e) 關係法令に従つて要求される通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

## 第十七条 両締約国間の投資紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれに合意する第三の仲裁委員との間の仲裁委員でもない者とする。

3 各締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自國が任命した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

## 第十八条 一方の締約国と他方の締約国との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国との間の投資家との間の紛争であつて、当該一方の締約国の区域内における当該他方の締約国の投資家又はその投資財産に関し、この協定に基づく義務の違反により損失又は損害を生じさせたものをいう。

2 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下「投資家」といふ）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。ただし、紛争投資家が

当該投資紛争を解決のために4に規定する国際的な調停又は仲裁のいずれかに付託した場合には、当該投資紛争については、司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は国内法に基づき設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度に付託してはならない。

3 投資紛争については、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」といふ。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4 紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請のあった日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は国内法に基づき設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度（当該制度がある場合に限る。）に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間において効力を有しない場合に限る。

(c) 國際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 適用される仲裁規則は、この条の規定によつて修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争を付託する少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b) 当該紛争投資家の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根柢の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があつたとされるかについての特定を含む。）

官 報 (号 外)

- (c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの
- (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 7 3に規定する協議又は交渉の要請及び6に規定する通報は、紛争締約国の次の権限のある当局に対しても行う。
- (a) 日本国については、外務省
- (b) ペルー共和国については、経済財政省
- 8 (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。
- (b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。
- (i) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定
- (ii) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」といいう。）第二条の規定
- 9 8の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。
- 10 4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。
- 11 4の規定により設置される仲裁裁判所については、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は一人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」という。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二
- 12 人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。
- 13 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用され得てはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱つたことがあることはなければならない。
- 14 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の締約国において行う。
- 15 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。
- 16 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。
- (a) 仲裁に付託した請求に関する書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）
- (b) 仲裁において提出されたすべての主張書面の写し
- 17 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。
- 18 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じてはならず、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。
- 19 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。
- (a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断
- (b) 違反があつた場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)に規定するものの一方又は双方に限られる。

## 官 報 (号 外)

- (i) 損害賠償金及び適当な利子の支払
- (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができるることを求めるものとする。
- 20 19 の規定に従つて下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自國の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。
- 21 いづれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4に規定する仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行つてはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかつた場合は、この限りでない。この21の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。
- 22 仲裁又は調停に係る費用の紛争当事者による負担については、次のとおりとする。
- (a) 4(a)及び(b)に規定する仲裁又は調停の場合には、投資紛争が付託された仲裁又は調停のための機関が、仲裁手続又は調停手続に関する手続規則に従つて定める。
- (b) 4(c)に規定する仲裁の場合には、適用可能なときは、紛争投資家により選択される仲裁手続に関する手続規則に従つて定める。
- (c) 4(d)に規定する仲裁の場合には、手続規則に従つて定める。ただし、そのような手続規則が存在しないときは、紛争当事者の合意に従つて定める。
- 第十九条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 1 この協定のいかなる規定（第十四条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自國の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。
- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置
- 注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいづれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

- (c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
- (i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
- (iii) 安全
- (d) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
- (i) 戰時、武力紛争その他の自國又は国際関係における緊急時による措置
- (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (iii) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置
- (iv) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある國家的財産の保護のためによる措置
- (v) 当該措置に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとする場合には、当該措置の効力発生の前又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であつて次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。
- (a) 関係の分野及び小分野又は事項
- (b) 当該措置に關係する義務又は条項
- (c) 当該措置の法的根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明
- (e) 当該措置をとる目的
- 第二十条 一時的なセーフガード措置
- 1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合には、第十六条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- (a) 國際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合
- 2 1に規定する措置は、次のすべてのことと満たすものとする。

(a) 國際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e) 他方の締約国の商業上、經濟上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、國際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

4 この協定のいかなる規定も、この条に明示的に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置についての協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

5 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

6 第九条1から3まで及び第十三条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。裁判所の裁判を受ける権利に関する無差別待遇は、租税に係る課税措置について適用する。

7 第十七条及び第十八条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、3に規定する条項に係るものについて適用する。

8 第十九条の規定は、租税に係る課税措置が適用するに当たらないことが(b)の規定に従つて決定された場合には、いづれの投資家も、第十三条の規定を第十八条の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。

9 投資家は、第十八条に規定する付託の意図の通報を行つた時は、(a)に規定する課税措置が収用に当たるか否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第十八条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

#### 第二十一条 信用秩序の維持のための措置

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。
- 3 この協定のいかなる規定も、締約国が金融、為替及び関連する信用政策（為替の変動の緩和、投機的な資本の流入の制限又は国内価格の安定性の確保を含む。）を遂行するため的一般的に適用される無差別的な措置を採用することを妨げるものと解してはならない。

#### 第二十二条 知的財産権

- 1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせると解してはならない。
- 2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国との投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請がある場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適切な措置

をとる。

#### 第二十三条 租税

- 1 この協定のいかなる規定も、この条に明示的に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置についての協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。
- 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。
- 3 第九条1から3まで及び第十三条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。裁判所の裁判を受ける権利に関する無差別待遇は、租税に係る課税措置について適用する。
- 4 第十七条及び第十八条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、3に規定する条項に係るものについて適用する。
- 5 (a) 租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従つて決定された場合には、いづれの投資家も、第十三条の規定を第十八条の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。
- 6 投資家は、第十八条に規定する付託の意図の通報を行つた時は、(a)に規定する課税措置が収用に当たるか否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第十八条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。
- 7 (a) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、
  - (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。
- 8 第二十四条 合同委員会
  - (i) ペルー共和国については、経済財政大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
- 9 (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

官 報 (号 外)

- (b) 第八条1の規定に従つて維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。
- (c) 第八条2の規定に従つて採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。
- (d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に關係するものについて討議すること。
- 2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。
- 3 委員会は、次条に従つて設置される投資環境改善小委員会に加え、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。
- 4 委員会及び小委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、自己及び小委員会の手続規則を定めることとする。委員会及び小委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。
- 5 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十五条 投資環境改善小委員会

- 1 投資環境改善小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
- 2 小委員会は、次のことを任務とする。
- (a) この協定の適用範囲内の投資に関連する事項であつて、投資環境の改善に關係するものについて、情報交換し、及び討議すること。
- (b) 小委員会の所見及び討議の結果を委員会に報告すること。
- (c) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

第二十六条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

- 一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する国内措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十七条 利益の否認

- 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
- (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合
- 2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国区域において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
- 第二十八条 見出し
- この協定中の条の見出しあは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであり、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。
- 第二十九条 最終規定
- 1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従つて終了する時まで引き続き効力を有する。
- 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終了の時又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。
- 3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。
- 4 (a) この協定は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。
- (b) (a)の規定にかかるわらず、
- (i) 附属書I第一節及び附属書II第一節は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成する。

(ii) 附屬書I 第二節及び附屬書II 第二節は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十一月二十一日にリマで、本書一通を作成した。

#### 附屬書I

##### 第一節 日本国の表

1 日本国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に關し日本国が付する留保について、第八条1の規定に従つて記載するものである。

- (a) 第三条（内国民待遇）
- (b) 第四条（最惠国待遇）
- (c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）
- (d) 第十二条（経営幹部及び取締役会）

##### 2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものと透明性の目的のためにのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置を意味し、また、(ii)措置の権限に基づき及び措置に合致して採用され、又は維持されるすべての從属する措置を含む。
- (g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に當たつては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他のすべての事項に優先する。

4 この節の規定の適用上、「J-SIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

農林水産業（植物育成者権）		内国民待遇（第三条）	
分野 小分野 産業分類		外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする る外国投資家について適用する。	
留保の種類		概要	
政府の段階	措置	中央政府	中央政府
三 分野 小分野 産業分類	留保の種類 概要 措置 政府の段階	<p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最惠国待遇（第四条）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>J S I C ○一 一九 その他の耕種農業</p> <p>J S I C ○二 二三 山林種苗生産サービス業</p> <p>J S I C ○四 一三 蕉類養殖業</p> <p>J S I C ○四 一五 種苗養殖業</p> <p>種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条</p> <p>日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十二日にジユネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附屬書において「千九百七十八年のU P O V 条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認める条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十二日にジユネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附屬書において「千九百七十八年のU P O V 条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一条</p> <p>預金保険制度は、日本国管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。</p> <p>J S I C 三五二一 熱供給業</p>	<p>種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条</p> <p>日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十二日にジユネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附屬書において「千九百七十八年のU P O V 条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認める条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十二日にジユネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附屬書において「千九百七十八年のU P O V 条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一条</p> <p>預金保険制度は、日本国管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。</p> <p>J S I C 三五二一 熱供給業</p>
四	五	四	五
政府の段階	措置	小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類
概要	概要	電気通信業	情報通信業
中央政府	中央政府	J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
中央政府	措置	J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）	1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる譲り権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。
中央政府	政府の段階	J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業	(a) 日本国の国籍を有しない者
中央政府	措置	内国民待遇（第三条）	(b) 外国政府又はその代表者
中央政府	政府の段階	経営幹部及び取締役会（第十二条）	(c) 外国法人又は団体
中央政府	措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条	2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
中央政府	留保の種類	情報通信業	情報通信業
中央政府	措置	電気通信業及びインターネット附随サービス業	電気通信業及びインターネット附隨サービス業
中央政府	留保の種類	J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）	J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
中央政府	措置	J S I C 三七一二 長距離電気通信業	J S I C 三七一二 長距離電気通信業
中央政府	留保の種類	J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業	J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業
中央政府	措置	J S I C 三七二一 移動電気通信業	J S I C 三七二一 移動電気通信業
中央政府	留保の種類	J S I C 四〇一 インターネット附隨サービス業	J S I C 四〇一 インターネット附隨サービス業
中央政府	措置	注 J S I C 三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。	注 J S I C 三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
中央政府	留保の種類	内国民待遇（第三条）	内国民待遇（第三条）
中央政府	措置	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条	外國為替及び外國貿易法（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
中央政府	留保の種類	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条	外國為替及び外國貿易法（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

官報(号外)

六	七	八
分野	分野	分野
小分野	小分野	小分野
産業分類	産業分類	産業分類
留保の種類	留保の種類	留保の種類
J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
政府の段階	政府の段階	政府の段階
措置	措置	措置
内国民待遇(第三条)	内国民待遇(第三条)	内国民待遇(第三条)
概要	概要	概要
中央政府	中央政府	中央政府
外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	日本国船籍法(明治三十二年法律第四十六号)第一条	日本国船籍法(明治三十二年法律第四十六号)第一条
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	日本國の船籍は、日本國の國民又は日本國の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本國の國民であるものが所有する船舶に与えられる。	日本國の船籍は、日本國の國民又は日本國の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本國の國民であるものが所有する船舶に与えられる。
外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	日本國の國民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	日本國の國民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
J S I C 二〇一 なめし革製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
J S I C 二〇二 工業用革製品製造業(手袋を除く。)	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
J S I C 二〇三革製履物用材料・同附属品製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
J S I C 二〇四革製履物製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
J S I C 二〇五革製手袋製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
J S I C 二〇六一かばん製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
J S I C 二〇七袋物製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
J S I C 二〇八一毛皮製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
J S I C 二〇九一その他のなめし革製品製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
J S I C 三二五運動用具製造業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
注1 J S I C 一八九又は三二五の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
注2 J S I C 一六九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤(にかわ)及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
内国民待遇(第三条)	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
中央政府	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
措置	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
概要	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項

九	十	八
分野	分野	分野
小分野	小分野	小分野
産業分類	産業分類	産業分類
留保の種類	留保の種類	留保の種類
J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
政府の段階	政府の段階	政府の段階
措置	措置	措置
内国民待遇(第三条)	内国民待遇(第三条)	内国民待遇(第三条)
概要	概要	概要
中央政府	中央政府	中央政府
外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	日本国船籍法(明治三十二年法律第四十六号)第一条	日本国船籍法(明治三十二年法律第四十六号)第一条
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	日本國の船籍は、日本國の國民又は日本國の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本國の國民であるものが所有する船舶に与えられる。	日本國の船籍は、日本國の國民又は日本國の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本國の國民であるものが所有する船舶に与えられる。
外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	日本國の國民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	日本國の國民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
内国民待遇(第三条)	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
中央政府	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
措置	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項
概要	J S I C ○五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項

十一													
十二	十三	十二	十三	十二	十三	十二	十三	十二	十三	十二	十三	十二	十三
分野 産業分類 留保の種類	小分野 産業分類 留保の種類	小分野 産業分類 留保の種類	小分野 産業分類 留保の種類	概要 措置 政府の段階	J S I C      九二〔三〕一 警備業 内国民待遇（第三条）	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条规定 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。	六三二四 漁業協同組合 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 六三二六 水産養殖業	J S I C ○一 J S I C ○二 J S I C ○三 J S I C ○四	農業 林業 漁業（水産養殖業を除く。）	J S I C ○一 J S I C ○二 J S I C ○三 J S I C ○四	農業 林業 漁業（水産養殖業を除く。）	農業 林業 漁業（水産養殖業を除く。）
経営幹部及び取締役会（第十二条）	最惠国待遇（第四条）	内国民待遇（第三条）	航空運輸業 J S I C 四六一 航空運送業	政府の段階	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条规定 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。	中央政府	六三二四 漁業協同組合 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 六三二六 水産養殖業	J S I C ○一 J S I C ○二 J S I C ○三 J S I C ○四	農業 林業 漁業（水産養殖業を除く。）	J S I C ○一 J S I C ○二 J S I C ○三 J S I C ○四	農業 林業 漁業（水産養殖業を除く。）	農業 林業 漁業（水産養殖業を除く。）	

政府の段階	概要	措置	中央政府
措置	1 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	1 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
政府の段階	十四		
措置	1 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
留保の種類	分野 小分野 産業分類		
留保の種類	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第十二条）	1 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
政府の段階	中央政府		
措置	1 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	1 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章

官報(号外)

概要	十五	<p>2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</li> <li>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</li> <li>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</li> <li>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</li> <li>(e) 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体により所有される法人</li> <li>(f) 可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</li> <li>(g) 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間に於て航空の用に供してはならない。</li> </ul> <p>3 航空機登録原簿への航空機の登録</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一章</p>
概要	十六	<p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</li> <li>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</li> <li>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</li> <li>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</li> </ul> <p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最惠国待遇（第四条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十二条）</p>

概要	十七	<p>登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</li> <li>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</li> <li>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</li> <li>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</li> </ul> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間に於て航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</li> <li>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</li> <li>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</li> <li>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</li> </ul> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最惠国待遇（第四条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十二条）</p>
概要	十八	<p>中央政府</p> <p>措置</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最惠国待遇（第四条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第十二条）</p>

外國投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがつて、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

行つてはならない。

二十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 政府の段階	J S I C 三六一 上水道業 内国民待遇（第三条）
	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	

十九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 政府の段階	道路旅客運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第三条）
二十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 政府の段階	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、「一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがつて、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
二十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 措置 政府の段階	J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四一 内航船舶貨渡業 内国民待遇（第三条）
	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貨渡業（内航船舶貨渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。	

## 附屬書II

### 第一節 日本国の表

1 日本国の表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第八条2の規定に従つて記載するものである。

- (a) 第三条（内国民待遇）
  - (b) 第四条（最惠国待遇）
  - (c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）
  - (d) 第十二条（経営幹部及び取締役会）
- 留保には、次の事項を記載する。
- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
  - (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
- 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を

官 報 (号 外)

二		一								
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要	内国民待遇 (第三条) 経営幹部及び取締役会 (第十二条)	すべての分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要	内国民待遇 (第三条) 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) ベル-共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) ベル-共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有する者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	すべての分野	二	4 この節の規定の適用上、「J.S.I.C」とは、総務省が作成し、一千九百七十九年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
概要	内国民待遇 (第三条) 経営幹部及び取締役会 (第十二条)	概要	内国民待遇 (第三条) 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) ベル-共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) ベル-共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有する者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	すべての分野	三	3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。				
概要	内国民待遇 (第三条) 経営幹部及び取締役会 (第十二条)	概要	内国民待遇 (第三条) 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名されたすべての二国間又は多数国間の協定に従い各國に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	すべての分野	四	4 この節の規定の適用上、「J.S.I.C」とは、総務省が作成し、一千九百七十九年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。				
概要	内国民待遇 (第三条) 経営幹部及び取締役会 (第十二条)	概要	内国民待遇 (第三条) 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名されたすべての二国間又は多数国間の協定に従い各國に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	すべての分野	五	3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。				
概要	内国民待遇 (第三条) 経営幹部及び取締役会 (第十二条)	概要	内国民待遇 (第三条) 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	すべての分野	六	4 この節の規定の適用上、「J.S.I.C」とは、総務省が作成し、一千九百七十九年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。				
概要	内国民待遇 (第三条) 経営幹部及び取締役会 (第十二条)	概要	内国民待遇 (第三条) 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	すべての分野	三	3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。				
概要	内国民待遇 (第三条) 経営幹部及び取締役会 (第十二条)	概要	内国民待遇 (第三条) 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	すべての分野	四	4 この節の規定の適用上、「J.S.I.C」とは、総務省が作成し、一千九百七十九年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。				
概要	内国民待遇 (第三条) 経営幹部及び取締役会 (第十二条)	概要	内国民待遇 (第三条) 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	すべての分野	五	3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。				
概要	内国民待遇 (第三条) 経営幹部及び取締役会 (第十二条)	概要	内国民待遇 (第三条) 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	すべての分野	六	4 この節の規定の適用上、「J.S.I.C」とは、総務省が作成し、一千九百七十九年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。				

八		七	
概要		概要	
現行の措置	現行の措置	現行の措置	現行の措置
分野	分野	分野	分野
産業分類	産業分類	産業分類	産業分類
概要	概要	概要	概要
留保の種類	留保の種類	留保の種類	留保の種類
小分野	小分野	小分野	小分野
分野	分野	分野	分野
産業分類	産業分類	産業分類	産業分類
留保の種類	留保の種類	留保の種類	留保の種類
概要	概要	概要	概要
留保の種類	留保の種類	留保の種類	留保の種類
内国民待遇（第三条）	内国民待遇（第三条）	内国民待遇（第三条）	内国民待遇（第三条）
最惠国待遇（第四条）	最惠国待遇（第四条）	最惠国待遇（第四条）	最惠国待遇（第四条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
経営幹部及び取締役会（第十二条）	経営幹部及び取締役会（第十二条）	経営幹部及び取締役会（第十二条）	経営幹部及び取締役会（第十二条）
日本国は、自國の領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業を留保する。この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。	日本国は、自國の領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業を留保する。この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(a) 水産資源の採取を伴わない調査	漁業	漁業	漁業
領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業	J S I C ○三一 海面漁業	内水面養殖業	内水面養殖業
J S I C ○三二 内水面漁業	J S I C ○四一 海面養殖業	J S I C ○四二 内水面養殖業	J S I C ○九三 遊漁船業
内国民待遇（第三条）	内国民待遇（第三条）	内国民待遇（第三条）	内国民待遇（第三条）
最惠国待遇（第四条）	最惠国待遇（第四条）	最惠国待遇（第四条）	最惠国待遇（第四条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
経営幹部及び取締役会（第十二条）	経営幹部及び取締役会（第十二条）	経営幹部及び取締役会（第十二条）	経営幹部及び取締役会（第十二条）
日本国は、自國の領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

十一 産業分類	十二 現行の措置	十三 概要	十四 分野 小分野 産業分類 留保の種類	十五 現行の措置	十六 概要	十七 分野 小分野 産業分類 留保の種類	十八 現行の措置	十九 概要	二十 内国民待遇 (第三条)	十一 漁獲物の保護及び加工 (d) (e) (c) (b) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第二条、第四条及び第六条 排他的経游水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
分野 小分野 産業分類	現行の措置	概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類	現行の措置	概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類	現行の措置	概要	内国民待遇 (第三条)	漁獲物の保護及び加工 (d) (e) (c) (b) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第二条、第四条及び第六条 排他的経游水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
現行の措置	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	日本国における土地の取得又は賃貸借に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国内における外国人又は外国法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。	内国民待遇 (第三条)	土地取引に関する事項	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第五条 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十一及び第五十二条の三十二	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 経営幹部及び取締役会(第十二条)	放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業	情報通信業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業	放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業	漁獲物の保護及び加工 (d) (e) (c) (b) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第二条、第四条及び第六条 排他的経游水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
現行の措置	外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条	日本国における土地の取得又は賃貸借に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国内における外国人又は外国法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。	内国民待遇 (第三条)	土地取引に関する事項	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第五条 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十一及び第五十二条の三十二	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 経営幹部及び取締役会(第十二条)	放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業	情報通信業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業	放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業	漁獲物の保護及び加工 (d) (e) (c) (b) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第二条、第四条及び第六条 排他的経游水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

官 報 (号外)

留保の種類	内国民待遇（第三条）
特定期待遇（第四条）	最惠国待遇（第四条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	経営幹部及び取締役会（第十二条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

附屬書IV（第十三条関係） 収用

両締約国は、第十三条に規定する間接的な収用に関して、次の事項についての理解を共有していることを確認する。

(a) 間接的な収用は、直接的な収用と同等の効果を有する締約国による一又は一連の措置であつて、正式な権原の移転又は明白な差押えを伴わないものである。

(b) 締約国による一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

- (i) 一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもつて間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）
- (ii) 一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度
- (iii) 一又は一連の措置の性質（当該措置が無差別的なものであるか否かを含む。）

(c) 正當な公共の福祉のための目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置であつて、第十九条1に規定するものは、間接的な収用を構成しない。

注釈 第十九条1の規定には、環境を保護するための措置を含むことが了解される。

ペルー共和国については、第十三条の規定において用いる「公共の目的」は、国際協定において用いられる用語であり、及びペルー共和国の国内法において異なる用語（例えば、「公共の必要性」、「国家安全保障」）を用いて表現することができる。

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成二十年三月、我が国とペルーとの間の首脳会談において、二国間の投資協定締結のための交渉を開始することで一致したことを受け、同年五月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意を見るに至つたことから、同年十一月二十一日ペルーのリマにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、ペルーとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進、保護及び自由化に関する法的枠組みについて定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えること。

2 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要する待遇を与えること。

3 いづれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国との投資家の投資活動の条件として、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。

4 いづれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適當かつ実効的な補償の支払及び正當な法の手続等に従うことに関する条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと。

5 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被つた他方の締約国の投資家に対する原状回復等に關し、内国民待遇又は最惠国待遇のうちいづれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること。

6 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であつて、他方の締約国との投資家の投資財産に關連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行わることを確保すること。

7 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、その投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁のいづれかに付託されること。

8 両締約国は、この協定の適用範囲内の投資に關連する事項であつて、投資環境の改善に關係するものについて、情報を交換し、及び討議すること等を任務とする投資環境改善小委員会を設置

すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、投資活動に関する内国民待遇、投資活動に関する最惠国待遇、特定措置の履行要求の禁止、経営幹部及び取締役会の規定により課される義務に適合しない措置に關し各締約国が付する留保について規定している。

本協定は、協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになつていている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とペルーとの間の投資環境の整備を促すとともに、投資家に安心感を与え、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年六月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿

外務委員長 河野 太郎

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右  
社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件  
国会に提出する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 河村 建夫

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件  
社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件  
もつて両国間の人的交流の促進を図るために、平成二十一年十一月十二日に東京で、社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由  
政府は、日本国とスペインとの間で年金制度への強制加入に関する法令の適用の調整等を行い、もつて両国間の人的交流の促進を図るために、平成二十一年十一月十二日に東京で、社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

# 官報(号外)

## 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定

日本国及びスペイン（以下「両締約国」という。）は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、  
次とのおり協定した。

### 第一部 総則

#### 第一条 定義

##### 1 この協定の適用上、

(a) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

スペインについては、スペイン民法にいうスペイン国民

(b) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国法律及び規則

スペインについては、次条2に掲げる給付に影響を及ぼす法律及び規則

(c) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国年金制度を管轄する政府機関

スペインについては、労働移民省

(d) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国法律の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

スペインについては、スペインの法令の実施に責任を有する機関

(e) 「保険期間」とは、いずれか一方の締約国法律による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立

に際して当該法令に基づいて考慮されるその他の期間をいう。ただし、社会保障に関する他の協定で  
あってこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮すること  
とされた期間は、含めない。

(f) 「給付」とは、いずれか一方の締約国法律による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国法律において与え

られている意味を有するものとする。

#### 第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、次の日本国年金制度について適用する。

(a) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(b) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(c) 国家公務員共済年金

(d) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(e) 私立学校教職員共済年金

(b)から(e)までに掲げる日本国年金制度は、以下「日本国被用者年金制度」という。)

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

2 スペインについては、次の給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用する。

(a) 退職給付

(b) 労働災害又は職業上の疾病に起因しない永久障害給付

(c) 労働災害又は職業上の疾病に起因しない死亡及び遺族給付

(d) 労働災害及び職業上の疾病に起因する給付については、専ら第十一条に定めるところによる。

ただし、(a)から(c)までに掲げる給付には、特別の法令によって認められるスペイン市民戦争又はその結果による犠牲者のための給付を含めない。

#### 第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、いずれか一方の締約国法律の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者

に由来する権利を有するその他の者について適用する。

#### 第四条 待遇の平等

前条に規定する者であつて一方の締約国領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国法律の適用に際し、当該一方の締約国国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国法律の規定の適用を妨げる

ものではない。

#### 第五条 海外への給付の支払

- 1 一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

- 2 一方の締約国の法令による給付は、第三条に規定する者であつて第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該一方の締約国の国民と同一の条件で支給する。

#### 第六条 適用法令に関する規定

##### 第六条 一般規定

- この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

#### 第七条 特別規定

- 1(a) 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その雇用に関し、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

- (b) (a)に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して(a)に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

- (c) (a)の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国(第三国)の領域に派遣されていた被用者が、その後、当該雇用者により当該第三国(第三国)の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

- 2(a) 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者

として就労する者が、他方の締約国の領域内において自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該自営活動に係り、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(b) (a)に規定する自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して(a)に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

#### 第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

- 1 両締約国の法令の適用を受ける者が一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する場合には、当該者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この1の規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用される場合には、当該者については、当該他方の締約国の法令を適用する。

- 2 國際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

#### 第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

- 1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウイーン条約の規定の適用を妨げるものではない。
- 2 一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するためには、その就労に関し、その者が当該一方の締約国の法令の適用が免除されない場合には、その就労に関し、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

#### 第十条 第六条から前条までの規定の例外

- 両締約国の権限のある当局又は実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めるについて合意することができる。

#### 第十一条 労働災害又は職業上の疾病に関する特別規定

# 官 報 (号外)

1 第七条1又は前条の規定に従うならば日本国の中のみが適用されることとなる被用者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。したがって、当該被用者が

就労するスペインに所在する事業体は、スペインの法令に従つて保険料を納付する責任を負う。

2 第七条2又は前条の規定に従うならば日本国の中のみが適用されることとなる自営業者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。したがって、当該自営業者は、スペインの法令に従つて保険料を納付する責任を負う。

## 第十二条 随伴する配偶者及び子

日本国の中において就労する者であつて、第七条、第九条2及び第十条の規定に従つてスペインの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の中は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の中の適用の免除は、日本国の中に従つて決定する。

## 第十三条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、いかれか一方の締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

## 第三部 給付の規定

### 第一章 日本国の給付に関する規定

#### 第十四条 保険期間の通算

1 日本国の実施機関は、日本国の中の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の中による保険期間と重複しない限りにおいて、スペインの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たつては、(a)スペインの法令による保険期間は、日本国の中の被用者年金制度における保険期間を有する者についてのみ適用する。

(a) スペインの法令による保険期間は、日本国の中の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

(b) スペインの法令により次の(i)又は(ii)の期間として認められた保険期間は、日本国の中の厚生年金保険における同種の作業に従事した期間として考慮する。

#### (i) 鉱山において常時の坑内作業に従事した期間

#### (ii) 海上航行船舶において被用者として就労した期間

## 第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスペインの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの1の規定を適用せずとも確立される場合には、この1の規定は、日本国の中の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たつては、適用しない。

2 1の規定の適用に当たつては、(i)スペインの法令による保険期間を有する者については、(ii)日本国の中の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の中の法令に従つて、1の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

## 第十六条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の中の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の中の法令に従つて当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかる一定額が支給される給付については、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスペインの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の中の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国の中の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間

間に基づいて計算されるものに限る。)に閲しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びスペインの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しでは、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

## 第二章 スペインの給付に関する規定

### 第十七条 保険期間の通算

スペインの法令が給付を受ける権利を確立するために一定の保険期間を要件としている場合において、スペインの実施機関は、当該権利を確立するために必要な範囲内で、日本国の法令による保険期間をスペインの法令による保険期間と同様に考慮する。ただし、当該日本国の法令による保険期間がスペインの法令による保険期間と重複しないことを条件とする。

### 第十八条 紙付の権利を確立するための特定の要件

1 スペインの法令が、この章の規定に従つて給付を受ける権利を確立するためには被用者又は自営業者が給付の支給事由となる事実の発生時点においてスペインの法令の適用を受けていたことを要件としている場合において、当該被用者又は自営業者が、その時点において日本国の法令によって保障されているとき又

は保障されないくとも当該被用者若しくは自営業者の保険期間に基づいて日本国の法令による年金たる給付を受けているときは、当該要件は、満たされたものとみなす。遺族給付を受ける権利を確立するに当たり、当該遺族給付の支給事由に係る被保険者又は年金受給者の要件は、第一文に規定する方法と同様の方法で考慮される。

2 スペインの法令が、給付を受ける権利を確立するために、当該給付の支給事由となる事実の発生時点の直前の一定期間内において一定の保険期間を有していることを要件としている場合において、日本国の法令による給付を受ける権利が確立された時点の直前の当該一定期間内に当該一定の保険期間を有しているときは、当該要件は、満たされたものとみなす。

3 スペインの法令に含まれる給付の減額、停止又は取消しに関する規定は、年金受給者が就労している場合には、その就労が日本国内において行われているときであつても、適用される。

### 第十九条 紙付の計算

両締約国の法令の適用を受けていた者は、次の1から3までの規定に従いスペインの法令による給付を受ける権利を与えられる。

1 スペインの実施機関は、スペインの法令による保険期間のみに基づいて、当該者が給付を受ける権利を有するか否かを決定し、及び当該給付を受ける権利を有すると決定した場合には、その給付の額を計算する。

2 スペインの実施機関は、第十七条及び適用可能な場合には前条の規定に基づいて、当該者が給付を受ける権利を有するか否かを決定し、及び当該給付を受ける権利を有すると決定した場合には、その給付の額を次の(a)から(c)までの規定に従つて計算する。

(a) 両締約国の法令による被保険者のすべての保険期間がスペインの法令による保険期間であるとした場合に支給される給付の額を計算する。

(b) (a)に規定する給付の額は、給付の支給事由となる事実が発生した時点までに有していた両締約国の法令による保険期間の合計に対する当該時点までに有していたスペインの法令による保険期間の比率によつて調整される。

(c) スペインの法令が満額の年金を認めるために一定の保険期間を有することを要件とする場合において、スペインの実施機関は、満額の年金を認めるために必要な範囲に限り、日本国の法令による保険期

- 間を考慮する。この(i)の規定は、保険期間に基づくことなく額が定められる給付については、適用しない。
- スペインの実施機関は、1及び2の規定の適用により給付を受ける権利が確立された場合には、受給者にとって一層有利な給付の額を確認し、及び支払う。
- 第二十条 特定の職業に関する特別規定**
- スペインの法令が、特別制度の適用を受ける職業又はある特定の職業における保険期間を有することによって利益を与えることを規定している場合において、日本国の法令による保険期間は、対応する職業の保険期間として認められるときに限り、当該利益を与えるために考慮される。
- 第二十一条 労働不能の程度の決定**
- スペインの実施機関は、適正な永久障害給付を認める目的として、スペインの法令に従って障害の程度を評価し、及び決定する。
- 2 1の規定を適用するに当たり、スペインの実施機関は、日本国に基づき日本国に実施機関が所有し、かつ、第二十五条の規定に従つて伝達された医療情報及び行政上の情報を考慮する。この2の規定は、スペインの実施機関が、その費用で、被保険者に対し、当該実施機関によって選ばれた医師による追加的な診察を受けることを妨げるものではない。
- 第二十二条 給付の計算基礎**
- スペインの実施機関は、スペインの法令に従つて給付の計算基礎を決定する。
- 2 投出制の社会保障制度の下での給付については、第十九条2の規定の適用に当たつて用いられる給付に関する計算基礎を決定するため、次の(a)及び(b)の規定を適用する。
- (a) 第十九条2(a)に規定する給付の額は、最後にスペインの社会保障の保険料を投出した時の直前の期間における被保険者による実際の保険料の基礎を用いて計算する。
- (b) 給付の額は、類似の種類の給付について翌年からそれぞれ適用される増額に応じて増加する。
- 3 国家年金制度の下での給付については、
- (a) 千九百八十五年一月一日以降適用される法令に基づいて認められた給付の計算に用いられる計算基礎を決定するため、次の(i)及び(ii)の規定を適用する。
- (i) 日本国の法令による保険期間は、当該保険期間に最も近い時点の国家年金制度による保険期間と同様に扱う。

- (ii) 永久障害年金又は遺族年金の支給事由となる事実の発生した時点において公務員が国家年金制度に入っていた場合又はそれに準する状態にあった場合には、当該公務員が退職年齢又は強制退職年齢に達するまでに必要な年数に限り、国家に対する有効な就労期間として計算する。
- (b) 千九百八十四年十二月三十一日において適用されていた法令による給付については、日本国に基づく保険期間は、当該給付を受ける権利を確立するため、及び適当な場合には、年金額の計算に用いられる就労年数の決定のために考慮されるが、給付の計算基礎を決定するためには考慮されない。
- 第二十三条 一年未満の保険期間**
- 第十九条2に規定する場合において、スペインの法令による保険期間の合計が一年に満たないときには、スペインの実施機関は、スペインの法令に基づく給付を認めない。
- 第四部 雜則**
- 第二十四条 行政上の協力**
- 1 両締約国の権限のある当局は、
- (a) この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
- (c) 自国の法令その他の事項の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報ができる限り速やかに相互に通報する。
- 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償で行う。
- 第二十五条 情報の伝達及び密性**
- 1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。
- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請に基づいて、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であつて、1に規定する情報以外

もの（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該他方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、当該情報は、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためのみ使用する。

3 一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則によつて規律される。

#### 第二十六条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

#### 第二十七条 両締約国間の連絡

1 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施に必要な場合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対し、直接連絡することができる。この連絡は、日本語又はスペイン語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

#### 第二十八条 申請、不服申立て及び申告

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 この条の規定が適用される場合には、給付の申請、不服申立てその他申告が提出された一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該給付の申請、不服申立てその他申告の受理の日を明示し、これを遅延してはならない。

滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

#### 第二十九条 給付の支払

1 いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を可能とするために必要な措置について、直ちに協議する。

#### 第三十条 意見の相違の解決及び合同委員会

1 この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、関係のある事項に責任を有する日本国の当局とスペインの権限のある当局との間の協議により解決する。

2 両締約国は、両締約国の権限のある当局及び実施機関の代表者で構成される合同委員会を設置することができる。当該合同委員会は、この協定の実施状況を監視する責任を負う。当該合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、日本国又はスペインのいずれかにおいて必要に応じて会合する。

#### 第五部 経過規定及び最終規定

##### 第三十一条 この協定の効力発生前の保険期間、事実及び決定

1 この協定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、この協定の効力発生前の保険期間を考慮する。

2 この協定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、この協定の効力発生前の事実を考慮する。

3 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

4 第七条1(a)及び2(a)の規定の適用に当たつては、この協定の効力発生日の前から一方の締約国の領域内に就労していた者については、同条1(a)に規定する派遣の期間及び同条2(a)に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

5 この協定の効力発生前に一方の締約国の法令に基づいて認められた給付又は拒否された給付については、関係者の要請に基づき、この協定の規定の適用により見直すことができる。ただし、スペインについては、この協定の効力発生前に支払われた一時金については、見直さない。

6 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を額してはならない。

**第三十二条 効力発生**

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

**第三十三条 有効期間及び終了**

- 1 この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。
- 2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

二千八百零八年十一月十一日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国のために

中曾根弘文

スペインのために

A・ロサーダ・T

**社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書****告白****本件の目的及び要旨**

我が国とスペインとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するためには必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となつていていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図るべく、スペイン政府との間で、平成二十年一月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、同年十一月十二日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、日本・スペイン両国間における年金制度への二重加入の問題等の解消を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、スペインについては、退職給付、永久障害給付、死亡及び遺族給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用すること。
- 2 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。
- 3 被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。
- 4 派遣又は自営活動の期間が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者又は自営業者に対して引き続き自国の法令のみを適用することについて合意すること。
- 5 日本国の実施機関は、日本国給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スペインの法令による保険期間を考慮すること。
- 6 日本国の実施機関は、本協定の規定に従うことを条件として、日本国法令に従つて当該給付の額を計算すること。
- 7 スペインの実施機関は、スペインの給付を受ける権利を確立するため、スペインの法令による保険期間と重複しないことを条件として、日本国法令による保険期間を考慮すること。
- 8 スペインの実施機関は、本協定の規定に従い、給付の額を計算すること。



- のとし、また、この協定の適用上、第十三条の規定は、この(a)に掲げるイタリア共和国の年金制度について、適用しない。
- (b) 非自發的失業に対する保険制度について適用する。
- ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一、第十八、第十九条及び日本国については、
- 第二十一条の規定は、この(b)に規定するイタリア共和国の制度については、適用しない。
- 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

(i) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii) 国家公務員共済年金

(iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v) 私立学校教職員共済年金

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めないものとし、また、第十三条の規定は、この(a)に掲げる日本国の年金制度については、適用しない。

- (b) 失業等給付に関する日本国の雇用保険制度について適用する。
- 官 第二十二条の規定は、この(b)に規定する日本国の制度については、適用しない。

### 第三条

この協定は、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

官 第二十三条の規定は、この(a)に掲げる日本国の年金制度については、適用しない。

### 第四条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

### 第五条

一方の締約国の領域外に居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限

する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に住所を有することを要件として定めた日本国の法令の規定を妨げるものではない。

一方の締約国の法令による給付は、第三国領域内に居住する他方の締約国の国民に対しては、当該第三国領域内に居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

### 第六条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

### 第七条

一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

一方に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

1の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国領域に派遣されていた者が、その後、当該

雇用者により当該第三国領域から他方の締約国領域に派遣される場合にも適用される。

一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国領域内においてのみ自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4に規定する他方の締約国領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国

権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対し  
て4に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

#### 第八条

ある者が一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないと  
したならば当該者について両締約国の法令が適用されることとなる場合には、当該者について、当該一方の  
締約国の法令のみを適用する。ただし、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用さ  
れ、かつ、当該他方の締約国の領域内に居住する場合には、当該者について、当該他方の締約国の法令のみ  
を適用する。

#### 第九条

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又は千九百六十三年四月二十  
四日の領事関係に関するウイーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことの条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員  
として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当  
該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

#### 第十条

官 両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請  
又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範  
囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から第八条まで、前条2及び  
第十三条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

#### 第十一条

日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりイタリア共和国の  
法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

- (a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当  
該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。
- (b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて  
決定する。

#### 第十二条

第六条から第八条まで、第九条2、前条及び次条の規定は、各締約国の法令における強制加入についての  
み適用する。

#### 第十三条

この協定（第十条を除く。）の他のいかなる規定にもかかわらず、第二条1(b)に規定するイタリア共和国の  
制度及び同条2(b)に規定する日本国の制度については、次の規定を適用する。

- (a) 第二条1(b)に規定するイタリア共和国の制度又は同条2(b)に規定する日本国<sup>の</sup>制度に加入し、かつ、  
一方の締約国<sup>の</sup>領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者

により当該一方の締約国<sup>の</sup>領域から他方の締約国<sup>の</sup>領域内において就労するために派遣される場合には、  
は、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その就労について、当該一  
方の締約国<sup>の</sup>法令のみを適用する。

- (b) (a)に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国<sup>の</sup>権限のある当局又はこれらの権限

のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に對して(a)に規定する一方の締約国<sup>の</sup>法令の  
みを引き続き適用することについて合意することができる。

- (c) (a)の規定は、雇用者により一方の締約国<sup>の</sup>領域から第三国<sup>の</sup>領域に派遣されていた者が、その後、当  
該雇用者により当該第三国<sup>の</sup>領域から他方の締約国<sup>の</sup>領域に派遣される場合にも適用される。

#### 第十四条

1 両締約国<sup>の</sup>権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b) この協定の実施を円滑にするため、権限のある当局又は実施機関の中から、相互に直接連絡するこ  
ができる連絡機関を指定する。

- (c) 自國の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限  
り速やかに相互に通報する。

- 2 両締約国<sup>の</sup>権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要  
な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

#### 第十五条

- 1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用する。
- 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他のこれに類する手続を要しない。

## 第十六条

- 1 この協定の実施に際し、両締約国のある当局、実施機関及び連絡機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、イタリア語又は英語により、直接に連絡することができる。
- 2 この協定の実施に際し、一方の締約国のある当局、実施機関及び連絡機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

## 第十七条

- 1 一方の締約国のある当局、実施機関又は連絡機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。
- 2 一方の締約国のある当局、実施機関又は連絡機関は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国に対し伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

## 第十八条

- 1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国のある当局、実施機関又は連絡機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告について、その提出の日に当該一方の締約国のある当局、実施機関又は連絡機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。
- 2 一方の締約国のある当局、実施機関又は連絡機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、

不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。

## 第十九条

この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。

## 第二十条

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

## 第二十二条

第四条の規定は、日本国領域外に住所を有することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国法の規定の適用を妨げるものではない。

## 第二十三条

第七条1及び4並びに第十三条(a)の規定の適用に當たつては、これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

## 第二十四条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

- 1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。
  - 2 いづれか一方の締約国が他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行ふ場合には、両締約国は、この協定が終了することにより生ずることのある問題を解決するために協議する。
- 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。
- 一千九九年一月六日にローマで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安藤裕康

イタリア共和国のために

S・G・クラクシ

遺族年金に関する一般強制保険、自営業者に関する一般強制保険の特別制度、一般強制保険の分離制度並びに一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度について適用するとともに、雇用保険制度に関し、非自発的失業に対する保険制度について適用すること。

3 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、年金制度については、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自國の法令のみを適用すること。

4 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、雇用保険制度については、被用者が派遣の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自國の法令のみを適用すること。

なお、本協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、二重適用の問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるとの見地から有意義

であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年六月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿  
外務委員長 河野 太郎

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条中「この法律の施行の日から起算して二十年を経過した日」を「平成二十六年六月三十日限り」に改める。

平成二十一年四月八日

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 江田 五月

## 官 報 (号 外)

### 社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

#### の件に関する報告書

我が国とイタリアとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度及び雇用保険制度への強制加入に関する法令が二重に適用される問題が生じている。この問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となつていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、この問題の解決を図るべく、イタリア政府との間で平成二十一年五月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、平成二十一年二月

六日にローマにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、日本・イタリア両国間における年金制度及び雇用保険制度への二重加入の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用するとともに、失業等給付に関する雇用保険制度について適用すること。

2 この協定は、イタリアについては、年金制度

度及び雇用保険制度への強制加入に関する法令が二重に適用される問題が生じている。この問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となつていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、この問題の解決を図るべく、イタリア政府との間で平成二十一年五月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、平成二十一年二月

度に關し、被用者の障害年金、老齢年金及び

官 報 (号 外)

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)  
に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年六月十八日

農林水産委員長 遠藤 利明

衆議院議長 河野 洋平殿

官 報 (号 外)

平成二十一年六月十八日

衆議院会議録第四十号

明治二十三年五月三十一日  
郵便物認可

発行所
二東京一〇五番地五番目虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
一本四六〇円